

令和三年十二月定例会

令和 3 年第 4 回

# 菊陽町議会12月定例会会議録

令和 3 年12月 2 日～12月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和3年第4回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
12/2	木	開会・請願 委員会付託・行政報告・提案理由説明 議案審議（承認第8号、承認第9号、議案第53号、議案第61号）・質疑・ 討論・表決
12/3	金	休会（議案調査）
12/4	土	休会
12/5	日	休会
12/6	月	一般質問（5人）
12/7	火	一般質問（4人）
12/8	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会
12/9	木	産業建設常任委員会
12/10	金	休会（議案調査）
12/11	土	休会
12/12	日	休会
12/13	月	議案審議（議案第49号～議案第52号、議案第54号～議案第60号）・質疑・ 討論・表決 委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和3年第4回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	福島 知雄 (P38～)	1. 住民参加の模擬議会開催について	<p>(1)子ども議会を開催すべきと考えるが、どうか。 近未来、国・地域を担う子どもたちに社会学習と共に、行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ってもらい、すばらしい地域づくりに芽生えてもらうためにも、定期的な子ども議会の開催をすべきではないか。</p> <p>(2)女性議会を開催すべきと考えるが、どうか。 町民女性代表による女性議会を開催し、女性の声をより多く町政に反映させるためにも必要ではないか。</p>
		2. 企業誘致にも関係する住環境整備について	<p>慢性的な交通渋滞解消と半導体の世界的企業T S M Cの進出に伴う、インフラ整備と人口増加に対応する住環境整備について。</p> <p>①企業誘致に対応した道路整備を早急にすべきではないか。 特に、原水地区は慢性的な交通渋滞が日常的になっているが更なる交通渋滞が予想される。町長はどのように捉えているか。</p> <p>②人口増加に対応した市街化区域、集落内開発区域の拡張に向けた線引きの見直しを熊本県に要請すべきではないか。</p> <p>③本町が土地開発公社を立ち上げ、新たな区画整備事業に取り組むことも考えられるが、どうか。</p>
2	甲斐 榮治 (P50～)	菊陽町のまちづくりの長期展望について	<p>(1)空港アクセス鉄道計画について、熊本県の検討状況をどのように把握しているか。</p> <p>(2)菊陽空港線延伸事業の現在の進捗状況と今後のタイムスケジュールはどうなっているか。</p> <p>(3)第二原水工業団地にT S M C ( J A S M ) が進出する予定であるが、特にこれに関連して菊陽町とその周辺の道路状況の改善をどう考えているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(4) 今後の公共施設の建設・住宅地開発・企業誘致などを勘案する時、土地計画を再検討し、国や県に規制緩和を働きかけるべきではないか。</p> <p>(5) T S M C ( J A S M ) の進出に伴って、外国人に対する教育・福祉・各種インフラの整備が必要であるが、どんな対策を考えているか。</p> <p>(6) 上記の変化を踏まえて、都市計画全般の見直しをすべきではないか。</p> <p>(7) 町からの情報発信を強めて、町内での可能な限りの情報共有につとめ、世論の形成をはかるべき時ではないか。</p>
3	矢野 厚子 (P62～)	1. 町内の中学校の制服の着用に関する質問	<p>(1) 現在、町内の2中学校の制服の着用基準に違いがあるか。</p> <p>(2) 転校生の制服についてはどのように対応しているか。</p> <p>(3) 在校中に不測の事態で制服の再購入が必要になった時はどのように対応しているか。</p> <p>(4) 女子生徒にスカートとズボン着用を選択させる考えはないか。</p>
		2. ごみ減量の対応について	<p>(1) ごみ減量の具体的な対策は考えているか。</p> <p>(2) 生ごみ処理機に助成金があるが、年間何件くらいの申請があるか。</p> <p>(3) 高齢者のみの家族がゴミ出しに苦勞していると聞くが、対応策は考えているか。</p>
		3. 選挙の投票率について	<p>(1) 衆議院議員選挙の期日前の投票状況はどうだったか。</p> <p>(2) 期日前投票立会人の事前登録の募集が、広報きくようやホームページで募集されていたが、応募状況はどうだったか。</p> <p>(3) 光の森の期日前の期間は本庁での期間に比べて短い。来年度も参議院議員選挙と町長選挙が予定されているが今後も同様にするのか。</p> <p>(4) 有権者の投票行動として、年齢層別に投票率は分析されているか。</p> <p>(5) 投票率向上の何らかの対策は検討されているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	廣瀬 英二 (P74～)	1. 復興まちづくり事業について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下水道の地震対策事業の進捗状況及び今後の計画を示せ。</li> <li>(2) 地区公民館の耐震診断事業の進捗状況及び内容を示せ。</li> <li>(3) 耐震不足と判断された公民館に対して、町はどう取り組んでいくのか示せ。</li> <li>(4) 自主防災組織の年度別組織率の推移を示せ。</li> <li>(5) 防災士育成事業の取り組み及び現在の防災士資格取得者数（男女別）を示せ。</li> <li>(6) 救援物資配布で熊本地震での反省を踏まえ、改善策を示せ。</li> </ul>
		2. 菊陽町通学路合同点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年度 菊陽町内通学路の要対策箇所一覧及び対策とあるが進捗状況及び今後の計画を示せ。</li> <li>(2) 令和3年度 通学路合同点検について内容及び対策を示せ。</li> <li>(3) 児童生徒への交通教育指導内容を示せ。</li> <li>(4) 家庭及び地域での児童生徒への交通教育指導及び方向性を示せ。</li> <li>(5) 児童生徒自らによる交通安全推進委員会などの設置を働きかけたらどうか。</li> </ul>
5	佐々木理美子 (P87～)	1. 菊陽町特定事業主行動計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性管理職ゼロに対して町はどう考えているのか。</li> <li>(2) 係長以上の職員に占める女性職員の割合を25%以上とする数値目標となっているが、女性管理職の登用率目標について町はどう考えているのか。</li> <li>(3) 男性の育児休業取得の状況と今後の取り組みはどのように考えているのか。</li> </ul>
		2. 個人の尊厳と平等の取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員への啓発とガイドラインの策定についてはどのようにしているのか。</li> <li>(2) パートナーシップ制度を導入すべきではないか。</li> </ul>
		3. 一般質問のその後について	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害危険区域に戸別受信機の配布はどのようにしているのか。</li> <li>(2) 保育園の受け入れ状況をホームページで掲載の検討はどのようになったのか。</li> <li>(3) 緊急医療情報キット「命のバトン」について、あらためて考えを示せ。</li> </ul>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
6	西本 友春 (P100～)	1. 環境問題について	(1) 町内において過去に騒音・低周波音・振動・悪臭等で問題になったことはあるのか。また現在問題となっているところはあるのか。 (2) 問題解決に町はどのように取り組んできたのか。また今後どのように取り組むのか。
		2. 巡回バスと乗合タクシーについて	(1) 乗合タクシーの利用登録者と利用者数の推移はどのようになっているのか。 (2) 乗合タクシーの利用状況と廃止した路線の比較検討の検証結果はどのようになっているのか。 (3) 乗合タクシーの増便と指定乗降場所の増の検討結果はどのようになっているのか。 (4) 乗合タクシーでエリアをまたぐ利用者数はどのようになっているのか。 (5) 巡回バス運行路線エリアの方の乗合タクシー利用をどのように考えているか。 (6) 巡回バスの低床化の取組をどのように考えているのか。
		3. 新型コロナウイルス感染症対策について	(1) 1回目・2回目のワクチン接種完了と3回目のワクチン接種のスケジュールをどのように考えているのか。 (2) 3回目のワクチン接種における医療機関と集団接種をどのように考えているのか。 (3) 自身の意思で接種していない人へのワクチン接種の推進をどのように考えているのか。 (4) ワクチン接種による副反応の実態と、副反応が原因で障害が残ったり、医療機関での治療が必要になった場合の救済認定の対応はどのようになっているのか。
7	布田 悟 (P113～)	1. 小学校校区見直しについて	(1) 今年6月の議会定例会において、菊陽北小学校の「校区見直し」の質問に対し、「見直しをする」との答弁があった。どのように見直したのか。 (2) 新町西区の最西南部から通学する児童たちの校区見直し、及び通学路の安全をどのように考えたか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 菊陽南小学校校区の「土地利用ゾーン」について	<p>(1)現在、菊陽町都市計画マスタープランにおいて、菊陽南小学校校区に広がる白水台地は、「産業ゾーン」として設定されている。原水工業団地の拡張が、台湾半導体メーカー「TSMC」の進出という追い風を受けて増々予想される中、製造業や物流業の企業誘致を進める区域と考えられている白水台区域の利用計画は重要であり、その実現性は現実味を帯びてきた。今後どのような利用計画を考え、実現していくのか。</p> <p>(2)熊本県は三里木駅から分岐する空港アクセス鉄道の整備計画において、空港周辺を米国のシリコンバレー地域に見据えた地域構想を持っている。この計画と「白水台地」の土地利用計画をどのように調和させて進めるのか。</p>
8	小林久美子 (P122～)	1. コロナ対策について	コロナ対策の進捗状況と、生活支援の進捗状況はどうなっているのか。
		2. パートナーシップ制度について	同性カップルを認証するパートナーシップ制度については、熊本市や大津町が導入している。町でも導入できないか。
		3. 国保・子どもの均等割について	来年4月から、国の制度として未就学児の均等割が5割軽減されることになった。町が上乘せして、均等割を廃止できないか。
		4. TSMC進出について	企業の進出により、町民の関心の高さとともに、交通渋滞や地下水の問題、雇用問題など、懸念する問題もあるが、町民へのていねいな説明など、今後どう進めていくのか。
9	坂本 秀則 (P133～)	1. 第二原水工業団地周辺環境整備について	<p>(1)8月20日の地元説明会で要望があった</p> <p>①工場周辺の里道及び町道の拡幅・下水道について</p> <p>②団地内道路の見直しについて</p> <p>③県道大津植木線への信号機設置について、以上三項目の協議の結果と対応はどうなったか。</p> <p>(2)工場操業にともない周辺で何らかの事故や災害が発生した場合、町の対応はどうするのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 町内の交通渋滞緩和に向けて	<p>(1) 県道大津植木線の4車線化に向け、町は今後どのような取り組みをするのか。</p> <p>(2) 都市計画道路下原堀川線を県道大津植木線まで、延伸の考えはあるのか。</p> <p>(3) 交通渋滞緩和のため、原水工業団地立地企業従業員向けの社宅等を周辺に設置できるように国・県・企業へ働きかけはできないか。</p>
		3. 柳水湧水公園整備について	柳水湧水公園の水確保と公園整備計画の協議結果及び今後の対応はどうするのか。
		4. 災害に強いまちづくりについて	<p>(1) 災害対策基本条例を設置すべきではないか。</p> <p>(2) 消防団員数が減少しているが町としてはどのような対策を考えているのか。</p> <p>(3) 自衛消防団を通常消防団へ積極的に格上げすべきではないか。</p>



# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和3年12月2日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和3年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和3年12月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第8号から議案第61号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第2号))

日程第8 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第5号))

日程第9 議案第53号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)について

日程第10 議案第61号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算(第7号)について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 廣瀬英二君

2番 矢野厚子君

3番 大久保輝君

4番 阪本俊浩君

5番 西本友春君

6番 那須真理子君

7番 佐々木理美子君

8番 中岡敏博君

9番 北山正樹君

10番 布田悟君

11番 坂本秀則君

12番 渡邊裕之君

13番 佐藤竜巳君

14番 甲斐榮治君

15番 岩下和高君

16番 小林久美子君

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東桂一郎君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 吉野邦宏君

教育長 上川幸俊君

教育部長 平木元宏君

総務部長 板楠健次君  
 健康保険部長兼  
 健康・保険課長 古賀直之君  
 土木部長兼  
 都市計画課長 井芹渡君  
 総務課長 矢野博則君  
 総合政策課長 吉本雅和君  
 税務課長 村上健司君  
 商工振興課長 今村太郎君  
 下水道課長 丸山直樹君  
 施設整備課長 荒牧栄治君

福祉生活部長兼  
 福祉課長 矢野信哉君  
 経済部長兼農政課長 山川和徳君  
 会計管理者兼  
 会計課長 川上一弘君  
 危機管理防災課長 梅原浩司君  
 財政課長 澤田一臣君  
 子育て支援課長 和田征君  
 建設課長 矢野和幸君  
 総務課総務法制係長 小泉秀和君  
 生涯学習課長兼  
 中央公民館長 岡本勇人君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和3年第4回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番小林久美子さん、17番福島知雄君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査8月、9月、10月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、町村議会議長全国大会が11月26日、東京都港区、明治記念館で開催されました。大会の内容等については、議席に配付のとおりです。

次に、先般、議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、今回受理した請願は、議席に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、今回受理した陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（上田茂政君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、令和3年第4回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告いたします。

まず、第二原水工業団地整備事業についてであります。

議員の皆様には、11月10日に御説明させていただいたとおり、台湾の半導体製造企業であるTSMCとソニーグループが新会社を設立され、共同で工場建設を行いたいと正式に発表されました。町ではこれを受けまして、工場建設事業を全庁的に連携し支援するため、また関連する課題等に迅速に対応するため、「半導体産業企業誘致推進本部」と「半導体産業企業誘致推進プロジェクトチーム」を立ち上げたところでございます。

また、11月24日には萩生田経済産業大臣が現地を視察され、私のほうから説明をさせていただきました。本町の工業団地が、国が進める経済安全保障や産業競争力の向上に関わるような極めて重要な役割を果たすことになり、引き続き関係機関としっかりと連携を図り、第二原水工業団地整備について事業を確実に進めてまいりたいと考えております。

なお、第二原水工業団地については、現在先方と土地譲渡契約の締結に向けて協議を進めています。

また、第二原水工業団地に伴う下水道整備につきまして、令和3年9月30日に熊本県と「企業誘致環境整備事業の施行に関する基本協定」を締結し、県に委託することといたしました。当町からも2名の技術職員を熊本県へ派遣し、令和5年8月末の工事完了に向け、県と連携し取り組んでいるところであります。

なお、下水道整備に係る国からの交付金につきましても、これまでの要望活動等により、熊本県全体の予算流用と国の経済対策等の補正予算により本年度施工分から交付される見込みとなりました。このため、下水道事業会計補正予算の追加議案を本議会最終日に提出させていただく予定としております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、第5波の影響により全国で爆発的に感染が拡大し、本町においても、これまで385人の感染者が確認されました。本年10月以降は、町の接種計画を上回る多くの方がワクチン接種を2回終えていただいたこと、まん延防止等重点措置期間中における感染防止対策を積極的に実施していただいた結果、感染者数の減少につながっているものと思います。

現在、県内の感染者数は非常に少ない状況ですが、オミクロン株の感染者が日本でも確認されるなど、多くの専門家が今後の感染増加の可能性を示唆しており、第6波に備えることが重要で、町民の皆様には引き続き基本的な感染拡大防止対策を徹底していただくようお願いしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止の主要な取組である新型コロナウイルス感染症ワク

チンの接種についてであります。

本町の住民向けのワクチン接種については、接種を希望される方全員がおおむね11月末までに2回目接種が完了しています。11月末時点のワクチン接種状況は、65歳以上の高齢者の方は約97%の方が2回目接種を終えられ、12歳以上の全対象者約3万7,000人のうち約3万2,000人の方が2回目接種済みであり、全対象者の約87%の方が接種済みとなっております。今後も引き続き希望される方に接種機会を提供してまいります。

また、国は11月16日に関係する省令を改正し、全国の自治体に対して3回目の追加接種を実施するよう指示されました。このことを受け本町においても、満18歳以上の2回目接種日から原則8か月以上経過する方に順次接種券等を送付して、今月から3回目の接種を開始いたします。

次に、新型コロナウイルスに伴う事業者向けの支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた事業者を対象に、国、県の支援策と連動させて、事業継続支援金、家賃支援金、各種相談会など多くの事業を実施してきました。また、売上げが減少した事業者を支援するため、事業全般に広く充当できる「菊陽町中小事業者等一時支援金」も開始したところです。引き続き、「雇用維持支援金」、「店舗、事務所等における新型コロナウイルス感染防止設備導入等補助金」などの支援事業も実施しており、継続して町内の事業者を支援してまいりたいと考えています。

次に、菊陽町プレミアム付食事券事業についてであります。

9月21日から町内7か所の販売所で7,500円分の食事券を1部5,000円で販売しております。まん延防止等重点措置の延長により食事券の利用開始が遅れたことから、販売期間を12月20日まで延長し、利用期間を来年の1月15日までに延長しました。これまでに町民の皆さんに購入引換券を広報9月号で2枚、11月号で4枚配布し、販売を予定している食事券3万部のうち11月末時点で2万4,613部を販売しました。町内の飲食店119店で御利用いただいております。食事券のさらなる利用が飲食店の支援につながることから、11月22日からは購入上限をなくし、町外の方にも購入できるようにしております。

次に、国の子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一環として、所得制限を設けた上で18歳以下の児童1人当たり現金5万円の給付を行う当該事業は、児童手当の受給者への年内支給を目指し準備を進めているところです。

なお、当該事業の支給対象者となる高校生等については口座情報の登録等が必要となるため、1月以降に申請を受け付け支給を行うほか、5万円のクーポン券の配布については国からの詳細な情報を得て、今後事業設計を行う予定としております。

また、当該事業の関係予算は給付金の年内支給に間に合わせるため、本議会に補正予算を計上しておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次は、菊陽空港線延伸道路についてであります。

菊陽空港線延伸道路につきましては、今年4月に都市計画決定を行い、6月に詳細設計業務に着手し、設計内容について熊本県をはじめとする関係機関と協議調整を行っており、11月には地元説明会を開催するなど事業を積極的に推進しております。

また、11月には上田議長と国土交通省九州地方整備局さらに国土交通省を訪問するなど、整備促進に向けて要望活動を行ってきたところであります。

今後につきましては、第二原水工業団地の整備の進捗状況に合わせ、菊陽空港線延伸道路の整備を加速させたいと考えております。

次は、光の森駅前横断歩道橋についてであります。

光の森駅前横断歩道橋につきましては、昨年度に予備設計業務を完了し、今年度においては詳細設計業務を発注するなど整備を推進しております。さらに、今年度は事業推進を図るため、歩道橋の基礎工事を発注する予定としております。

この事業につきましても、菊陽空港線延伸道路事業と同時に国土交通省九州地方整備局さらに国土交通省を訪問するなど、整備促進に向けて要望活動を行ってきたところであります。当該横断歩道は車両の交通量が多く横断者も多いことから、歩行者の安全を確保しつつ渋滞の緩和も期待できる最も効果的な対策であり、早急な整備が必要であると考えております。

次は、（仮称）菊陽町総合体育館についてであります。

防災避難拠点として整備を行う（仮称）菊陽町総合体育館新築工事につきましては、現在までに地盤改良杭による基礎及び建物本体の基礎地中梁の施工が完了し、建物1階の柱、壁などの躯体工事を進めております。

また、11月には国土交通省九州地方整備局さらに国土交通省を訪問するなど、整備促進に向けて要望活動を行ってきたところであります。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設として、令和5年6月末の完成に向けて進めてまいります。

次に、こども総合相談室の開設についてであります。

子どもに関わる相談を受け付け、ワンストップで相談、支援を行うとともに、福祉と教育の連携をさらに強化することを目的として、防災センター3階にこども総合相談室を開設しました。

臨床心理士や精神保健福祉士などの専門資格を有する職員が、子どもに関する様々な相談に応じ、子どもたちが健やかに成長し、家庭や地域で楽しく子育てができるよう支援していきたいと考えております。

次に、第6期菊陽町総合計画に関する住民懇談会についてであります。

3月に策定した第6期菊陽町総合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響により、策定前に町民の皆さんの御意見を伺うための住民懇談会を実施できませんでした。そのため、計画の概要説明と今後のまちづくりについて町民の皆様と意見交換をする機会を兼ねて、今月14日から小学校区単位で住民懇談会を開催する予定としております。

次に、11月に民間企業が発表した街の幸福度ランキング2021についてであります。

街の幸福度調査について、本年6月の街の住みこちランキングに続き、本町が熊本県内で第1位に選ばれました。この調査は、その街に住んでいただいて幸福だと感じている割合を調査するもので、2位以下を大きく引き離しております。このことは、これまでのまちづくりに対して、議会や町民の皆様をはじめ、関係する皆様の御理解と御協力、御支援をいただきながら進めてきたことによるものと考えております。

以上、最近の主なものについて報告いたしました。今後も町民の皆様と共に協働によるまちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第8号から議案第61号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第5、町長提出承認第8号から議案第61号までの15件についてを一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、令和3年第4回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は15件ございます。内訳は、承認が2件、議案が13件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

最初は、承認であります。

9月議会後に急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第8号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、第二原水工業団地の企業誘致に伴う下水道整備を熊本県に委託することが決定し、令和5年8月31日までの期間で「企業誘致環境整備事業の施行に関する基本協定」を締結するに当たり、債務負担行為の設定を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年9月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第9号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況になっている福祉事業者や中小事業者



に対する支援など、急を要する予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年10月25日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1,447万円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億8,610万6,000円と定めました。

歳入の主なものは、国庫支出金を1,147万円増額しております。

歳出の主なものは、総務費を333万円、民生費を897万円増額しております。

議案第49号は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、令和4年4月1日診療分から菊陽町子ども医療費助成対象年齢を15歳から18歳に拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町が委託した者以外の者がごみ一時保管所に搬出された家庭系廃棄物のうち、再資源化等の対象としている資源物等を収集、運搬する行為を禁止しておりますが、この禁止行為に対する抑止力を高めるため、命令に違反した者に対する罰則規定を加えるに当たり、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金等の支給総額42万円を維持し出産育児一時金の金額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」等の施行に伴う国民健康保険税条例の一部の改正で、主な改正点は国民健康保険税について未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減するものであります。

議案第53号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5億9,036万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億7,647万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町税を4,000万円、国庫支出金を1億1,699万3,000円、県支出金を4,691万円、財産収入を1億7,566万円、町債を1億9,620万円それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費を2億999万2,000円、民生費を2億123万3,000円、土木費を1億3,522万円それぞれ増額するものであります。

議案第54号は、令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から2,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,188万5,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、町債を2,600万円減額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金を2,600万円減額するものであります。

議案第55号は、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から936万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,663万9,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を936万1,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、事業費の公有財産購入費を1,077万7,000円減額するものであります。

議案第56号は、令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,482万7,000円と定めるものであります。

歳入は、県支出金を75万6,000円増額し、歳出の主なものは、国民健康保険税還付金を148万円増額するものであります。

議案第57号は、令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に23万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,428万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を22万8,000円増額し、歳出の主なものは、総務費を22万8,000円増額するものであります。

議案第58号は、令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,946万9,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を52万7,000円増額し、歳出は、総務費を52万7,000円、地域支援事業費を18万9,000円それぞれ増額し、予備費を18万9,000円減額するものであります。

議案第59号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入の事業収益を634万1,000円増額し、13億9,398万4,000円と定め、支出の事業費用を292万8,000円増額し、13億6,151万9,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額において、支出を341万3,000円増額し、20億3,852万2,000円と定めるものであります。

議案第60号は、財産の処分についてであります。

内容は、原水工業団地第2街区第2画地の1万1,984.97平方メートルについて、ナカヤマ精密株式会社様を相手方として、財産処分を行うものであります。

議案第61号は、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4億5,199万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を182億2,846万9,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を4億5,199万7,000円増額するものであります。

歳出は、民生費を4億5,199万7,000円増額するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号））**

○議長（上田茂政君） 日程第7、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号））を議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

承認第8号の専決処分の承認を求めることについては、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、第二原水工業団地の企業誘致に伴う下水道整備を熊本県に委託することが決定し、令和5年8月31日までの期間で、「企業誘致環境整備事業の施行に関する基本協定」を締結するに当たり、債務負担行為の設定を行う必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年9月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、3枚めくっていただき補正予算書の1ページをお開きください。

第2条で、令和3年度菊陽町下水道事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加えるものであります。

第5条の債務負担行為で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおり定めるものです。

事項は、堀川第4汚水幹線工事委託で、期間は基本協定期間の令和4年度から令和5年度までであります。

限度額は、全体事業費30億円から、9月定例議会で議決いただいた本年度予算の10億8,800万円を引いた19億1,200万円と定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第8号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））

○議長（上田茂政君） 日程第8、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

承認第9号の専決処分の承認を求めることについては、令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となっている福祉事業者や中小事業者に対する支援など、急を要する予算について、10月25日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1,447万円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億8,610万6,000円と決めました。

2ページをお開きください。

2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明します。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回事業化分の福祉事業者や中小事業者に対する一時支援金分として1,147万円増額しています。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の3企業版ふるさと納税、説明欄の企業版ふるさと納税は、町で行う地方創生の取組に対する企業からの寄附として300万円計上しています。

下の9ページは、3の歳出になります。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、節区分の24積立金で、説明欄のふるさと創生事業基金積立金は、企業版ふるさと納税を積み立てるもので、300万円計上しています。

10ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の13新型コロナ対策事業費は、節区分の18負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町福祉事業者等一時支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている福祉事業者等に対して支援するもので、介護施設や障害者施設に対する一時支援金として526万円計上しています。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費は、節区分の18負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町福祉事業者等一時支援金は、保育施設等に対する一時支援金として371万円計上しています。

下の11ページを御覧ください。

款の7商工費、項の1商工費、目の4新型コロナ対策事業費は、節区分の18負担金、補助及び交付金で、説明欄の菊陽町中小事業者等一時支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等に対して支援するもので、250万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 承認第9号で8ページの企業版ふるさと納税ということで歳入と、また9ページは歳出になっていますが、ちょっと私勉強不足で、この企業版ふるさと納税というのがよく分かりませんので、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 企業版ふるさと納税は、町の総合戦略のほうに登録しております事業について、その財源として民間企業の方から寄附をいただいて、その事業の財源として使うものであります。

今回の歳出については、一部企業のほうから寄附をしたいという申出がっておりますの

で、その受入れの準備と、そのお話を持ってこられたコンサルティングをされる企業のほうに報酬として払う分を計上しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑。

西本友春君。

○5番（西本友春君） すいません。先ほど、民生費の説明で新型コロナ対策ということで介護と福祉施設ということで526万円、それから保育施設として371万円という御説明がございましたけれども、対象の施設数とか分かれば教えていただいでよろしいでしょうか。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、障害福祉分野のほうにつきましては21事業者ございます。介護分野につきましては35事業者、それから保育の分野につきましては25事業者に対するものになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 企業版ふるさと納税についてでございますが、収入として300万円上がっております。支出のほうで、委託料としてコンサルティング料が33万円、委託料は1割、10%であったかと思えますけれども、10%であれば30万円になりますけれども、この33万円というところの説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 10%のコンサルティング料に消費税を加えたものになります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第9号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第53号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第53号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第53号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和3年度も残り4か月となりましたが、歳入予算の区分ごとの増減や歳出予算に不足額が生じたものなど、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5億9,036万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億7,647万2,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところです。

次の2ページからは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費は、今回の補正予算による予算計上により施行期間が不足する事業で、年度内に完了が見込めないため、繰越明許費とするものです。

下の7ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正は、1の追加で地域特産品製造・販売業務について限度額を89万1,000円とし、議会タブレット端末及び議会システム等導入・運用業務で1,268万9,000円とするものです。

8ページをお開きください。

第4表の地方債補正は、1の追加で公用車駐車場整備事業について限度額を1億3,980万円とし、2の変更で2件の事業について限度額を変更するものです。

地方債の補正額は、合計で1億9,620万円増額となり、総額を19億5,950万円とするものです。

9ページからは補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税の滞納繰越分は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施した徴収猶予に係る収入分などで4,000万円増額していま

す。

款の17国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、給付費の増加により、説明欄の障害児支援給付費等負担金を4,348万7,000円、障害者自立支援給付費負担金を3,986万7,000円それぞれ増額しています。

下の13ページを御覧ください。

項の2国庫補助金、目の6土木費国庫補助金は、節区分の3市町村道改良費交付金で、説明欄の社会資本整備総合交付金は、菊陽空港線の延伸や光の森駅前横断歩道橋の整備に係るもので、4,510万円増額しています。

14ページをお開きください。

款の18県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、節区分の1社会福祉費負担金で、国庫支出金と同様に給付費の増加により障害児支援給付費等負担金を2,174万3,000円、障害者自立支援給付費負担金を1,993万3,000円それぞれ増額しています。

16ページをお開きください。

款の19財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、説明欄の土地売払金は、原水工業団地分譲用地の売払金として1億7,566万円計上しています。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、説明欄のふるさと寄附金は、年度末までの収入見込みにより1,500万円増額しています。

下の17ページを御覧ください。

款の24町債、項の1総務債、目の1総務債、説明欄の公用車駐車場整備事業を1億3,980万円計上しています。

18ページをお開きください。

項の7土木債、目の1土木債、説明欄の社会資本整備総合交付金事業（道路）は、菊陽空港線延伸や光の森駅前横断歩道橋整備などの事業で、4,980万円増額しています。

下の19ページを御覧ください。

次は3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費は、節区分の14工事請負費で、説明欄の駐車場整備工事は、防災センター北側の駐車場整備費と公用車車庫の建築費として1億8,400万円計上しています。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費は、節区分の19扶助費で、説明欄の障害福祉サービス費を7,973万4,000円、障害児通所支援サービス費を8,697万4,000円、利用者及び利用回数の増によりそれぞれ増額しています。

下の25ページを御覧ください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の24積立金は、説明欄の子育て支援施設



等整備基金積立金で、子育て支援施設等整備のための基金を3,000万円計上しています。

29ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の17農業構造改善事業費は、節区分の18負担金、補助及び交付金で、説明欄の「さんふれあ」施設工事負担金は、不具合が生じている浴室サッシなどの修繕や故障している機器の交換などの修繕工事にかかる負担金として761万4,000円計上しています。

31ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、節区分の14工事請負費で、説明欄の歩道橋整備工事は、光の森駅前横断歩道橋の整備工事費として4,500万円増額しています。

32ページをお開きください。

目の3道路新設改良費は、節区分の12委託料で、説明欄の測量委託料を1,400万円、調査等委託料を2,700万円、菊陽空港線延伸に係る測量や補償調査費としてそれぞれ計上しています。

下の33ページを御覧ください。

項の4住宅費、目の1住宅管理費は、節区分の14工事請負費で、説明欄の雨水工事は、町営光団地の雨水対策工事として1,000万円計上しています。

最後に、39ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調整のため672万円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 資料はまず17ページ、2か所あります。

町債です。公用車駐車場整備事業、補正前が5億9,930万円、補正が1億3,980万円、かなりの補正ですけど、桁間違うくらいです、これだけ補正が出たという内容が1点。

それともう一つが、29ページ、農林水産事業の17です、目の、農業構造改善事業費のところ、「さんふれあ」の施設工事負担金ですけど、761万4,000円となっております。この内容等の説明をお願いします。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） まず、町債の、元にあります5億9,930万円、こちらについては臨時財政対策債というものになります。今回、公用車駐車場整備事業につきましては1億3,980万円ということで、こちら事業費に対して75%地方債の借入れができるということで、その金額を今計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 経済課長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 私のほうからは、「さんふれあ」の施設工事負担金について御説明申し上げたいと思います、ちょっと長くなるかもしれませんが。

「さんふれあ」の施設につきましては、平成29年から平成30年にかけて大規模改修を実施しておりますが、今回の改修は大規模改修時にはその対象から外していた箇所でございます。

今回の部分につきましては、まず建具工事としまして、サウナ室の開閉扉、これは両方とも改修が必要になったということです。非常に厳しい状況ではあります。

それともう一つは、釜風呂の開閉ドア、これがまた改修が必要になったということで、この部分につきましても必要が生じて緊急にやる必要があります。また、それとは別に温泉機械の設備の一部を取り替える必要があるということでございます。

2つのサウナ室のドアの改修につきましては、ちょうつがい劣化し開閉に支障を来しております。幾度となく修繕が繰り返され、ドアフレームが限界に来ているということです。要するに、ちょうつがいの部分がもう利かなくなってしまうという状況でございます。また、温泉釜風呂のドアにつきましても、ちょうつがい劣化して開閉が支障を来しております。フレームを含めた取替えがこの場合も必要ではございますが、この場合ちょっと工事が大がかりになるということで、今回の部分については小規模で緊急的な対応の修繕としております。これが大体建具工事としまして445万4,000円を見込んでおります。

もう一つの温泉機械設備につきましては、経年劣化により故障が頻発しておる状況で、今専門家に見てもらいますと、いつ何どき壊れてもおかしくないような状況であるということでございます。蒸気ボイラーの軟水装置や薬注ポンプ等の施設、機械の取替えを行うもので、この部分が316万円を予定しております。

また、大規模改修時に対象外としていた箇所の点検をこの際確認をしましたところ、ほかにも多々ございまして非常に厳しい状況が続いております。修繕や改修、取替えを必要とする箇所がありましたが、温泉設備の機器なんですけども、こういった部分につきましては丁寧にメンテナンスを行いまして機械、器具の長寿化を図りながら、こういった機械の故障を待って営業に支障を来さないような状況で適宜対応していきたいというふうに考えております。

なお、改修や修繕、取替えに係る予算につきましては、最小限のものとしているところでございます。

また、詳細につきましては本議会の産業建設常任委員会の中で御説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 布田議員とちょっと関係するんですけど、17ページでいう公用車駐車場整備事業ですけれども、以前は本庁舎の北側に立体の駐車場を造るということを説明していたのが、今回の話ではそれを平置きの駐車場にするということに変わったそのいきさつと、台数的には80台から90台というような話ですけれども、それで駐車スペースが足りるのか、その見通しについてです。

現在、防災庁舎を造る上で役場の西側のグラウンド、これはそれまでは菊陽中学校の生徒たちがサッカー等のクラブ活動で使っていたところを今後も駐車場で使う可能性があるかないか、もしそうであれば、今後中学生のクラブ活動についてはどのような方針で考えているのか、その辺のところまで答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、31ページです。

ここで、土木費、道路橋梁費の中に工事請負費として歩道橋整備工事の4,500万円が含まれていて、これは幹線道路あるいはJ Rと光の森を結ぶ歩道橋ということですが、この件について正確にJ Rの光の森駅北口から町道のほうにつなぐ位置ということを明確に私たちには示されていないと思っております、どの地点をどういうふうに結ぶのかというのがいま一つ分からないので、それを示していただきたい。これは質問というよりは要望なのかもしれません。

その中で、歩道橋の一部から光の森ゆめタウンのほうの駐車場につなぐというような構想も出ておりますが、一部の民間企業に対してだけ便宜が整うというような形になれば、そこに関わる費用負担はどのようにするのか、このことについての町の基本的な考え方です。一民間企業にだけ便宜が行ってほかの民間企業のほうは、そもそもそういう計画がないからそれは関係ありませんということか分かりませんが、とにかく公金ですので町がそこを負担するのかあるいは関連民間企業が負担するのか、そのところの明確さというのがいまいまだ示されていないような気がしますので、そのことについてのお考えはどういうものか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

北山議員がおっしゃられた立体駐車場についてなんですけど、これは先般の一般質問でもありましたように、立体駐車場については費用がかかることから現在のところは屋根付の庁用車の駐車場と平面の来庁者用の駐車場ということで計画をしております。

庁用車がそれで賄えるかということについては、現在のところでは庁用車分は賄うということで計画をしております。庁用車分についてはです。

今回の事業につきましては、防災センター北側に公用車60台分の屋根付駐車場と別館や防災センターなどの利用者、来庁者用として40台分の駐車を整備いたします。

町民グラウンドの件なんですけども、これも先般の一般質問でありましたように、今回の駐車場整備が来年度の7月ぐらいまでかかる予定としておりまして、それと今後庁舎の改修事業

などもありますので、当面の間は職員の駐車場として御利用させていただきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） それでは、31ページ、土木費の道路橋梁維持費の14工事請負費、歩道橋整備工事でございますけれども、4,500万円です。

まず、光の森駅前横断歩道橋の整備でございますけれども、現在朝夕の時間帯を中心に車両の交通量が多く、多くの通り抜け車両等が光の森駅前交差点に流入してる状況であります。そのため、歩行者の方の安全性を確保するために既設の道路と道路、既設の通路と歩道、町道です、これを結ぶということで横断歩道橋を計画したところでございます。

今現在、詳細設計の中でルートにつきましては、考えておりますのが駅舎の西側、エレベーターがございますけれども、そちらの西側からゆめタウンの立体駐車場のすぐ西側の歩道、今県道の通路がございます、それと町道の歩道を結ぶ横断歩道橋としてのルートです。このルートで現在計画しております。

あそこは県の所有通路でございます、管理のほうは熊本市のほうで管理しております。そういった中で、今現在関係部署とルートにつきまして協議のほうをしておりますので、まだはっきりと決定いたしてはおりませんので、まだお示しすることができないというところでございます。

それから、ゆめタウンについての費用負担についてでございますけれども、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたけれども、あくまでも道路事業での整備でございます。ですので、ゆめタウンさんに負担金を求めることについては、道路事業としては求められないところではございますけれども、負担金につきましても現在ゆめタウン、イズミのほうと協議のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 執行部から。副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 光の森駅からの横断歩道橋につきましては、以前自由通路というような形で町のほうも構想を持っておりまして、また議会のほうからもそういった御意見いただき、あるいは地域の方もそういった御意見、あるいは駅利用者の方もそういった御意見をいただきながら計画を進めておったところですけども。

公道の上に歩道をつけていくということにつきましては、イズミさんもほかの地域でいろいろな事業をやっておられまして、公道の上の整備については御理解いただけないというようなことはあったところなんですけども、それで今現在歩道橋事業として国の支援をいただきながら整備をやっておると。駅のほうは、ただいま課長が申しましたエレベーターがついているところと。それと、渡りましたゆめタウン側につきましては、歩道に下りる階段、それとゆめタウンの駐車場につきましては、駐輪場等もございますので、そこからの利便性の向上、それと車

椅子等の利用される方もいらっしゃいますので、そういった場合はゆめタウンのエレベーターを利用していただけるというような形で進めてまいりたいというふうに思っております、イズミさんからは、費用負担については公道上はゆめタウンとしてはできないというようなことは一度いただいておりますけれども、先ほど御質問ありましたふるさと納税制度ですか、そういったものを活用しながら御負担いただけないかというようなことはこれからもお話をさせていただきたいと、そういうことで事業を進めてまいりたいなというふうに思っているところ です。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） ゆめタウンの道路については、あそこは県道ですから、県道から町道につなぐところに歩道橋を造るということで、その考えはいいと思うんですよ。

今、副町長からの答弁をされたものでは、そうするとその歩道橋を渡ってきて、車椅子を使っている人は階段下りるわけにいかないの、ゆめタウンの駐車場についてのエレベーターを使えるという形でそこをつなぐという考え方でいくのであれば、そういうところはきちっと前もって示していただければ、その辺の費用負担という問題は消えていくのかなと、そう思います。質問じゃなくて御意見になってしまって申し訳ありませんが。そこについては、僕は了解しました。

さっきの駐車場のことについてです。

教育委員会のほうにお尋ねをいたしますけれども、先ほどの危機管理防災課長の答弁では、その工事を行っている間は使うということですよ。

問題はその後ですよ。その後、またグラウンドとして戻るといことなのか、つまり中学生がそのグラウンドを使えるのか、グラウンドとして使えるのか、そのところがちょっと明確じゃないと僕ずっと思ってたんですよ。ですから、そこは教育委員会と防災課のほうできちっと話が進んでるのかどうか、そのところが分からなかったんで。もう一回お尋ねしますが、60台プラス40台でもって100台分造ると、その結果、そのグラウンドのほうはグラウンドに戻るのか戻らないのか。戻らなかったとしたら、中学生に対するグラウンドを使うことについての教育委員会としての考えはどういうふうになっているのか、改めて伺います。

○議長（上田茂政君） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣君） 前回、阪本俊浩議員からの一般質問で御回答差し上げましたけれども、今の町民グラウンドCDコート、今は工事の関係で一時使用させていただいている。今後につきまして、一応町のほうの人口も増加しております、これまで町民総合運動場というのでも駐車場がない状態で役場の駐車場も兼用で使っているというような形でもございましたが、人口も増えてお客様の駐車場もちょっと不足している状況が時々続いております。そういった関係もございまして、今後についても役場の職員の駐車台数も不足しているということもございまして、そういった形で、今現在使わせているような形で使っていくことも考えていきたいと

いうところでお答えさせていただいてるところでございます。

今、現状そういったところございまして、また今後そういったところにつきまして、教育委員会も含めた学校のほうとも協議は続けていく必要はあると思いますが、今現状そういう状況であるということでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 今、北山議員から質問がありました31ページの光の森の歩道橋の件ですが、質問と同時にちょっと確認をしておきたいと思います。

以前も御質問しましたが、答えとしては公道上のことであって道路、橋梁ということですから、その費用の一部をイズミさんに求めるのは、これはちょっと無理があるというお答えで、別途御協力いただくことを考えているという程度の答弁であったかと思います。だからその別途の件が、今副町長からお答えがありました、例えばふるさと納税ですか、その企業が負担する部分の、そういう形で今後そういう方向性でお話をしていくというふうに理解しとっていいですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 先ほど総合政策課長が申しました町の総合戦略、地方創生を進めていく上での総合戦略ですが、ここにいろんな事業を掲げております。この事業を進めていく上で、企業からふるさと納税というような形で寄附の申出があった場合は、ふるさと納税制度を生かして受け取っていただけるような形になってますので、そのことを利用あるいはお話しさせていただきたいなというふうには思っております。

そういうことです。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） そうしますと、もうそれはあそこの歩道橋自体に対する負担とかじゃなくて町全体に還元するような、そういう面で協力をいただくような相談をしたいと、こういうふうに理解しとっていいんですか。

○議長（上田茂政君） 副町長。

○副町長（吉野邦宏君） 総合戦略の中に光の森駅前の横断歩道橋の事業につきましても掲げております。この事業に対する寄附の申出があったら、その事業に対する寄附を受け付けるというようなことになります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

佐々木理美子君。

○7番（佐々木理美子君） それでは、25ページですけども、目の児童福祉総務費、この中に24の積立金、子育て支援施設等整備基金積立金が3,000万円ありますが、以前もこれを3,000万円積み立ててるとしています。私としては、総合的な子育て支援センターを望んでますが、この内容

について、何のための基金なのかお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 基金の目的についての御質問だったというふうに思いますが、それにつきましては、今年の3月の議会に菊陽町子育て支援施設等整備基金条例というものを承認いただきまして、その目的の中では子育て支援施設の整備や町立保育所の整備に要する経費に充てるというふうになっておりますので、今議員が申された総合子育て支援センターの財源としても充てますが、町立保育所の整備あたりにも活用していくということにしております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） さっき、グラウンドのことについての教育委員会のほうの答弁がなかったので、改めてお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 失礼しました。

教育部長。

○教育部長（平木元宏君） ただいま御質問ありました内容につきましては、現在のところ中学校のほうで部活動あっておりますけれども、それぞれの部活動の担当者のほうで打合せをしながら活動内容、それに伴う活動時間帯あるいは活動場所、この時間帯はこれをするからこら辺使わせてもらってもいいだろうとかかというようなことで、各担当者ごとにしっかり打合せをしながら子どもたちの安全を確保して活動しております。

今後、その方向で学校のほうにお願いをすると同時に、駐車場の今後の活用につきましては、関係課と情報を早めに収集しまして、菊陽中学校のほうに情報提供していきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 1点だけ、33ページの土木費の住宅管理費で、工事請負費1,000万円、光団地で雨水工事ということでの御説明がありましたが、本来光団地造るときに雨水対策とかはされてるとは思うんですが、この1,000万円、今上げてらっしゃる目的とその理由、そういうのが分かれば教えていただいてもいいですか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） お答えします。

町営光団地の付近に、現在開発のほうが進められております。その影響もございまして、集中豪雨の際に町営の光団地内にある雨水調整池のほうで溢水してる状況にあります。ですので、光団地地区の今後を見据えて雨水排水の対策工事を実施するものでございます。

○議長（上田茂政君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第61号 令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第61号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） 議案第61号令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対して、年内に給付金の支給を開始する必要があるため、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に4億5,199万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,846万9,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金は、臨時特別給付金及び事務費に対する補助金で4億5,199万7,000円計上しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の9新型コロナ対策事業費は、節区分の1報酬で、説明欄の事務補助報酬は、3人分の費用で121万1,000円、節区分の12委託料で、説明欄の電算委託料は、給付のためのシステム改修費用で242万6,000円、節区分の19扶助費で、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当支給要件児童や高校生等に児童1人当たり5万円の



8,918人分、4億4,590万円をそれぞれ計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、説明がありました議案第61号の9ページなんですけど、子育て世帯への臨時特別給付金ということで5万円を支給するということだと思うんですが、これがあと5万円はクーポンでってする分ですよ。

それで、かなり事務費の問題が国のほうでも問題になってますが、自治体で独自に10万円支給が可能だというふうに私は情報を得てるんですけど、そういう検討とかはできないのかお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 今、小林議員のほうから御質問がありましたとおり、残りの5万円につきましては、国からQ&Aのほうが出てるんですけども、その中で市町村の状況によっては追加の現金5万円給付でもいいというところで情報は得ております。

具体的にどうするかにつきましては、そもそもまず今国会で補正予算を審議中でありますし、なおかつ国から詳細な通知等もまだ来ておりませんので、それをしっかり確認してから今後どうしていくかということの検討をしていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時24分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和3年12月6日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和3年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和3年12月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                     |       |
|--------------------|-------|---------------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長               | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長             | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長     | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長           | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長 | 矢野博則君 |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 総合政策課長              | 吉本雅和君 |
| 人権教育・啓発課長          | 弓削浩昭君 | 子育て支援課長             | 和田征君  |
| 介護保険課長             | 渡辺博和君 | 商工振興課長              | 今村太郎君 |
| 建設課長               | 矢野和幸君 | 下水道課長               | 丸山直樹君 |
| 環境生活課長             | 鍋島二郎君 |                     |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

福島知雄君。

○17番（福島知雄君） おはようございます。議席番号17番の福島知雄です。

まずもって、傍聴者の皆さん方には、12月に入りまして、師走の忙しい時期にもかかわらず傍聴に御来場いただきありがとうございました。

今日は、2項目について質問をまいります。

まずは、住民参加の模擬議会についてということでございますけども、皆さん御承知のように、菊陽町は人口増加の一途をたどっております。まだまだしばらくはこのような状況が続くものというように予想されているところでございます。

そういった状況の中で、本町への転入者の年代層を見てみますと、30代、40代の人、またそういった世帯が最も多く見られるようであります。そこには就学前のお子さんや小・中学生の子どもさんたちがおられる家庭も非常に多いわけでございますけども、将来の日本、菊陽、この地域の大事な宝です。そういった子どもさんたちに、早くから町政や議会に関心を持ってもらって、仕組みや役割、そして責任、そういったものについて勉強していただき、近い将来の社会人としての選択肢がより広がるよう、またこの地域を担っていただけるような人材になっていただくためにも必要であろうかというふうに考えるところでございます。

また、男女共同参画推進政策の下、女性の活躍の場というのが随分広くはなっておりますが、まだまだ不十分であります。女性の持つ豊かな感性、生活力、そして女性から見たこの菊陽町の将来像、そういったものについて意見や提言をしてもらい、この地域に御尽力いただくためにも必要であろうかというふうに思うところです。

2つ目の質問事項としては、企業誘致に関係する住環境整備についてということですが、今年の熊本県の10大ニュースのトップになるかもしれません、半導体の世界的企業、台湾のTSMCの菊陽町への進出、このTSMCの進出によりまして多数の雇用が見込まれております。人口交流にさらに拍車がかかると考えられますし、交通量もさらに増えてくるものというふうに予想されます。そういったところで、道路整備等に早急に着手する必要があるというふうに考えられますし、そこに勤務する人、そういう人たちにいかに菊陽町に住んでもらえるか、住んでいただけるような定住促進を早急に図っていくべきだというふうに考えるところでございます。

本日は、そういったところについて質問してまいります。あとは、質問席にて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） まず、子ども議会についてですけども、この件は13年前の平成20年3月の一般質問において、近い将来、国、地域を担う子どもたちに社会学習とともに行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ってもらい、すばらしい地域づくりに芽生えてもらうためにも、定期的に子ども議会の開催を提案するというところで質問しております。

当時の学務課長の答弁としましては、子ども議会は大変意義あるものと思っている。しかし、本町ではまだ実施したことがない。平成19年11月に中央公民館で青少年の集いにおいて、本町小・中学校代表10名がパネルディスカッション形式で発表してもらった経緯がある。この取組を膨らませ、子どもたちの成長過程に合わせた形で政治や選挙に関することをテーマにして発表してもらうことで、政治に関心を高めてもらったというふうに考えてるという答弁でございました。

また、町長の答弁としましては、子どもたちがどういう意見を持っているのか、町に対しての将来の思い、そういうものはどんどん聞く場をつくっていききたいというふうに考えている。また、この議場を使うのか、ほかの形式でいくのか、もう少し検討させていただきたいということでもございました。その後、この議場を使って子ども議会の開催を一度だけされたかと思えます。私の記憶では、後にも先にもその一度きりだったかというふうに思います。

あれから十二、三年になります。地域づくり、まちづくりは人づくりからではないでしょうか。子どものときの教育は、その人の人生において大きな影響を及ぼし、一生を左右することにもなります。近未来日本、地域を担う人材を育てる、そういう観点からも大事なことであるというふうに捉えております。

さらには、学校教育の一環として、模擬議会を通じ、政治や行政、議会の仕組みや役割を勉強させ、自分の住む町の町政において興味や関心を持ち、理解を深める場を設け、町の将来について考え、子どもたちが日頃疑問に思ってることや希望など、素直な感性から出された意見、提言を聞き、町政に反映させる場にもなります。また、子ども議会を体験することによって、選挙の仕組みについて理解を深め、町政をより身近なものとして捉え、ふるさとを愛し、ふるさとを支える自覚と志を持つ子どもを育成するいい機会にもなります。青少年の健全育成を図る政策としても有効であるというふうに思われます。

人が人を育て、環境が人を育てると、自然、制度、公共施設など、私たちを取り巻くものは様々でございますけども、これらがきちんと整備されてこそよい人材が育つというふうに思っております。

そのような観点からも、子ども議会は有効な教育の一環であるとも捉えているところでございます。子ども議会に対して教育長の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○**教育部長（平木元宏君）** 失礼いたします。御質問にお答えします。

本町では、未来を担う子どもたちが、町の将来や疑問に思うことを実際に議場で質問したり提案したりすることを通して、町政や議会の仕組みを理解し、政治を身近に感じ、さらに住みよいまちづくりの主体者としての意識を高めることを目的に、平成23年8月9日に中学生を対象として子ども議会が開催されております。また、令和元年第3回菊陽町議会定例会一般質問において、中岡敏博議員から御質問がなされており、今後子ども議会の開催に向けて学校と協議しながら取り組んでまいりたいと思っておりますと答弁しております。

その後、令和2年中の開催に向けて準備を進めておりましたが、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により開催を断念せざるを得ない状況が続いておりました。将来を担う子どもたちが、行政や議会を身近なものとして早くから関心を持ち、主権者としての自覚を持つことは大変重要であり、教育的に大変有意義なものだと考えています。

つきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、令和4年度から夏休みの間、定期的に開催する方向で準備を進めてまいりたいと思っております。その際は、議員の皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○**議長（上田茂政君）** 福島知雄君。

○**17番（福島知雄君）** 本年10月31日投開票の衆議院選挙の投票率を見ますと、選挙区で全国平均が55.93%、熊本県がやや上回ったものの、56.4%でした。本町は55.08%で、全国、県の平均を下回っておる状況であります。

投票率の低下には様々な要因があるというふうに思いますけれども、若者の政治に対する関心が薄れてきているのではないかとこのふうにも思われるところでございます。子どもの頃から政治に興味を持ってもらい、この国の、この町の将来について語る場が必要であるわけです。そうすることによって投票率のアップにもつながってまいります。投票率がアップすることは、政治に関心が生まれてくるという結果にもつながってこようというふうに思うところでございます。

令和4年度から夏休みに定期的な子ども議会を開催するという事で、その辺は非常に評価をいたします。町長の意見を、所見を伺います。

○**議長（上田茂政君）** 後藤町長。

○**町長（後藤三雄君）** この件につきましては、平成23年に1度実施しておりますが、子ども議会のほうは開催しておりませんでした。先ほど議員が言われたように、平成19年から、7月が社会を明るくする運動月間になっておりまして、そこで青少年の集いということで各小学校から1名、各中学校から2名を図書館ホールで、いろんな町に対する、いろんな将来のまちづくりのこととか、自分の将来に対する夢とか、そういうものの発表を毎年続けておりまして、その中で子どもたちの意見を聞いておりましたが、子ども議会につきましては、予定は教育委員会のほうから説明があったとおりでありますので、来年はぜひ実施するというようなところ

で、教育委員会のほう、それから学校とも連携を取った中で進めたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 来年、令和4年の夏休みから定期的な開催ということで、これはもうぜひ継続的にやっていただきたい、そういうふうに提言をいたしまして次に移ります。

女性議会を開催すべきではないかということでございますけども、現代社会において女性の社会進出に向けた課題や今後の展開を考えたとき、町民女性代表による女性議会を開催し、町政の仕組みと議会の活動等を理解し、町政へ関心を深めるとともに、女性の視点に立った、生活に密着した課題や問題を捉え、町政へ提言し、まちづくりに反映させるためにも必要であろうかというふうに考えるところでございます。

また、女性の能力を地域活動の推進力として、活動するためのよい手段であり、中・長期的な視野に立って育成し、潜在的な女性の力を掘り起こし、地域活動の一端を担ってもらえる女性が増えていくことが望まれているところでございます。女性議会を開催し、町民に広く周知し、町政に対し施策の提言をする事業として定着するよう努めてもらいたい。本議会には、菊陽町の議会には4名の女性議員がいらっしゃいます。皆さん、素晴らしい女性議員ばかりでございます。女性の政治参加を促し、女性に活躍してもらうためにも女性議員がまだまだ増えたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っております。

そのような局面から考えても、女性議会を体験してもらい、町政にまみえてもらい、女性議員の増加にもつながってくるのではないのでしょうか。女性の社会参加加速化を図るため、また女性参加が実感できる町政の実現に向け、官民挙げて、時間をかけて様々な面での女性の活躍の場を広げ、女性登用の取組を図るべきであります。

そのような観点から、女性議会の開催について町長の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

国においては、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が成立し、平成30年には衆議院、参議院及び地方議員において男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すことなどを基本原則とした政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布施行され、女性のあらゆる場面での参画が進められております。

このような中で、本町においては、令和3年3月に策定した第6期総合計画の前期基本計画において、基本施策の男女共同参画の推進の中で、誰もが社会に参加できる環境整備を進めていくために、政策、方針の決定過程への女性の参画促進や、地域活動における女性の参画拡大を掲げ取り組んでいるところでございます。

これにより、町では男女が社会の対等な構成員として、町、地域及び事業者における政策や方針の立案及び決定に共同して参加する機会が確保されるよう取り組んでいるところでござい

ます。具体的には、町の各審議会や委員会などへ多くの女性がメンバーとして入っていただいております。今後もさらに女性の御意見を聞く取組を進めてまいりたいと考えております。

議員御提案の女性議会については、今後女性の参画に御協力をいただいている町の各種団体などに御意見を聞かせていただくとともに、他の自治体の情報を収集してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 現代社会において、女性の活躍は必要不可欠であるというふうに思われます。女性の社会進出を広げるためにも、ぜひ全力で進めていただきたいというふうに思いますけども、具体的にはどのような方針はありますか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 今後につきましては、まず各審議会等に入っている女性の方も多くいらっしゃいます。その中で、共同参画のほうに御協力をいただいている団体のほうにまず御意見等を聞かせていただくというところからスタートさせていただきたいと思ってございます。あわせて、他の自治体、実績がございますけれども、こちらについても調査し、情報収集に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 意見を聞くということで、それに基づいて方針を決定されるのかなというふうに思いますが、町の方針というのが今出てないんですが、ただ意見を聞くだけなのか、町主導でこういうふうにやっていきたいという方針はないんでしょうか。町長、どうですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、今総務課長が答弁したようなところで、いろんな各種団体等における女性の参画というのは、もう十分取り組んでいるところでありまして、模擬議会ということにつきましては、基本的には男性も女性も、いわゆる議会の議員として立候補するための道というのは平等に開かれているところでありまして。

本町の場合は、その中でも4名の女性の議員さんがおるというのは、大変活躍されておりますけども、他の団体よりも、その辺非常に菊陽町の女性の方々は認識といたしますか、そういう政治への関心があるというように見ておりますが、そういった面で、実際実施している団体もありますので、それぞれ市町村の事情が違うようなこともあるかということで、他の団体のことも十分研究して調査してみたいというようなところでありまして、子ども議会の場合は、将来を担うということで非常にあれですが、女性には既に男性と平等に開かれた議会でありますので、そういう面はぜひいろんな女性の団体等の意見も聞いた上で、どういうふうにするかというのは、その辺からしっかりと研究してみたいと思います。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。



○17番（福島知雄君） ぜひ、それぞれの女性団体の方の意見を聞かれて、女性の意見が町に反映できるような政策が実現できればいいかなと思っております。何とか女性議会の開催をしていただきたいんですが、菊陽町は、よく勢いがある、元気があると、熊本県で一番元気があるよというようなことを聞きますが、他町村の見本になるような政策を、町長、ぜひしていただきたいというふうに思うところです。

それでは、質問事項の2つ目ですが、企業誘致にも関係する住環境整備についてということですが。

菊陽町は、人口が右肩上がりに増加しまして、4万3,000人を突破いたしました。第6期菊陽町総合計画では、令和12年、2030年になりますが、目標人口が4万8,000人に設定してあります。政策次第では、2030年には5万人に達するようなこともできるのかなというふうに私は思っているところでございます。

そういった大きな要因の一つは、世界的な半導体企業、台湾のTSMCの原水工業団地への進出に伴い、雇用創出が1,500人とも言われておりますが、2024年に稼働するというので、フル稼働になったらさらなる雇用が生まれることも予想されるわけでありまして。また、関連企業の進出も予想されますし、積極的な誘致活動をすべきであるというふうに考えるところです。

当然、交流人口も一気に増加します。そこで課題になるのが、そこに勤務する人たちの定住促進をはじめとしたインフラ整備です。現在でも菊陽バイパス、県道大津植木線、これは旧57号線になります。県道新山原水線、鉄砲小路を通ってる道路です、県道大津植木線、南方大人足線など、朝夕の交通渋滞は慢性的になっております。地域住民の悩みの一つに今はなっているところでございます。

さらには、総合体育館が完成しますと、交通量もますます増加するというふうに予想されますし、原水地区は一層の交通渋滞が懸念されるところでございます。

菊陽空港線の延伸に向けた準備が着々と進められておりますけれども、この路線が開通しても抜本的な交通渋滞解消まではならないというふうに思われるところでございます。より効率的な、より効果的な交通渋滞解消の推進に取り組む必要があります。菊陽空港線の早期完成、県道大津植木線の4車線化、下原堀川線の延伸あるいは新たな南北線の新設道路整備も必要になってくるということも思われます。

県は、11月22日に蒲島知事をトップとする半導体産業集積強化推進本部の初会合を開催されました。TSMCを含む半導体関連企業の集積が円滑に進むよう、県庁を挙げて地元人材や交通渋滞対策に当たるということを確認されたということでございます。特に、地域住民が懸念する交通渋滞への対応など、課題解決に各部局が連携して当たるということでございます。県が、これだけ積極的な方針を打ち出されたわけですが、今この時期、このときがタイムリーであり、千載一遇のチャンスであるというふうに思います。二度とないような追い風であるわけですが、このチャンスをいかに生かすかではないでしょうか。11月22日、菊陽町は町長を本部長とする全庁組織、半導体産業企誘致推進本部と下部組織のプロジェクトチームも発足を

されました。受入れ体制や渋滞緩和のための道路整備、従業員の定住促進など課題を総合的に議論し、迅速に施策を実行する方針を示されました。

そこで、まずは主要道路の整備、規制緩和など積極的に国、県に要望していく、働きかけていく必要があるかというように思うところです。特に、県道大津植木線の4車線化、これは最も重要な課題であろうかと思えます。この県道大津植木線の4車線化について町長の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

近年の本町の道路事情につきましては、御質問のとおり、本町の原水地区にあります県内でも有数の工場集積地でありますセミコンテクノパーク及び原水工業団地への企業立地等によりまして、通勤、それから退勤時間帯の慢性的な交通渋滞が発生しております。

さらに、本町が平成30年度から事業を進めてきておりました第2原水工業団地におきましては、台湾のTSMCとソニーグループの合弁による工場建設が決定したところであります。この工場建設というのは、国策、いわゆる国家戦略として、半導体の国内生産という経済安全保障にも関わる極めて重要な役割を果たすものでありまして、本町のみならず近隣市町村、そして熊本県内の市町村、あるいは日本全体に大きな経済効果をもたらすものと期待されているところであります。

一方、企業誘致によりまして、今後交通量がさらに増加することが懸念されますことから、周辺道路の整備というのは喫緊の課題であるというふうに捉えております。原水地区にありますセミコンテクノパークの周辺の道路整備は、立地企業はもとより、地域住民からも道路整備が熱望されているところであります。

その中でも、阿蘇くまもと空港とセミコンテクノパークを結ぶ菊陽空港線の延伸道路の整備、これは渋滞緩和における地域住民生活の安全性の確保をはじめ、阿蘇くまもと空港へのアクセスを強化する多大な経済効果もあると見ておりまして、今後県のほうと連携しながら加速させ、早期開通を目指しております。

これは、今の計画が令和8年の完成を目標にしておりますけれども、これはTSMCのほうの新しい工場というのが令和6年にはもう稼働するというのでありますので、県のほうともいろいろ連携を取りながら、できるだけ早くそれに間に合うようなところを目指していきたいというふうに、議員のほうからも言われました、うちのほうでも立ち上げました半導体関係の誘致の推進本部といいますか、その中でも、それからプロジェクトチームのほうでも、そのほうをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、それを整備しましても、一番問題点というのは、議員も言われたように大津植木線ですね。これを4車線化しないと、こちらから上のほうに上がっていても、あそこが渋滞しとったらなかなかそこが思うようにいかないということで、この4車線化というのはぜひ必要だということで、県のほう、それから国のほうの陳情要望に行ったときも言いました

ら、国交省のほうからその担当の代表、局長といいますか、その方がやはり同じようなことを言われて、応援するというような話も聞いたところでもあります。

先般、萩生田経済産業大臣が現地にお見えになりまして、私のほうからこの工業団地の説明をしましたけども、前にあるこの県道、いわゆる大津植木線の4車線化をぜひやらないと、また台湾のほうから来るTSMCでありますので、その状態を見て、非常にまた日本とは違った見方をされるんじゃないかということのためにも、これはぜひ4車線化が必要だというふうに考えているところでもあります。

これは、一方では非常に期待もありますけども、やはり地域住民の生活、特に通勤時間帯というのは、子どもたちの登校する時間帯と重なりますので、その辺はしっかりやらなければならないなということで最重要視しながら、いろんなことはやっておりますけども、原水駅の東側の踏切、これもJRのほうといろいろやりまして、これも歩道の部分2メートルを広げるといのは、これはもう来年あたりには完成するところまで持っていけるなと思っておりますし、それから新山のほうにあります鉄砲小路の踏切、この辺の踏切の整備というのも非常に重要だということで、できるところからやっておりますけれども、ただ一番大本になる大津植木線についてはぜひやっていかなければならないということでありまして、近隣との取組の中でも紹介していますと、今年4月30日に合志市、それから大津町の荒木市長、それから金田町長と一緒に菊陽町が一緒になって菊池南部地域総合交通協議会の設置を県のほうに要望しております。田嶋副知事のほうが対応されましたけども、それを基に今年7月1日に菊池南部総合交通研究会の設置が県北のほうの指導でできておりまして、これはそれぞれの担当課長等がそのメンバーに入って、どういう点を、どういう取組が必要かということをやっております、それを基に合志、大津、菊陽の市長、町長と、それから県のほうと一緒に具体的な取組を進めるというような、そういう活動も今やっておりますような状況であります。

こういうものを実現するためには、議会の皆様方と一緒に取組まないと、加速化させるためには非常に重要だと考えておりますので、その辺はよろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 町長の方針はよく分かりました。今、町長が言われたように、手前のほうをどんなに整備しても、はけ口である大津植木線、これを拡張しないと車は流れません。河川の上流をどんなに整備しても、下流を整備しなければ水はスムーズに流れませんが、それと道路も一緒ですね。手前の道路をどんなに整備しても、はけ口であるセミコンの近く、大津植木線、この4車線化を早急にしないと車は流れませんので、県と連携して、早急に取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、町長、下原堀川線、図書館の東を南北に通って鉄砲小路に突き当たってる道ですけども、これについては町長はたしか以前、その整備をするというようなことを選挙に出られたときにたしか言われたような記憶があるんですが、それについては町長の方針はどうです

か。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これも必要なものとは考えておりますけど、これはまず、今大事なのは、菊陽町の東部のほうと西部のほうを結ぶ非常に重要な道路でありまして、最近また「さんふれあ」辺りに行っておりますと非常に交通量も増えておりますし、そういうことで、この上の大津植木線の4車線化を先にしないと、議員が言われるように、受皿がないのに水道の蛇口をひねるように、上のほうからどンドンどンドン下りてきたら、あそこでたまってしまうて、どうしようもなくなる、そういうふうな見方もありますので、まずは菊陽空港線を進めながら、そして大津植木線の4車線化をしっかりと県のほうに言って、そこを実施した上で、そこができましたら今度は下原堀川線のほうも上につなげれば。辛川鹿本線はもうできてはおりますけども、こちらから上がるのだけ整備しても、幹線の上の部分が、東西が渋滞しとったらどうにもなりませんので、そういうところを順番をつけながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 当然、物事、政策には優先順位があるかというふうに思います。まずは大津植木線の早期の4車線化を図り、そして菊陽空港線の延伸、そして下原堀川線の延伸と、そういったふうな順序でやっていただければ、セミコン辺りの交通量解消にも相当つながってくるのではないかというふうに思われますし、地域住民が心配しております、悩みの種であります日頃の交通渋滞解消にもつながってまいりますので、ぜひそういったところで取り組んでいていただきたいというふうに思うところでございます。

そして、いま一つの課題は、そこに勤務する人の定住促進に関することですが、いかに菊陽町に住んでいただけるか、住んでもらえるような魅力ある住環境整備をすることではないかというふうに思っているところでございます。定住人口が増加すれば、消費活動が活発になることも期待できます。町内経済を押し上げることにもなりますので、他の市町村からの通勤にもなれば、菊陽町の税収にもつながらない上、消費拡大もなく、商工業の繁栄にもつながらない、またさらなる交通渋滞に日々悩まされるだけになります。より多くの人に菊陽町に住んでもらえるような対策を練り、住環境整備をすることが必要ではないかというように思われるところでございます。そのためにも、市街化区域あるいは集落内開発区域の拡張、上下水道を含めた住環境整備をし、住宅需要が生まれるよう早急な対策が必要であるわけです。また、喫緊の課題でもあります。

1つ考えられるのが、原水工業団地の周辺もしくはその南側辺りを規制緩和して住居地域にすることが最も有効な手段ではないかというふうに思われます。そこが住居地域になれば、TSMCあるいはソニー、セミコンテクノパークに勤務する人たちがそこを購入して住まいとすることも予想されます。そうなれば、歩いて通勤できるというふうになりますので、交通量の減少にもつながってくるのかなというふうに思っておりますけども、国、県に要望活動する必

要がありますけども、町長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

菊陽町は、昭和46年5月に熊本市を中心とした熊本都市計画区域に編入され、同時に優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分けられました。区域区分、いわゆる線引きの変更につきましては、都市計画基礎調査の結果を踏まえて見直すことが想定されており、その見直しに当たっては市街化調整区域内の市街化区域縁辺部、鉄道駅周辺などで土地利用の変化が著しい地区については、随時、その動向を把握し、市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には、農林漁業との健全な調和を図りつつ、保留人口フレームを活用するなどの方策を用いて市街化区域に編入することが望ましいとされております。

本町の人口は、今後も増加し続けることが予想されており、本年3月に策定した菊陽町都市計画マスタープランでは、20年後の目標人口を5万人と設定したところであります。

なお、将来の都市づくりの方針として、町内に複数ある鉄道駅周辺に都市機能を誘導する多核連携型の都市像を掲げておりますので、新たな人口の受皿や渋滞緩和にもつなげるため、原水駅周辺地域の市街化区域への編入に向けて現在県と協議を重ねているところであります。

次に、集落内開発区域の拡張についてお答えします。

集落内開発区域は、平成20年度に熊本県条例の制定により運用が開始された制度であります。あくまで市街化を抑制すべき市街化調整区域内の区域であり、既存のコミュニティーを維持するための必要最低限の開発を認められた区域であります。

なお、都市計画法第34条第11号の中に、おおむね50以上の建築物が連坦している地域との定めがありますので、区域の拡大は容易ではないと考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 様々、難しい課題があるのは重々承知をしております。そこを何とかするのが政治力ではないかというふうに思うところです。

T SMCの新設あるいは空港アクセス鉄道、これは三里木駅、原水駅、大津駅の3案で再検討されるということでございますけども、いずれにしても他に類を見ないような大きなプロジェクトが菊陽内にあるわけですが、将来の展望が非常に期待はできますけども、何もしなければ展望が開けないということであるわけです。

菊陽町は、T SMCのおかげで全国的に有名になりました。町長の露出度も非常に多くなったんですけども、町長、今が腕の見せどころです。菊陽町百年の大計を考えたとき、ここ5年間で菊陽町の礎を築く最も重要な勝負の期間であろうというふうに考えております。住宅環境、学校問題もそうですけども、受入れ体制を町長は短・中・長期的に県と連携した戦略をどのように立てておられるか、町長の所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 基本的には、今土木部長が申したとおり、そういう制度の中でありまして、TSMCに関しては、近隣の市町村の中でも非常にそれぞれがいろんな、先般は山鹿市長のほうも何か新聞の記事にも出ておりましたけども、関連の企業というようなところもいろんな思いもあるようでありますけども、本町の中でも、そのために県のほうもプロジェクトといいますか、大きな推進の本部をつくられておりますし、本町でもつくっておりますので、そういう縛りがあった中でどういうことができるかということで、1つは原水駅周辺部の市街化の編入というのはなかなか難しいんですけども、これにつきましても土木部長が申しましたように、もう協議を県のほうと編入にかけて、市街化区域の編入というのも、関係する合志市、益城町それから嘉島ですね、それから菊陽ですけども、それぞれがいろんな思いでやっておりまして、県との協議あたりもありますけども、このTSMCということで、これまでにない国家戦略の中にも入ってますので、そういった面での住環境というのも十分対応をしていかなければなりませんけども、その辺はまた実際、具体的にいろいろソニーさんとの協働で造られるということで、そういう新しくできる、名前がJASMという名前、できておりますけども、そういうところともいろいろ協議して、どういうことを望まれているのか、また日本とは違った、日本の中ではいろいろ見方があると思うんですけども、自分の勤める会社よりも少し離れた、直接勤務場所が見えないようなところを望まれる方とかいろんなのがあって、国民性もあるかと思うんですけども、そういうところは十分打合せをしながら県のほうと連携を取って、どういう場所だったらどういうことができるかというのが、さっき言われるようなこともいろいろ、大きく今度は変わっていくと思いますけども、そういった中でいろんな手法としてできるようなものはぜひ取り組んでやっていきたいと思っておりますけども、一方では、そこが広がってきますと、周辺にやれば交通渋滞緩和のほうにも、非常に近いところから行くということでなりますので、道路だけではなかなか対応できないということでは、住まいも近くにする、そうしますとまた学校が不足したり、保育園が足らなったり、いろんなところに影響していきますので、いろんなところからそういう意味でのプロジェクトチームをつくっておりますので、十分検討しながら、この発展の勢いに、さらに飛躍させるための取組というのが非常に大事でありますので、その辺はまた議会の皆さん方のほうでもいろんな御意見とか御提案等いただければありがたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） 1つを実現するためには、様々関連することがたくさんあります。そういったものを一つ一つクリアしながら、まずできるところから着実に早急に取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

TSMCの進出は、国家プロジェクトであるわけですから、この機会に乗じてインフラ整備、住宅環境整備を急ぐべきであろうかというふうに思うところでございます。

私、ちょっと考えたんですが、土地開発公社を立ち上げ、地域開発に取り組むとか、あるいは区画整備事業を推進していくとか、こういうことも考えられますけども、そのためには役場

の現在の都市計画課あるいは関連部署のスタッフが不足してるかと思いますが、そういった中での取組というのは非常に難しいかと思いますが、都市開発あるいはそういった住宅環境整備などに精通した人を中途採用して取り組んでいくということも必要であろうかと思いますが、非常に社会の流れ、特にこの菊陽町の流れというのは早くなっております。人を育てる時間もないではないかというふうに思いますので、そういったことも一案であろうかと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

まず、土地開発公社と区画整備について所見を伺います。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えいたします。

御質問にあります土地開発公社は、公共用地の先行取得や工業団地等の宅地造成事業などを行う団体で、そのほとんどは地方自治体の全額出資で設立されております。本町の土地開発公社は、議会議決も得た上で平成26年度に解散手続が完了しております。当時は、全国的に工業団地が売れ残るとい、いわゆる塩漬けの土地の増加や公社の債務超過など問題が発生する事例が続いており、総務省も土地開発公社の解散を促しているような状況でありましたので、解散することが適当と判断した次第です。

土地区画整理事業につきましては、市街化区域で行う都市計画事業であります。

第二原水工業団地周辺は、市街化区域への編入要件であります市街化区域の縁辺部及び鉄道駅周辺等に該当しませんので、区画整理事業はできません。しかし、第二原水工業団地付近での新たな工業団地につきましては、農地法や下水道等のインフラ整備などの様々な条件をクリアする必要はありますが、現行法令の範囲内で計画することが可能です。

また、新たな定住者に対する住環境整備につきましては、先ほど答弁いたしましたように、原水駅周辺地域での市街化編入と併せて土地区画整理事業の実現に向けて県と協議を重ねながら、現在のところ、町が主体となって進めたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君。

○17番（福島知雄君） よく分かりました。

今までの概念をリセットして、固定観念にとらわれることなく、新しい菊陽町をつくるためにも新たな発想を持つことも必要であろうかと思いますが、もちろん、これはタフさが求められます、タフさが。先ほど町長もおっしゃいましたけども、近隣市町村もこの機会を逃すまいと虎視眈々と狙っております。山鹿市は関連企業を誘致するため、土地整備をするということであり、菊池市は住宅整備を効率的で効果的な手法で取り組むと、阿蘇市は交流人口増加を目指し、準備委員会を設置されるようであります。不思議と隣の合志市長の話が出てこないんですが、何か恐らく狙っているというふうに思われます。他市町に後れを取らぬよう政策を実現してもらいたい。次の世代に誇りある町を引き継ぐため、町長が原動力となって、強い気持ちを持って粉骨砕身、全身全霊で菊陽町の百年の計を図ってもらいたいというふうに思うところ

ろでございます。

町長、11月28日の成人式でこのようにおっしゃいました。菊陽町は住みよい町、幸福度で県下トップであるというふうに、これはどこの報道だったですか、新聞社だったですかね。

(「民間企業が発表」の声あり)

だったです。そうであるならば、他市町村をリードし、見本となるような政策の実現を目指していただきたいというふうに思うところでございます。

50年後、100年後にはここにおる人はほとんどいないかと思えますけども、後世の人々が今の菊陽町があるのは後藤三雄という町長の功績だよと言われるような、語りぐさとなるような町長の手腕を発揮してもらうことを期待いたします。

最後に、親鸞聖人が9歳のときに歌った詩を町長に送りたいと思います。

これは以前送ったことがあると思いますが、「明日ありと 思う心の仇桜 夜半に嵐の 吹かぬものかは」、もう一度言います。「明日ありと 思う心の仇桜 夜半に嵐の 吹かぬものかは」。明日があると思っても、何が起こるか分からないのが世の中であると、今このときが一番大事であるよということです。明日があるからと思っていると、その機会を逃してしまうことがよくあるということでございます。今、いい仕事をすれば、次にまたいい仕事につながります。それを町長に送りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。

時間をもたないなので、いきなりもう質問席から始めさせていただきたいと思います。

本日は、コロナの蔓延も一段落したような感じで、少し落ち着いておりますが、師走の忙しい中にもかかわらず傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。この席からお礼を申し上げます。

さて、今日は7項目質問事項として上げておりますが、先ほど福島議員の質問の中の項目とほとんどダブっているような項目がございますので、役場の職員の方もいろいろお調べになっておるとは思いますが、この3、4、5、6についてはもうほぼ御回答があったというふうに思います。私がそれ以上聞きましても、今の段階では答弁以上のことは出てこないというふうに思いますので、これは後で少しまとめて、1問ぐらいに絞って少し変えて質問をしたいと。

と申しますのは、1つは県の幹部からのTSMCに関する説明がございましたけれども、こ



れがもうこの質問の項目を出した後の説明でございましたので、一般質問自体も少し組み替える必要がありました。その辺のこともありますので、どうぞ御了承いただきたいと思います。

今日は、1番、2番、7番について主に時間を割きたいというふうに思います。

皆様御承知のとおり、このTSMCの菊陽町に対する進出というのは、投資額8,000億円ですか、これまで熊本県が経験したこともないような、そういう数字の関わった進出でございます。それから、これは国家戦略ということで、これからもう二度とはないような、そういう非常に大切なところに来ておって、私たちとしては全力を挙げてこれを成功的に導くように力を出し合わなくちゃいけないというふうに思います。

それともう一つ、菊陽町のまちづくりにとって大切なことは、私ももうこれで5回ぐらいの一般質問になりますが、空港アクセス鉄道計画、これと菊陽空港線の事業、この2つが菊陽町の今後のまちづくりにとって非常に大切だというふうに思っております。これまでの私たちの理解としては、三里木から分岐をして、そして県民スポーツ公園、免許センターを経由をして空港にアクセスをするというのはもう決まったことのような感じでございましたけれども、TSMCが出てきたことに従って、少し変化をしようとしております。その辺について、いろいろ確認をしたり質問をしたりしていただしていきたいというふうに思います。

まず、空港のアクセス鉄道計画について、熊本県の検討状況をどのように把握しているかという質問にしておりますが、実はこれはもう私たち議員も、それから町のほうも、執行部のほうももう既に情報としては共有をしておりますので、少し私のほうで時間の関係もありますので、要点を、これまでの流れを整理をしまして、そして質問につなげていきたいというふうに思います。

空港アクセス鉄道については、三里木駅を分岐とするということから出発をしまして、ところが非常に予定したよりも費用がかさむということで、県の中に検討委員会がつくられて、6月に調査結果が出ておりますが、その結果を言いますと、当初の計画よりも24億円のコスト削減が見込まれるということが1点。それから、鉄道の需要の予測が7,500人で予測したものが、これは5,000人が実際に近いだろうということで5,000人でいろいろ検討されております。1日5,000人ですね。それから、私たちはあまり専門的に詳しく分かりませんが、事業の社会的な意義とか効率性、それを確認する指標、通称BバイCと言っておりますが、内容は所要時間の短縮効果、それから交通費用の減少効果、それから炭酸ガスの排出削減の効果、それから道路混雑の緩和、そういったものと費用との関連を表す指数、これが通常事業化するときには、1を超えないと事業化はなかなかできないと言われておりますが、それが1.04ないしは1.22というふうに1を超えたと、事業化の壁を越えたということがこの調査で言われております。

その辺を踏まえた県議会の意見としては、鉄道と高規格道路が連携した高速交通網の整備が必要だという意見です。それから、空港利用者以外の鉄道利用者を増やすための企業や商業施設をこの沿線に誘致すると、そういうことが必要だと、そういったことが言われております。

ただし、一つの指摘としては、財政状況が少し不透明なところがありまして、国、県の補助が18%であれば黒字化には33年かかると、3分の1補助になれば2年間で黒字になるということが明らかになっております。ですから、この見込みがどうなるかということも一つの問題です。

そういう経過で、9月の県議会で知事が答弁していらっしゃいますけれども、そのときまでは知事の答弁としては、20年、30年後の熊本の発展のための、これはもう基盤整備の問題であると、それから大空港構想の一環であって、熊本地震とか人吉、球磨災害からの復旧・復興の総仕上げだと、そういう位置づけで答弁をされております。

その中で、先ほど申し上げましたように、11月29日、県の幹部の方が数名おいでになりまして、私たち議会にも説明があつております。内容は、空港アクセス鉄道の起点を三里木駅、原水駅、肥後大津駅の3駅を対象として再検討すると、簡単に言えばこういうことでした。これについて様々な意見が、その後新聞にも発表されましたので、歓迎する意見とか、それから地元としては非常に戸惑うと、今まで三里木駅からと思つたのに、また変わるのかというふうな戸惑い、それからこれまでも多額の調査費をつぎ込んでるのに、今からまたその調査費をつぎ込むのか。もう一つは、菊陽町は一体何を考へてるのかという、こういう声が聞こえてきております。

要するに、3駅が再検討の対象になったということですがけれども、これについて町としてはどのように評価をしていらっしゃるか、どのように考へていらっしゃるか、それをお伺いしたい。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。御質問についてお答えします。

本件につきましては、9月議会でも御質問いただいておりますので、その後の動向等について御説明いたします。

県議会9月定例会において、空港アクセス鉄道の質問に対し、県から、利用者を増やす取組については専門家の意見を伺いながら鉄道の利便性向上など、様々な施策の検討を進めていく。あわせて、新型コロナ収束後の熊本の発展につなげるためには、空港アクセス鉄道はなくてはならないものと確信しているとの答弁がありました。

このような中、県議会11月定例会の開会日に、知事が空港アクセス鉄道についてはT SMCの立地決定を踏まえ、セミコンテクノパーク及び原水工業団地へのアクセス向上を含め、県内全域の交通ネットワークの利便性向上につながるよう現在の三里木ルート案のみならず、より効率的で効果の高いルートを検討していくと述べられました。そこで、今後は県の検討状況を注視し情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 何回聞いても、町の答えは県の動向次第と、簡単に言えばそういうこと

でこれまでもずっと来ておりますが、もうこの段階に来れば、町としての意思表示、なかなか難しいんですが、いろいろ町としての言いたいことを県に伝える、そういう時期に来たんじゃないかと。でない、またこれは新聞を見て、大津が一旦諦めたものが、また大津に火がつきはしないかという懸念も持っております。

少し私の意見を申し述べさせていただきますが、その中でそれは違うということがあればお答えいただきたい。この計画の目的は、最大の需要地は熊本市ですね。その熊本市と空港を最短距離及び最短時間で結ぶということだったというふうに思います、一つの目的は。恐らく、今度の発表に対して熊本市は、私は不満を持たれるのではないかというふうに思っております。何か蚊帳の外に置かれたような感じのようになっておりますので、熊本市がひょっとしたら別の考えを持たれるのではないかという危惧を一つは持ちます。というのが、熊本市から今までもいろんなルートで空港にアクセスするという意見が出ておりましたので、それが再燃しはしないかというおそれですね。

それから次に、第2の目的というのは、県の運動公園と免許センターへのアクセスの改善というのがこの鉄道の目的であったんではないか。原水駅と肥後大津駅というふうになれば、この問題が解決できない。仮に、肥後大津駅あるいは原水駅から免許センターとかスポーツ公園辺りにアクセスするんだというふうなことになるれば、費用がはるかにかかると、高額なものになるということがあると思います。

鉄道の目指すところというのは、旅客の大量輸送とそれから速達性及び定時制ですね、決まった時間に着く。その点から見ましても、特に肥後大津駅の場合ですが、旅客数は減るんじゃないかということが考えられます。それから、速達性ももちろん劣るということになります。こんなことを言うと大津から怒られるかもしれませんが、私は県議会議員じゃありません、町議会議員ですので、少し菊陽町の立場に立って物を申し上げたい。

それから、TSMCを知事は考えられたみたいですがけれども、生産物の出荷という点で考えれば、原水工業団地まで鉄道を延線しない、延ばさない限り状況は同じではないかというふうに思います。マイクロチップという非常に小さな製品の出荷ですけれども、これは今菊陽空港線の延伸が整備されつつありますけれども、それで十分ではないかと、素人考えですけれども、そういうふうに考えます。どっちみち原水工業団地から原水駅を利用するにしても、大津駅を利用するにしても、あるいは三里木駅を利用するにしても、そこまでの輸送手段はトラックになるわけですね。ほとんど変わらない、意味がないというふうに思います。

私はフェイスブックを見ておりましたら、町民のある方がこんなことを書いていらっしゃいました。要するに、原水駅から工業団地まで鉄道を延伸すると、そして原水駅とそれから三里木駅の間を複線化すると、そして三里木駅から空港にまたあそこから分岐してアクセスすると、そういう方法があるじゃないか、なるほどなと思いつつも、その実現性云々はよく分かりませんが、それでもしない限りはこの鉄道と出荷の関係は整理できないということはあると思います。

そういうことから考えてみますと、やはり私は従来どおり三里木駅から分岐をして、そして中間駅を通過して、さらには空港につなぐという形のほうが正当ではなかろうかと、こんなことを言っても県知事の考え方ですから、私の考えが届くはずはないんですけども、何かその辺が非常に、後から考えてみましたら理解できない部分として私の中にあります。この点について、町もなかなか答えるのは難しいでしょうけれども、何か答えられることがあればお聞きをしたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの甲斐議員の質問に、知事が発表された件についてはまだ中身が、具体的なところが何も見えておりませんので、これからだとは思いますが、三里木からのルート案につきましては、知事のほうで空港アクセス鉄道検討委員会というのを有識者とか関係される方々を入れてつくっておられますけども、その条件を十分見ておったわけでありまして、これはその中でバスを使ったいろんなものがありましたので、それを一つ一つ検証されて、やはり鉄道でいくのが一番だというのが一つ答えが出ておったところでありまして、ただその中で7月15日に開催された、これは前回の質問のときに答えておりましたかと思いますが、この検討委員会の委員長のほうから他のモードに比べてこの鉄道が最も効果的で、その実現可能性が高いというふうに答えられておりますので、その検討委員会の答えだということだと思います。

ただ一方で、財源の不透明さを払拭する取組や、周辺地域の開発の利便性の向上などの鉄道利用者を増やす取組の検討が不可欠ということでもあります。まさにそのとおりだと思うところでもあります。

そして、県のほうでは事業化の判断がされてないのが今の実情ですね。私もずっと、町のほうもいろんな事業を進める中で、財源の組立てがきちんと決まらないうちになかなか事業化には進めないということで、町のほうでも県の方針が決まった場合は、いつでも皆さん方から、議員からも出ておりましたように、町としてのそういう推進委員会あたりをつくっていきたくて。予算的には500万円ほど毎年掲げておりますが、それを使う機会というのがなかなかできてないのが、方針が決定して、できないというところが非常に気になっていたところです。

もう御承知のとおり、事業費というのは、県が考えておられたのは国から3分の1出してもらって、そしてJRからも3分の1、そして県が3分の1の財源の組立てだったと思うんですけども、しっかり見てみますと、JRのほうの3分の1というのは実際鉄道が走り出して、そして黒字の中からの3分の1というのが新聞等を読み込んでみますとそんなふう書いてあるわけですね。それと、国のほうの3分の1、これは議員も言われましたように、通常は18%というのがこの制度でありますけども、3分の1を使ったのは成田空港のときだけはそれが使われたということで、地方の空港にはそれは適用されていないということで、その辺の厳しさが非常にあるんじゃないかというふうに思っておりましたので、そういった中で今回TSMCの関係でまた3つの案のほうに、どういうほうにTSMCとその辺がつながりがあるかというの

は今後明らかにされていくかと思うんですけども、そしてどういう方法でいかれるのか、その辺はもう町としてしっかり見ながら町の意見を出していくのが必要ではないかと思うところがあります。

県のほうは、三里木駅からの分岐化というのが、3つの案を十分検討されて、絞り込まれてきたところであって、みんなの期待が中間駅ができることによって、運動公園辺りの利用のときも、大きなイベントのときには駐車場が足りないという現状もありまして、そういうものにもつながらせて、周辺を開発することによって空港に行く人だけの運賃で採算を取るんじゃなくて、そこに中間駅ができることによって、県のほうもいろんな企業誘致とか商業施設、いろんなことがありましたけども、そういうものがあって、距離的にも一番近く行けるような内容ですので、そういうところは非常に期待しとったんですけども、そういう状況でありますので、知事が方針を今変えておられますので、これは県の事業であって、熊本県全体のためにどうかということから今回出されたと思いますけども、まだ選択肢の中に三里木駅からの分、それから原水駅からの分と大津駅からの分、それとTSMCが進出する第二原水工業団地周辺のほうの取扱いはどうなるかということも全くまだ分かりませんので、その辺、これからいよいよ始まっていくと思いますので、また議会の皆さんと一緒に、その辺は町としてどうあるかということはきちんと意思表示といいますか、町としての要望は出していかないといけないと思います。

ただ、大きな事業費でありますので、いろいろと口を出すと、口を出すときは金も出せと言われるようなこともあるかと思っておりますので、その辺はやはり、言う以上は町としてはどういうことができるかということも示していかなければならないと思いますので、これについてはまた十分議会の皆様、そして期待されとった方々の思い、中には非常に心配されとった方々が動くことも、そっちのほうがいいと言われることも、そういう話も耳に入ってきておりますけども、非常に重要なことでありますので、慎重に、そしてこの機会を町のために、どう町が取り組んでいくかということは議会の、ここの皆さんとも十分情報を共有しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 両方とも大変大きな事業ですので、うかつなことをなかなか言えないというのはもう十分に理解できます。ただ、この2つの事業とも、何回も申し上げますけれども、私たちの目としては県全体を浮揚させるような、あるいは場合によっては国にも関わるような、そういう大きな影響を持つ事業であると、特にTSMCのほうは。だけど、片方の空港アクセス鉄道の問題も、これはもう県にとっても大事な事業だというふうに私は思います。2つとも相まって、いろんなことを整理しなければいけませんけれども、これは50年後の、私もそのときにはいないと思いますが、50年後のこの地域の盛衰を決定するばかりでなくて、県やあるいは国にも関わっていくという、そういう視点は決して失ってはいけないと思いますが、私は一町会議員であります。ですから、町長が言えないことも私ならば言えるというところが

ありますので、今日はこのように申し上げております。水面下でも結構ですので、水面下でもなかなか表立って言えないこともあると思いますから、多少は菊陽町のエゴを發揮してもいいんじゃないかというふうには私は考えます。なぜなら、私たちのところは地元ですので、県の事業ですが県の事業が行われる地元なので、多少は我々のエゴも聞いてもらっていいんじゃないか。そういった意味で水面下でも結構ですので、町の、町民の願いというのを町長から、どうぞ県なり国なりに機会があるごとに伝えていただきたい。私は、分岐の問題については三里木駅がベストじゃないかと、私の周囲にいらっしゃる方もそういうふうにおっしゃっております。そのことをまずお伝えしたいと。

あと、この事業がもしも三里木駅からというふうには決定するとすれば、あとは三里木駅、その周辺、商店街それから駅舎、駐車場、そういったものの整備も必要になるでしょうし、中間駅周辺の開発、先ほど町長が申し上げられました、そういったことも土地利用も含めていろいろ考えなくちゃいけないということになるかと思えます。

要するに、この事業というのは菊陽町の将来を決する事業であるということを指摘をして、もう一つのほうに移りたいと思います。

菊陽空港線延伸事業の現在の進捗状況と今後のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

これも私のほうからこれまで共有している情報については申し上げます。

これはもう事業化されております、菊陽空港線については。県と町がそれぞれの事業区間で道路の線形や幅員を計画する予備設計を実施をしたと。4月6日に大津植木線まで延伸する都市計画道路の変更が決定をした。それから、6月には県と町の事業区間で工事に必要な図面の作成、道路構造物に関する詳細設計に着手をしたと。それから、令和4年度には用地測量や建物などの補償調査を開始をします。関係者には丁寧に説明をしていくと、こういったことをこれまでの一般質問の中で確認しております。

その後、進捗したことがあればお伝えいただきたい。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） おはようございます。御質問にお答えします。

菊陽空港線延伸事業については、現在熊本県と菊陽町がそれぞれの事業区間で工事に必要な図面等の作成や道路構造物の詳細構造を経済的かつ合理的に計画する詳細設計業務を行っており、その業務で作成した図面等を基に、県と町が関係機関との協議を迅速に進めているところであります。

そのような中、本事業の整備に必要な予算確保について、令和3年11月2日に国土交通省九州地方整備局長、さらに11月9日に国土交通大臣へ要望活動を行っております。また、現在行っている道路詳細設計の図面等を基に、11月25日、町の事業区間である長塚地区の区長を含む地元関係者に、地区で5回目の説明会を行ったところであります。

今回の説明会では、町からこれまでの説明の整理として道路計画ルートと道路幅員構成につ

いて説明し、次にこれまでの説明会から意見、要望をいただいていた騒音対策等について対策を講じた道路設計計画の内容説明を行いました。長塚地区においては、これまでの説明会を通して、現計画での一定の御理解をいただけたと認識しているところであります。

今後については、本年度中に道路の全体幅員での都市計画決定の変更を行う予定であります。町の事業区間については、本年度から用地測量及び建物調査に着手し、その後、用地買収を実施し、用地買収完了区間から随時工事を進めていきます。熊本県の事業区間についても同様のスケジュールで実施すると伺っております。町としては、第二原水工業団地への企業誘致の進捗状況に合わせ、菊陽空港線延伸道路の整備を県としっかり連携しながら加速させ、早期開通を目指してまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 着々と進んでいるようではありますが、TSMCが進出をして、それに規制されることはありませんか。例えば、TSMC工場の完成とか生産の開始とか、そういったものこの道路が関連するということはありませんか。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 先ほど、TSMCの稼働予定時期については町長のほうからもございましたけれども、そちらの稼働時期については承知しているところでございます。

道路工事につきましては、道路工事に着手するには都市計画法に基づき計画の変更を行い、事業認可を受けなければなりません。その後、用地測量、建物調査を実施し、用地取得のための地権者の方と交渉し、用地買収が完了したところから順次工事に取りかかっていると、着手していくということになります。

町としては、先ほどと繰り返しになりますけれども、第二原水工業団地の進捗状況を踏まえ、関係機関とも調整の上、可能な限り早期開通を目指していくので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 全然関係ないということはない、やっぱりTSMC、あるいはあそこの開発と歩調を合わせながらというふうに考えなくちゃいけないということですかね。

それで、随分、例えば下水の問題でも急がなくなっちゃいけなくなった。そういった面でマンパワーは大丈夫なんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 先ほどの質問からお答えいたしますと、先ほど町長が申しあげましたように、菊陽空港線につきましては、もともとは令和8年度の完了を予定していたわけなんですけれども、TSMC、JASMが令和6年度に操業開始するというので、できるだけ近づけるということで進めているところでございます。当然、下水道は令和5年8月に向けて現在進んでおりますけれども、空港線におきましても今後用地測量、用地交渉が発

生しますので、できるだけ来年からは人的なところも増強したいということで考えているところでございます。

以上になります。

(「マンパワーは大丈夫」の声あり)

それで、マンパワーは今の建設課の人員では、その次の動きのために足りないというふうに私は認識しておりますので、町長のほうにも来年度は人員を増やしてくださいということでお願いしているところでございます。

以上です。

○議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。

○14番(甲斐榮治君) TSMCについては、私たちも突然という言い方は悪いんですけども、それまでは準備はされておったと思いますが、ああいう大企業が進出してくるについては秘密にしないでいいところもありますので、突然という形にどうしてもなってしまうんですよ。その場合に、やはり期日等もありますので、マンパワーが足りないとか、そういったことも十分あり得るんじゃないかというふうに思ったので質問をいたしました。多分、町長がその辺は用意はされるだろうというふうに思いますが、一言、町長、何か。

○議長(上田茂政君) 後藤町長。

○町長(後藤三雄君) 今言われるように、職員が非常に、コロナ禍の関係もあって、コロナのワクチン接種をするにしても健康・保険課だけではできないということで、それぞれの課の中からワクチン接種のほうにも、兼任でありますけども、そういう状況でやっておりまして、本来の仕事を持ちながら非常に職員に負担をかけるところもありますし、また一方ではこういった大型事業にも今取り組んどるということではありますが、そういう面は、職員だけではできないようなところは、またいろんな別の手法も使いながらやっていかなければなりませんけども、基本的には実施するための職員体制というのは非常に大事でありますので、その辺は十分、これからこういった体制を取っていくかということ、これもさっき言いました実施本部やら、それからプロジェクトチームあたりの中での職員の意見あたりも十分注視しながら、また職員が、菊陽町が大きく飛躍発展するかどうかというのは自分たちの頑張りにあるというような、そういう一生の仕事の中で大事な場面にあるということも認識してもらいたいような体制を取りながら進んでいきたいと思っております。

また、議会のほうにもいろんな面で、予算的な面でまたお願いする場面もあるかと思っておりますけども、その辺はよろしく願いしておきたいと思っております。

○議長(上田茂政君) 甲斐榮治君。

○14番(甲斐榮治君) 今申されました、先ほども町長申されましたが、議会に協力を頼むというふうなことなんですけど、もちろんそれはもう、こういうふうに菊陽町の将来を決するような事業については十分に協力をせないかんと思っておりますし、ただそれは町長の頭の中でどういう形の協力を考えていらっしゃるのか。ただ単に議案を出せばそれを認めてくれという意味な



のか、あるいはもう少しその過程でプロジェクトチームに、例えば議員の何人かを加えるとか、そういったことを考えていらっしゃるのか、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、申し遅れましたけども、体制を取るということ、10月1日付で技師のほうを採用しております、もう既に配置しておりますけども、経験のある技師、国家公務員のそういう土木関係の仕事をした人と、それから地方公共団体に勤めとった人を、2人とも菊陽に住んでおられる方で、採用試験のほうを受けていただいて、非常に期待しておりますけども、2人の技師を増やしたところであります。

それと、議会のほうに対しましては、いろんな情報共有をしながら、またこちらから提案いたすことについて十分理解しながら、議会の承認等が要ることもありますけども、また情報を提供する中で、この前も県のほうからお見えになったときにもいろいろその後意見をお聞きしましたけども、そういうこともやっていただいて、場合によってはまた議会のほうにお願いして、特別委員会をつくるかどうかとかいろんなこともあるかと思っておりますけども、これから実際入っていく中で御相談しながら体制を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 議案だけではなくて、将来的にどういうふうになるかは分からないけれども、議会と問題を共有して共同で作業することもあり得るというふうに理解していいですか、いいですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まちづくりでは、日頃よく議会からもありますけども、車の両輪となって進むのが非常に大事だと思いますので、その辺は十分大事にしながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 町長の施政方針の中にも、4番目の柱に各パートとの協力体制、特に町民との協働のまちづくりとかそういうことがうたわれておりますので、こういう場合に情報をどこまでどういうふうにして伝えるかというのは難しい判断が必要かと思っておりますけれども、基本的にはみんなで町を造っていったんだという、そういう感覚が持てるような、そういう持っていく方がいいですか、事業の進め方がいいですか、それも一つ頭の隅に置いていただきたいということを希望しておきたいと思っております。

さて、あと14分ぐらいですので、次に移ります。

先ほどから申し上げておりますように、今度のT SMCあるいは空港アクセス鉄道の計画、これは私たちの町を大きく変える、そういう契機になるかと思っておりますが、先ほど福島議員の質問にもありましたように、菊陽町はいろんな土地の規制がかかっておりますので、それを緩和していくというのはなかなか難しいということも度々回答いただいておりますけれども、私が、これは数年前に研修で行った町ですけれども、そこではそういった市街化調整区域とかあ

るいは農振がかかった土地、その規制を緩和したという事例を聞いたことがあります。まだ詳しく勉強しておりませんが、その大きなことを概して言えば、都市計画がちゃんとしておればそういうのが外れる、緩和される、そういうことがあり得るといふ、そういうことを研修で聞いたことを記憶しております。その辺について、今の私の言ったことが可能かどうかについてお聞かせいただきたい。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すみません、なかなか難しい質問ですので、甲斐議員からの質問事項のまず4番、これについてお答えさせていただきます。

御質問にお答えいたします。

都市計画は、限られた土地資源を有効に配分し、建物の敷地、道路や公園等の公共施設などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定めるものであります。

御質問の公共施設の建設、住宅地開発及び企業誘致など、具体的な計画の作成に当たっては、原則、現行法令の範囲内で計画していくこととなりますが、あわせて規制緩和などへの対応も必要になると考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） ありがとうございます。

これはまだ私も勉強不足ですので、改めて勉強し直してもう一度質問をしたいと思っております。

それでは、最後になりますが、今の時点で私が一番申し上げたいことなんですけれども、町からのできることに、できんことがあるかと思いますが、情報発信、要するに今歴史的な時点に我々は遭遇しておりますけれども、そういったことについて可能な限りの情報を町から発信をして、そして世論も盛り上げて事業が成功するように持っていきたいという願いを持っております。それで、例えばこのTSMCとかあるいは鉄道の空港アクセスについても、あまりにも町からの発信がほとんどない状態であるかと思っております。その辺で、もう少しムードを盛り上げるというか、菊陽町が今こういうところに来てるんだ、これで協力して前に進みたいとか、そういった情報発信ができないものか、それについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

これまで、町では町民の皆様に向け、生活や福祉などの暮らしに直結する情報や防災情報などは広報きくようをはじめホームページやLINEなどを活用し、積極的に情報を発信してまいりました。今後も、重要な対応をすべき施策について適宜情報を発信してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 分かりますけど、分かりますけど、いつも何かそのようにやってらっ

しゃるのはよく分かっております。だけど、そのことが、例えば世論を盛り上げたりそういうことには決してつながってない。お隣の大津町、その辺に非常に敏感です。この前の鉄道のアクセス問題の一番当初の頃、町民大会をやるような勢いで議論が沸騰しとったという状況も私は記憶しておりますが、考えてるのはそういったムードといいますか、町民大会をしろとは言いませんけども、そういったムードというのが何か菊陽町から出ない。だから、私の耳に聞こえてくるのは、菊陽町は一体何を考えてるのかという、そういう反応が県段階当たりから聞こえてくることが多いです。もうちょっと地元で盛り上がりらんのかと。何をすればいいかというのはよく分かりませんが、要するに盛り上がってないと、そういう感覚が県段階にはどうもあるようです。その辺についてはどのようにお考えになりますか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 今おっしゃった、例えば空港アクセス鉄道とかにつきましては、まだ県の方針とかが定まっておきませんので、どういうふうに例えば町民を盛り上げるのかとか、そういうところはまだ詳細が分からない段階ではできないというところです。なので、今後、先ほど後藤町長からもおっしゃいましたように、もしそういったことが具体的に分かってくればそういうことを検討する準備は予算的に確保しているところでございますので、必要な場合はそういったものを使って適宜情報発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） もうこれは押し問答になりますので、これ以上申し上げませんが、私も町民の方から電話がかかって、一体何をしてるんだ、何を考えてるんだと言われたときにどう答えようもないようなところがあります。ですから、どうこうということを私がここで具体的に申し上げるわけにはいきませんが、今後県が決めなきゃ何も言えないというだけじゃなくて、何か町としてこういう方向で行きたいんだということがもし仮に言えるようなことがあれば、ぜひ盛り上げていていただきたい。ただ、県の事業ですから県が言わん限り何も言えませんが、町の意味も伝わらないし。町の意味を伝えるということも大事だと思います。どうかその辺も今後考えていただきたい。今日は押し問答はここではしたくありませんので、そういう方向性もひとつ頭に置いていただきたいということを御指摘して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 先ほど、甲斐議員の御質問があった中で特別委員会という言葉を使っておりましたけども、特別委員会は議会が条例で設置するもので、本町では菊陽町議会委員会条例において必要がある場合において議会の議決で置くとされているところであります。そのため、先ほどの答弁の中で特別委員会を求める旨と取られるような私の答弁の内容がありましたので、その点については町長が設置するものではありませんので、その分は撤回を、その部分についてはさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 皆様こんにちは。議員番号2番矢野厚子です。

あれだけ騒いだコロナも勢いを落とし、少しずつ日常生活を取り戻しつつある中で、南アフリカからオミクロン株という新しいタイプのコロナが出てきて、せっかく外出すると以前より人出も増えて経済の復興への兆しが見えてきたところなのに、第6波への不安が出てきて複雑な心境です。これからも、さらなる用心をしながら新しい日常生活を過ごしたいと思います。

今回は、コロナから少し離れた項目で3つの質問をします。質問は質問席で行います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） まず1番目に、現在2校ある町内の中学校の制服の着用基準に違いがあるかということをお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

現在、町内の2中学校では、原則として全ての生徒に学校規定の標準学生服及び標準セーラー一服を着用させております。なお、それぞれの学校ごとに服装規定が設けられており、細かな規定に多少の違いはございますが、おおむね共通した規定となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 菊陽中学校は、生徒心得、武蔵ヶ丘中学校は生徒規定の中で服装規定となっておりますが、私も比べて読んでみました。若干の違いはあるようです。例えば、女子生徒のタイツ、菊陽中学校ではベージュと黒が認められるが、武蔵ヶ丘中学校は黒のみ、ソックスも武蔵ヶ丘中学校は白のみで、菊陽中学校は白、黒、紺、グレーが認められている。なぜ違うのか分かりませんが、個人的にはタイツは伝線しても目立ちにくいベージュはとてありがたいし、ソックスは汚れが目立つ白よりもグレーや黒も、見てもらおうと色の変化も目立ちにくく、長く履けるのでありがたいと思います。どちらの規定がどうだとかは申し上げませんが、町内の2つしかない中学校、それぞれの校風はあるかもしれませんが、あまり差異がないのがよいのではとの提案です。教育委員会としてはどのように考えられますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

細かな服装規定に関しましては、最終的には各学校、学校長の判断によるものでございます。子どもたちの希望、あるいは保護者や地域の方々の御意見も伺いながら各学校で検討をしていただくということになっておりますので、教育委員会としてこれをそろえてほしいというふうに各学校に申し出る予定はございません。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 教育委員会では事細かに言えないと思いますけれども、ぜひ清潔感とか経済的な部分もしっかり考慮して、またアドバイスとかという形でしていただければと思います。

続きまして、2番の転校生の制服についてですが、どのように対応なされてますか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

転入生につきましては、両中学校ともに、本人及び保護者が新しい制服の購入を希望される場合は取扱い販売店を紹介しております。なお、転入の時期や経済的な理由等によって転入前に在学していた学校の制服も認められています。また、リサイクルするために卒業生に寄贈していただいている制服を利用する場合もございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） それぞれの学校でリサイクル、武蔵ヶ丘が20着ですか、菊陽中が10着用意しているとお聞きしました。新規にそろえると、男子は五、六万円、女子は8万円くらいかかり、かなりの負担となるのでリサイクルというのはとてもありがたいことです。

重ねてお尋ねします。

在校中にいろんな理由で再購入が必要になったときも同じように対応しているのでしょうか、それは経済的に余裕がない家庭への対応も同じような形でしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

在校中に、万一火災や水害などといった不測の事態が生じ、制服の再購入が必要となった場合は、さきにお答えしました、転入生と同様に卒業生から寄贈していただいている制服を利用する場合もございます。また、体操服等で過ごすことも認められています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 実際学校で対応されてると思うんですけども、先生方は通常の業務に加えてそういう業務をされているわけですね。

そこで提案ですけれども、社会福祉協議会のボランティアセンターを巻き込むのはどうでしょうかという提案です。

通常の生活支援を日常的に行っている社会福祉協議会に協力を依頼して、両校の制服の保管、管理を委託し、入学前、転校時、その他の理由で制服が必要になったとき、クリーニング代金程度の安い料金で必要な家庭に譲る、また一方で不要になった制服も積極的に社会福祉協議会に寄附してもらう仕組みをつくるのは、SDGsの取組としても今の社会に求められる仕組みだと思えます。先日、ボランティアセンターの方とも話し、町が求めるなら協力したいとの声もいただきました。ぜひ、積極的に社会福祉協議会と話し、検討されることを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御提案いただきました内容につきましては、早速、社会福祉協議会に、このような御提案をいただいたということでお伝えをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ぜひ、仕組みとして取り上げて実現していただきたいと思えます。

続きまして、4番の女子生徒にスカートとズボン着用を選択させる考えはないかについてお尋ねします。

現在、女子生徒の制服はセーラー服であり、スカートを着用しています。外見はかわいく、女性らしい服です。私自身、着用経験者であり、リボンをおしゃれに結ぶ工夫をしたり、袖の白線を汚さないようにカバーを作ってはめたりしていました。しかし、不便さもあります。自転車に乗るとスカートの裾が邪魔、床掃除すると裾が汚れる、登校時、雨にぬれると乾かない、風が強いとスカートの裾がめくれ上がる、不自由で不便な服でもあります。一度、市電の電停で突風が吹き、プリーツスカートが吹き上がり恥ずかしい思いをしたことも私自身あります。実際、男性も着用して生活してみるとよく分かります。

先日、NHKのテレビで、制服についてある学校が取り上げられていました。基本の制服は男女ともパンツスーツで、LGBTと関係なく、希望する女子生徒はスカートも選べるという学校を紹介していました。動きやすいということで、ズボンを選ぶ女子生徒も多いと言っていました。私も、仕事するときですけれども、JRで通勤するときに階段を駆け上がるのには動きやすいパンツスーツがいいということで愛用しておりました。

そもそも、制服は何のためにあり、着用させるのか、育ち盛りの子どもたちが動きやすく洗濯しやすく、清潔に着用できる、そんな制服を考えることが大人の責任ではないかと思えます。ぜひ、女子生徒にスカートかズボンの着用を選択させる考え方、制服の在り方の検討を提案しますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

学齢期の児童・生徒の中にも、トランスジェンダー、いわゆる生まれたときの性別と自認する性別が一致しない人、あるいはクエスチョニング、自分自身のセクシュアリティを決められない人は存在し、町内の中学校でも制服の着用についての御相談があります。御相談いた

だいた生徒及び保護者とは、丁寧な教育相談を実施し、御希望を伺った上で個別に柔軟な対応ができるよう努めております。これまでには、制服の代替として体操服やパンツスーツを着用していただいた例もございます。

なお、体操服は両校ともに男女共通のデザインとなっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 少しずつ改善されてると思いますけれども、これからもしっかりと子どもたちに寄り添った検討をしていただくことを願います。ありがとうございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 続きまして、2番のごみ減量の対応についてお尋ねします。

1番のごみ減量の具体的な対策は考えているか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

令和3年第2回菊陽町議会定例会の一般質問でもお答えしておりますが、本町から菊池環境保全組合に搬入される一般廃棄物の現状につきましては、人口増加が著しい本町においてはごみの全体量は年々増える傾向にございます。令和元年度の実績になりますが、本町の家庭から出される家庭系ごみの人口1人当たりの年間のごみの量は、195.9キログラムと構成4市町で一番少ないものの、町内において各事業所が増えており、事業所から出される事業系ごみを含めた一般廃棄物全体の人口1人当たりのごみの量は285.8キログラムと構成4市町で一番多くなっている状況でございます。

御質問のごみ減量の具体的な対策は考えているのかでございますが、ごみ減量の対策といたしまして、菊陽町リサイクル推進事業奨励金、菊陽町電動式生ごみ処理機設置事業補助金等を交付しており、各区長、自治会長の皆様に本事業の普及のため行政連絡会議の中で御紹介しているところでございます。

また、先月25日には、本年2月から稼働しております新環境工場クリーンの森合志において、ごみの減量化等に役立てていただくため、環境美化推進員の皆様を対象として視察研修を実施するとともに、今後は各区長、自治会長の皆様へ研修を計画しているところでございます。

また、町民の皆様のごみ減量化への意識づけにつながるよう、四半期ごとの人口1人当たりのごみの量と前年度同時期のごみの量を比較したものを菊陽町ごみ減量アラートとして町のホームページ等でお知らせするとともに、本町に転入される皆様に対しましては、プラスチックごみ抑制のためマイバッグの配布を行っておりますし、各種団体に対しましては出前講座を実施し、ごみ減量の啓発に努めているところでございます。

また、事業系ごみにつきましては、クリーンの森合志で定期的に行われている展開検査、違反ごみが混じっていないかどうかの検査になりますが、町職員が立ち合い、収集、運搬業者に

随時指導を行っておりますが、各事業所から出される一般廃棄物の中に産業廃棄物に分類されるごみが多く混じっている場合がございますので、ごみを出される各事業者と一般廃棄物の収集、運搬業者に一般廃棄物と産業廃棄物の分類を認識していただくため、事業者用ごみの分け方、出し方手引きを再度作成し、配布するとともに、ごみの減量化、分別の徹底を図ることとしております。

なお、本町から搬入されるごみの量につきましては、2年後の菊池環境保全組合に対する管理運営等の負担金の割合に反映することとなりますので、今後とも町民の皆様の御理解と御協力を得ながら各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ごみの分別については、ごみカレンダーとともにいろんな冊子を配布して資源ごみを意識づけようとしていることは認識しています。先ほどもおっしゃったように、各地区の団体の資源ごみの回収に補助金を出して、各地区で資源ごみの回収に取り組むようにされていることも認識しています。

燃えるごみの中で、特に大人のおむつについて、令和元年12月に質問したことがあります。紙おむつは水分が多く、最初は燃えにくいですが、一旦燃え出すと材料に石油化学物質を含んでいるため高温になり、焼却炉の内部を破損するおそれがある、そのため搬入を制限しているという回答と、国やほかの団体の取組を注視して菊池郡市の環境保全組合で検討協議していくことになるかと考えていますとの回答をいただきました。

その後、検討協議はされたのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 現在、紙おむつにつきましては、家庭系ごみ、事業系ごみを問わず一般廃棄物に該当しているものでございます。条件をつけて、条件といたしますのが、汚物を取り除いたものであること、事業系のものについては感染性と非感染性が搬出元で明確に区分されることとなりますが、そういった条件をつけてクリーンの森合志で受け入れております。

検討を行っているのかとのことではございますが、鹿児島とか志布志市とかで先進事例としてリサイクル等を行っている事例はございますが、構成4市町とともに、環境保全組合とともに検討を行っていききたいという段階でございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 昨年、NHKの番組で特集が組まれました。そのとき、おむつの量は年間220万トンとされ、今後10年間で1.6倍になり、さらに増え続けると言われていました。そのため、鳥取や北海道では乾かして固形燃料にして再利用し、愛知県では病院や介護施設に炭化処理の機械を置いてセラミックにすることも試みられているそうです。炭化処理することで、おむつのごみが300分の1から500分の1になるそうです。

今年、約238億円かけて完成したクリーンの森ですが、先日、産業建設常任委員会で視察に



行き、施設の耐用年数は30年から40年と説明を受けました。単純に計算すると、減価償却は年間に7億円から8億円ということになります。施設を長く使うためにも、焼却炉に負担のかかる大人と子どものおむつやペットシートのごみを分別することも考える必要があるのではないのでしょうか。そのためにも、新しくおむつ、トイレシート用のごみ袋、例えば黒の袋を作り分別することを今回改めて提案します。いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 議員言われました紙おむつの分別、収集でございますが、収集の方法、あとは紙おむつ用のごみステーションじゃないんですけど、そういったボックスだとかそういったことを考える必要がございますので、また処理の方法と収集の方法とは収集業者等もでございます。いろんなところと協議をしながら、できるかどうかは別といたしまして協議をしていきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ぜひ、焼却場を長く使えるようにいろいろ検討をしていただきたいと思えます。

続きまして、3番ですが、生ごみ処理機に助成金はありますが、年間何件くらい申請があるかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

生ごみ処理機に対する助成金の件数につきましては、過去5年間で申し上げますと、電動式生ごみ処理機が平成29年度5件、30年度10件、令和元年度13件、令和2年度22件、本年度13件でございます。それと、コンポスト式、堆肥を作るやつでございますが、コンポスト式の生ごみ処理機が平成29年度16件、30年度8件、令和元年度4件、令和2年度15件、今年度10件でございます。生ごみ処理機につきましては、電動式のもの生ごみの水分がなくなり軽量化されるとともに、乾燥された生ごみは家庭菜園、花壇等の肥料として使えますし、コンポストのものにつきましては実際に堆肥を作ることとなり、生ごみが家庭から出ませんので、ごみ減量に取り組む上で有効な手段であると考えております。引き続き、広報、ホームページ等で周知を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 電動式のごみ処理機が増えているというのは、コンポストを置くような敷地が自宅にないとか臭いがするからということで年々増えているんだと思います。町内の電器店に生ごみ処理機の状態を見に行きました。回ったところ、置いてなかったりとか1種類しかなかったりとか、探して購入するのも大変だなと思いました。やっと2万円台、4万円台、10万円台の3種類を見つけました。町は、価格の半分ですか。

（環境生活課長鍋島二郎君「はい、上限3万円」の声あり）

上限が3万円ということの助成金を考えると、3万円弱とか5万円弱とかの商品を選びがちです。ですが、よく見るとこの3万円台、5万円台のやつは使うたびにというか、1年間に何回か消臭材を使わなきゃいけないんです。その附属品が年に数千円かかります。そうすると、主婦としては購入を考えてしまいます。ただ、10万円程度の処理機だと、本体だけでそういう附属品が必要ではないということが分かりました。そう考えると、助成金の額を現在の3万円から5万円程度に上げていただくと、10万円で残り5万円ということで、分割の購入も検討できるのではと思います。ぜひ、ごみ減量のために補助金の額の見直しを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

助成金の増額の件でございますが、今私も知らなかったんですけど、附属品のお金だとかいろいろ知らないこともございますし、価格だとか性能だとかも、今の機械ですのでよりいい、効果があるものだと思いますが、資料を取り寄せましていろいろ検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） ぜひ、住民の一人一人がごみの減量化に協力できるような体制を町のほうから援助していただきたいと思います。

3番の高齢者のみの家族がごみ出しに苦労していると聞くと、対応策はどう考えているかお尋ねします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えさせていただきます。

高齢者へのごみの支援の在り方といたしましては、代表的なものとして直接支援型、コミュニティー型、介護・福祉サービスの一環型等が考えられます。本町において現在行われている高齢者へのごみ出しに対する支援につきましては、介護保険制度の訪問介護、訪問型サービスの一環で行う生活援助と、菊陽町社会福祉協議会で高齢者、障がいをお持ちの方、子育て中の方などに日常生活のサービスとして行われるキャロットサービスが実施されております。

また、高齢者等から出されるごみの量は少ないので、小まめにごみが出せて軽量化できるよう、小さめのごみ出し袋作成の要望がありましたので、平成23年度から特小サイズの袋を作成して対応しているところでございます。

高齢者のごみ出し支援につきましては、本町のみならず全国自治体のこれからの課題であると思われまますので、関係部署と連携して取り組んでいく必要があると認識しているものでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） お答えのとおり、ごみ袋の極小を作られたりとか社協にサポートを依頼

したりとか、いろんなことをされてると思うんですけども、前に申した生ごみ処理機、これを例えば高齢者にモニターという形で使ってみてもらうということも提案したいと思うのですが、どのように考えられますか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 生ごみ処理機のモニターによって普及するということですが、

（2番矢野厚子君「うん」の声あり）

その件でございますが、予算等の関係もございます。また、その方法とその後の効果等を考える必要がございますので、議員からの御意見を参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） みんなでごみの減量に取り組んでいけるように努力できたらと思います。

続きまして、3番の選挙の投票率についてお尋ねします。

衆議院議員の期日前の投票状況はどうだったのかのお尋ねですが、12月の広報きくように、町役場と光の森町民センターの期日前の期間と投票者数と平成29年の投票者数が掲載されておりましたので、数については割愛で結構です。

ただ、役場での期日前の会場が防災センターに変更になり、それに伴ってトラブルがなかったかお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） 御質問にお答えいたします。

10月31日に執行されました衆議院議員総選挙の本町における期日前投票は、菊陽町役場は11日間、光の森町民センターは4日間、2か所開設いたしました。

まず、御質問の投票状況についてでございますけれども、議員申されましたとおり、12月の広報には載せておりますけれども、お伝えしたいと思います。

菊陽町役場が4,585人、光の森町民センターが2,198人で、合計で6,783人で行いました。投票者全体の36.35%となっております。

平成27年の前は、期日前投票で光の森町民センターは1日間で行いましたけれども、2か所開設いたしております。菊陽町役場が4,941人、光の森町民センターが1,258人で、合計6,199人で行いました。投票者全体の35.7%でございます。前回と比較いたしますと、菊陽町役場が356人の減少、それから光の森町民センターが940人の増加、合計で584人の増加となっております。投票者全体では0.57ポイントの増加となっております。

それから、今回役場の期日前投票所の部屋のほうを防災センターのほうに変えたということで、何か問題があったかというようなお尋ねでございましたけれども、一部問題はございましたけれども、大きな問題というものは起こってなかったということで聞いています。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） その一部の問題とは何ですか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） 申し上げます。点字投票等についての対応について、来場された方との対応について少し問題があったのではないかなという御連絡のほうをいただいております。選挙管理委員会といたしましては、その情報をいただきまして、すぐ対応のほうといたしますか事情聴取のほうを行って対応させていただきまして、今後につなげるというところで情報のほうを共有させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 一度嫌な思いをすると、なかなか行きたくないということになりますので、ぜひその辺は周知していただきたいと思っております。

2番の、期日前の投票立会人の事前登録の募集がきくよう広報やホームページに掲載されていたが、応募状況はどうだったでしょうか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） お答えいたします。

選挙管理委員会では、選挙啓発の一環として、選挙をもっと身近に感じてもらうために期日前投票立会人の登録者の募集のため、町広報紙では8月号に掲載し、またホームページにも掲載しております。御質問の応募状況につきましては、21人の応募がっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 菊陽町民に限るとは聞いてますけど、年齢制限はあるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） お答えいたします。

投票権をお持ちの方は登録のほうは可能でございますけれども、未成年の方につきましては親の承諾と、そういったところが必要になってくるというところでございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 基本的には、投票権のある方はなれる、未成年は親の承諾が必要ということですね。

通告には書いてなかったんですけど、全員で何人必要で、職員との比率というのは分かりますか、立会人の必要な人数。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） それでは、今回の衆議院総選挙の必要人員ということでお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、菊陽町役場が11日間、光の森町民センターが4日間となります。1日に各投票所に2人の立会人が必要ということになりますので、30人今回必要でございました。そういう中で、今回応募いただいた21人を含めまして、今登録者のほうが55人ほどいらっしゃいましたので、不足するような状況はございませんでした。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） その必要な人数の中で、絶対職員が何人いなきゃいけないとかはありますか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） それぞれの選挙で、選挙する回数が多かったりということにもなりますので、その都度の選挙で職員のほうは配置していくということで、その中でも不足するようなことがないようにしっかりとした体制を組むということで現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 立会人の方たち、職員は別として新たに立会人になられる方たちの事前研修というのはどういうことになってますか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） すみません、もう一度よろしいでしょうか。

○2番（矢野厚子君） 立会人の、職員の方はもちろんどういう作業をするか、よくお分かりだと思いますけど、新たに立会人になられる方の事前の研修はどうなっていますか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） まずお伝えしますが、選挙立会人というのは職員ではございませんで、実際事務従事者というのが職員になるというところで御認識いただきたいと思います。

御質問の事前の研修というところでございますけれども、まず選挙当日のスタート前に投票管理者のほうがございますで、朝礼のほうを行うということになります。朝礼を行います。そういう中で、立会人の方の役割であったりとかそういったところを説明させていただいて、立会人の業務のほうに入らせていただいているというような状況でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 先ほどと同じような質問なんですけれども、当日の朝礼での研修だけで、それによって何かトラブルがあったとかということはないのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） 立会人の方に説明させていただく上で、そういった問題のほうはなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） では、次に進みます。

4番が期日前の関連なので、3と4を入れ替えて先に質問します。

光の森の期日前の期間は、本庁での期間に比べて短いです。来年度も参議院議員選挙と町長選挙が予定されているが、今後も期間については同様にするのでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） お答えいたします。

期日前投票の制度は、選挙当日に投票に行くことができない定められた事由に該当する場合に期日前に投票ができるものであります。また、期日前投票所については、公職選挙法において、選挙の期日の公示または告示のあった翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場、または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっております。ただし、2か所以上の期日前投票所を設置する場合は、一つの期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会が指定した期日に限り設置することができることになっております。

議員御質問の光の森町民センターにおける期日前投票の期間は、御存じのとおり、平成31年に行われた県議会議員選挙から4日間としております。今回の期日前投票の状況は、先ほどお答えしたとおりですが、来年度は参議院議員選挙と町長選挙が予定されています。参議院議員選挙の期日前投票期間は16日間、町長選挙の期日前投票期間は4日間となります。今後、光の森町民センターの期日前投票の期間については、選挙管理委員会において、これまでの期日前投票の状況を分析しながらしっかり検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 今、しっかりとお答えいただきましたけども、期日前投票所は1か所以上と定められていて、複数設ける場合はそれぞれの投票所で投票期間や投票時間が異なる場合があると総務省から出された文章には書いてあります。期日前期間が16日ある参議院議員選挙に比べて4日間しかない町長選挙は、住民の権利の実現をしやすくするためにも2か所ともに同期間行われることをぜひ検討されることを願っております。

続きまして、3番の有権者の投票行動として年齢層別に投票率は分析されているかですが、男女別、地区別の数は広報に掲載されていて、平成29年に比べて僅かに投票率が上がっていますが、5の投票率向上の対策と併せて回答をお願いします。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） お答えいたします。

年代別投票率については、今回の選挙はもちろんでございますが、これまでに行われました選挙の年代別投票率についても選挙管理委員会ですっかり捉え、年代別投票率の動きについて分析をしているところでございます。

その上で、投票率向上の何らかの対策はということで、5番の答弁のほうになりますけれども、これまでの選挙でも投票率を高めるために町広報紙やホームページ、街頭啓発活動、防災行政無線での呼びかけ、18歳と19歳の有権者には個別に啓発はがきの郵送などを行っているところがございます。また、今回の衆議院議員総選挙に当たっては、町民センターや各地区公民館等への啓発用のぼり旗の設置や来場者カードの配布など、新たに取り組んだところでもございます。

選挙管理委員会としましては、投票率向上につながる啓発活動の在り方を引き続き協議し、また他市町村の事例も参考にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 先日、年齢層別の投票率を見せていただきました。18歳、19歳は初めての選挙ということもあり、20代に比べて高めです。20代から60歳まではずっと低く、20%から50%台が大半です。衆議院選挙はやや高め、次に参議院議員選挙が高めです。この2つの選挙に共通して見えるのは、投票期間が長く、働く人には投票に行く時間、機会が多いということです。一方で、現役を引退する60歳代から投票率が上がり、地元のつながりや関心も高まるのか、65歳以上から町議会議員選挙の投票率は70%を超えています。そして、80歳を超えると急に投票率が下がり50%前後に変わります。

以前、高齢者の方とお話ししたときに、足があるなら行くという答えが返ってきました。その後、その人とは都合が合えば期日前の期間に投票所まで送迎したことがあります。近くの公民館で行われていたときまでは維持されていた投票率の低下の原因がそこにある気がしました。今回、光の森町民センターの期日前投票は、27日が473人、28日が423人、29日が466人、30日は836人でトータル2,198人、本庁に比べて7日間も短かったのに期日前投票全体の32.4%になります。働く世代は、休日も働く時間帯も様々です。投票の時間や機会を増やすためにも、期間が短い町長や町議会議員の光の森の期日前投票の期間を本庁と同じにすることを重ねて提案します。

同時に、町内の尚綱大学とは広報に料理のレシピを載せて交流があると思います。県立技術短期大学も含めて、町は定期的に若者と懇談して、若者が未来に希望を求めるまちづくり、くにづくりをする基本として、代表を選ぶ選挙を身近に感じてもらい投票行動につなげていくのが私たちの役目だと思います。町の積極的な対策の検討を提案しますが、どう考えますか。

○議長（上田茂政君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、町長選挙と町議会議員の選挙の期日で同日にと言われておりましたけれども、今現在、もう光の森町民センターのほうでも期日前投票を4日間行っておりますので、町長選と町議選につきましては同日になるということで御認識いただきたいというふうに思います。

それから、若者に身近に投票、選挙のほうを考えていただきたいというような御提案だった

かと思えますけれども、こちらについては既にもう選挙管理委員会のほうでしっかりそのあたりを検討しているような状況でございますので、議員の御意見のほうもいただきながら、また選挙管理委員会のほうで検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さん。

○2番（矢野厚子君） 菊陽町はいろんな課題を抱えた町です。課題のある町だからこそ、議員の私たちもしっかりしなきゃいけないんですけども、きちんとした投票行動ができるように、しっかり町の対応を今後お願いしたいと思い、私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 矢野厚子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時50分

再開 午後2時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 皆さんこんにちは。議席番号1番の廣瀬英二でございます。今日は傍聴ありがとうございます。

本日の質問は、熊本地震から今年の4月で節目の5年目を迎えました。菊陽町は創造的復興に向けて着実に歩みを進めております。その総括を含め、復興まちづくり事業について、そしてまた本年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み死傷者が出るという痛ましい事故が発生しております。このことを受け、町内全ての小学校において実施されました通学路合同点検について、この2点についてハード面、それからソフト面の両面から質問をしたいと思います。

質問については質問席から行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 菊陽町復興まちづくり事業について質問をいたします。

熊本地震は、熊本県内に甚大な被害をもたらし、多くの貴い命や財産が失われました。菊陽町においても、災害関連死6名、家屋の全壊、大規模半壊が686件と過去に例を見ない被害となりました。また、収まらない余震の恐怖から、多くの人たちが長期にわたり避難所での生活や車中泊を余儀なくされました。多くの家屋や公共施設が被災し、日常生活や経済活動にも大きく影響を受けました。このことは記憶に新しいものとして残っております。

熊本地震から、早いもので今年の4月で節目の5年を迎えました。この間、菊陽町では安心・安全を実感できる「生活都市 きくよう」の創造的復興の実現に向けて、行政、議会が一体となって取り組んできました。また、主な復興まちづくり事業として、ハード面で町民体育



館改修事業、「さんふれあ」改修事業、下水道地震対策事業、地区公民館耐震診断事業、光の森多目的広場整備事業、それから防災センター事業、杉並木公園拡張整備事業などございました。ソフト面として、防災士養成事業、自主防災組織の拡大などがありますけれども、既に終了している事業、今後も段階的に進めていく事業などあると思いますけれども、5年を節目に総括の意味を含めてハード面、ソフト面の両面から復興まちづくり事業についてお尋ねをしたいと思います。

まず、ハード面で終了した事業として町民体育館改修事業で天井や柱の改修工事、それから「さんふれあ」改修事業で経年劣化による傷みの改修工事や健康づくりの拠点として、光の森多目的広場整備事業については防災機能を持たせた被災者支援拠点として、防災センター事業については、大規模災害が発生した場合により速やかに被災状況を把握する町の防災拠点として先月11日に事業を開始しています。また、建設中の杉並木公園拡張事業については、災害時の避難拠点及び総合体育館として2年後の完成予定となっております。また、下水道地震対策事業については、熊本地震で指定避難所が被災し、トイレが不足し、被災者の健康や衛生面に課題を残しました。災害時において十分な衛生環境が保てるように、主に公園を主体とした災害時のトイレの確保を図るため、マンホールトイレの整備を進めていくとされております。

これらの復興、復旧、創造的復興の財源確保については、行政それから議会のトップによる国への要望活動が幾度となく行われてきました。今後においても積極的な要望活動が行われていくと思いますが、各事業の予算の内容をみますと、国からの満額の補助金が交付されています。このことは、地元出身の国会議員も含めて先生方のお力添えも見逃すわけにはいかないというふうに思っています。菊陽町の創造的復興は着実に進んでいますが、実現に向けての一助となれるよう、私、一議員として精進してまいりたいと考えています。

それでは、下水道地震対策事業についてお尋ねをします。

下水道地震対策事業の進捗状況及び今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 御質問にお答えします。

下水道地震対策については、菊陽町復興まちづくり計画及び下水道事業総合地震対策計画を策定し、進めております。下水道施設の災害対策の強化としては、熊本地震の際、指定避難所が被災したこともあり、トイレが不足し被災者の健康や衛生面に課題が生じたことから、マンホールトイレを整備することとしました。整備箇所については、菊陽町地域防災計画で位置づけられている指定緊急避難場所の5施設について優先的に整備を進めております。

進捗につきましては、防災関連事業で既にマンホールトイレを整備しました光の森防災広場を除く4施設について、令和元年度に実施設計を行い、令和2年度に町民グラウンドに整備し、本年度は鼻ぐり井手公園を予定しております。その後は、菊陽杉並木公園、ふれあいの森公園に順次整備を進めてまいります。指定緊急避難場所4施設のマンホールトイレの整備が終わりましたら、各センターの指定避難所への設置を防災関係部署と協議しながら整備していく

こととしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 今、内容については分かりました。

その中で、鼻ぐり井手公園、これは確かに令和3年度の事業計画の中でお示しがあったかと思いますが、これは今年度、令和3年度内に終わるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 御質問にお答えします。

鼻ぐり井手公園につきましては、令和3年度予算で対応する予定にしておりますが、今現在で発注はできておりません。今後、もちろん3月までの中で発注いたしまして、進捗的には繰越しになる予定であります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） このトイレ整備事業というのは、今、光の森の防災広場でマンホールが10基ほど設備されておりますけど、あの上に、要するに分かりやすく言いますと簡易トイレ室を載つけるわけですね。

（下水道課長丸山直樹君「はい」の声あり）

載付けて使用するということですね。これは、鼻ぐり井手公園は一応何基を考えていらっしゃったのですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 質問にお答えします。

鼻ぐり井手公園の今計画している、今後出す予定にしていますマンホールトイレの基数としましては4基でございます。その中の1基が車椅子対応ということで進めております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それから、そのほかにも今後の計画についてお話をいただきましたけれども、復興まちづくり事業はたしか令和8年度までだったのですか。

（下水道課長丸山直樹君「はい」の声あり）

じゃ、それまでに計画的にこのトイレ整備事業を終わっていくということでございますか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 御質問にお答えします。

復興まちづくり計画としては期限的な分はございますが、それ以降で、この考え的な分は菊陽町消防計画あたりにも引き継がれておりますので、事業としては継続を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

続きまして、熊本地震で被害を受けた地区公民館、その耐震診断事業についてお聞きをします。

地区公民館は、言うまでもなく社会教育、生涯学習の拠点施設として、地域のコミュニティーの場、住民の絆をつくる場として大切な施設となっており、多くの地域住民が利用されています。いっときも早く安全・安心な施設にすることが求められています。

それでは、質問でございます。

地区公民館の耐震診断事業は平成30年から始まっていると思いますが、進捗状況及びその内容についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

地区公民館耐震診断事業は、熊本地震の経験から、町民が災害時に地区公民館を安心して利用できるようにするために、区または自治会が行う耐震診断に要する費用に対して町が全額補助を行うもので、平成30年度から始めました。耐震診断の補助は、平成28年の熊本地震以前に建設された地区公民館が対象となります。

進捗状況については、熊本地震前に建設された47の地区公民館のうち、比較的に新しいため実施をしないとされた4地区を除く43地区が耐震診断を実施しており、これまでに42地区の耐震診断が終了し、残りの1地区も現在診断中で、本年度には終了する見込みです。耐震診断の結果は、耐震診断が終了した42地区の公民館のうち、耐震性があると判断された公民館が22地区、耐震性が不足していると判断された公民館が20地区でありました。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

次、質問の3番で、耐震不足と判断された公民館について、町はどう取り組んでいかれるのかお尋ねをします。

先ほど、耐震性ありが22地区、耐震不足と診断された公民館が20地区だったですね、その中で改修を今年度を実施されるという区についてはどれほどあるのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

耐震診断で耐震性が不足していると判断された地区公民館については、耐震改修に対する補助事業を本年度から実施しています。具体的には、耐震性を満たすために地区が行う耐震改修の設計費、改修工事費及び工事監理費に対して町が費用の9割を補助することとしています。今年8月に補助要綱を定め、対象となる20地区に事業実施の意向調査を行ったところ、本年度は6地区から耐震改修設計の申請がありました。この事業は熊本地震復興基金を財源としており、令和9年3月までに工事を終える必要がありますので、地区への意向調査は今後も継続し

て行ってまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） そうすると、公民館を診断された中で、これは手抜き工事といいますか、熊本地震で倒壊した家というのはほとんどが金具あたりが万全にしていなかった手抜き工事によって倒壊をしたというふうに聞いておりますが、今回の診断ではそういう手抜き工事の公民館はなかったということでございますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 今回の調査で、そのような手抜き工事があったということはお聞きしておりません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） じゃあ、町としてはこの地区公民館の改修工事については関わらないと、これはあくまでも自治会の財産であるから自治会の判断に委ねるということでございますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

本年度、耐震性が不足していた20地区に対しては、町として改修費等に助成をする制度をつくりましたので、そのことをお知らせするとともに、事業の実施について調査をしております。6地区から今年度設計を行うということで回答がっておりますが、今後、区の総会などに諮って実施するかしないかを決定するという地区もございますので、引き続きこの事業のお知らせとか意向調査は行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 分かりました。

これで耐震不足でない、判断されなかった公民館、これについては地域住民の方たちはうちの公民館の耐震診断はどうだったんだろうという心配はあるかと思えます。それは、区のほうで回覧板で回したり、それから公民館に耐震の結果を掲示されて、安心ですよということをもちろんされておると思いますが、その辺の指導についても区長さん方をお願いをしておきたいというふうに思えます。それと、これはまた災害時の緊急場所としてこの公民館は使われても大丈夫ですよというのを併せて掲示をいただければ、住民の方も安心されるんじゃないでしょうか。

それでは、次にソフト面での対策についてお尋ねをします。

復興まちづくり事業の中で、防災士育成事業を掲げてあります。自主防災組織と防災士養成は、地域を災害から守る防災・減災の基本だと思っています。ただ、防災士の資格を取ったから、自主防災組織をつくったからでは、災害時に機能を発揮するわけではないと思います。現

在、自主防災組織に基づき、それぞれの地区で消防署、消防団指導の下、災害時対応や心肺蘇生等の防災訓練が行われております。このような訓練の積み重ねこそが、災害時に地域の人々の命を守る、財産を守る大切な取組であるというふうに考えております。それに防災士がどのように関わっていくのか、今後の課題であると考えています。

それと、自主防災組織のトップはほとんどの地区で区長が兼務をしているのが実態です。住民自らが災害に対して準備ができるように、またふだんから地域との連携づくりができるように区長さんたちは頑張っておられます。町は、自主防災組織が充実するように、待遇も含めて後押しをする必要があるんじゃないでしょうか。

菊陽町においては、熊本地震の経験、教訓があります。それを無駄にすることなく、地域住民が一体となった取組が求められています。また、自主防災組織は災害時の対応を示す目安として大切であると思います。設置によって、防災訓練等を通じて地域住民とのコミュニケーションが取れ、連携が強まります。また、設置することにより県及び町からの補助制度の特典もあります。

それでは、質問に参ります。

質問4でございます。菊陽町自主防災組織の年度別組織率の推移についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

本町における自主防災組織の組織率は、7年前の平成25年度の組織数は25組織で組織率が41.5%、平成26年度の組織数は27組織で組織率が44.8%であり、全国平均の77.4%に比べ低い状況でした。当時は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、さらには平成24年7月の熊本広域大水害の発生、全国各地で発生する集中豪雨、精力を増す台風など、全国的に大きな災害が発生していました。このような災害に対応するためには、災害時における自助、共助、公助がそれぞれに機能することが被害の軽減や拡大防止につながり、特に共助の中心的な役割を果たす自主防災組織の必要性が高まっていました。

このような中、熊本県でも地域での自主防災組織の設立促進のため、平成25年度から平成27年度の3年間を強化年として自主防災組織の設立のための支援を始めました。本町でも、これに合わせ、自治会長などを対象とした研修会や自主防災組織がない自治会へ赴き、自主防災組織の役割や必要性などの説明を行い、設立に向けた取組を進めました。このことなどにより、平成27年度は37組織の65.1%、平成28年度は49組織の81.9%と組織率が上がっています。なお、令和2年度は51組織で組織率は84.0%となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） これは、平成25年度と比較しますと倍近くの組織率になっておるわけですが、これは平成25年から27年度に取り組みされたその結果が28年度に出ておるわけですね、率として。そうすると、熊本地震が28年4月に発生をして、これだけの未曾有の災害を経

験して、その後、普通であれば組織率は何とかせないかんという部分で増えるはずなんですけども、この増えてない原因というのは何でしょうか、何かありますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

熊本地震以降も設立されている組織はございますので、引き続きない自治会などには設立に向けたお願いとか取組を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 参考に数字で示しますと、全国の組織率が平均で84.3%、それから熊本県が83.6%、菊陽町が84.0%ということで、全国的にも熊本県と比較しても低い数字ではないと思います。ないとは思いますが、この自主防災組織をつくることによって、いろんな今まで見えなかった部分が見えてくると思います。ですから、これはここが町としての指導力だと思います。だから、どんどん積極的にお話を区のほうにさせていただいて、一つでも二つでも組織ができますようによろしく願いをしておきます。

それから、またこれは調べてきましたんで、今後予想される地震として南海トラフ地震があります。フィリピン海プレートとアムールプレートとの境界で、南海トラフ沿いが震源と考えられる巨大地震とされています。静岡県から宮崎県にかけての一部では、これ以上ない震度7の可能性が高く、時期とすれば2035年プラス・マイナス5年というふうにされております。こういうことを考えると、もうそんな遠くない時期に地震が来るということを考えれば、早めにそういう組織をつくるというのは大切なことであると思います。これは、死者の予測では32万ほどが亡くなるというふうに予測をされております。熊本においても、震度5以上の地震が予想されるということで、早急な対策が必要ではなかろうかというふうに思っております。

それでは、次の質問に参ります。

防災士養成事業についてお聞きします。

私も、10月に3日間の防災士養成講座を受講しました。今月の19日には、心肺蘇生、救急救命ですか、この講座を受けるようにしております。防災士受講者は、菊陽町、合志市、それから菊池市を合わせて69名の受講がありました。その中で中学生が8名と女性が全体の3割の21人でした。やはり、防災士受講者も多様化をしてるんだなというふうに感じたところでございます。

ちょっとこれ余談になりますけども、多様性の話をしましたけども、私の遠い親戚の結婚披露宴で、結婚のお祝いの挨拶と乾杯の音頭を小学4年生の子どもが取り仕切って、僭越ながら一言御挨拶を申し上げますという挨拶に始まって、会場は爆笑の渦だったということで、多様性というのは本当に雰囲気を変える力です。そういう部分がやっぱり多様性というのはあるのかなということを感じた一幕でございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、防災士事業の取組及び現在の防災士資格取得者数、男女別についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

本町では、平成28年度から地域の防災リーダーとなる人材を養成するため、菊池市、合志市との合同により防災士養成講座を開催しており、防災士の資格を取得された方には教本代や防災士資格取得試験代、防災士認証登録料など取得に要する費用、1人当たり1万1,500円を助成しております。

この防災士養成講座では、これまでに73名の方が防災士の資格を取得されています。また、講座の履修と防災士資格取得試験を免除される消防団幹部経験者が1名おられますので、合わせると74名の方が防災士の資格を取得されています。男女別では、74名のうち男性が58名、女性が16名となっております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 先ほど、受講者の話をしましたけども、中学生の頃から防災に対して興味を持って行動することは、これは地域の財産になると思います。また、女性の防災士が増えることは、防災に対して女性目線それから子どもの目線での気配り、目配りができ、これは地域防災力の向上につながると考えています。

実は、私の近くの友人でございますけども、これは女性の方です、残念ながら今回は合格できなかったと。しかし、町のほうから3回も4回もまた受けませんかという電話があったやに聞いています。こういうことは私は絶対必要だと思います。そこが町の指導力だと思うんです。だから、放っておいてもなかなかそういう防災士の受講生は増えません。だから、もう念には念を入れて、どうでしょうかという御案内を今後もする必要があるんじゃないでしょうか。

第6期総合計画の中では、防災士の資格取得者の目標は130人というふうに設定をされております。これは区に大体2人は必要なんですよという部分であるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、子ども目線、女性目線の女性の防災士というのを養成というのは、これからさらに強くなっていくんじゃないかというふうに考えております。ここも、先ほど話しましたような内容で、ぜひ積極的にそういう御案内をしていただきたいというふうに思っています。

それと、菊陽町防災士連絡協議会、現在の加入者数が65名、トータルで74名の方がいらっしゃって65名の方が加入されとるということで、残りの人は連絡協議会に未加入ということですよ。この方についても、積極的な御案内をされて、一人でも多くの防災士がこの連絡協議会に入って活動をされるように、ぜひ後押しをお願いしたいというふうに思っております。

それでは最後に、救援物資配布についてお聞きをします。

熊本地震において、他県及び企業から心温まる救援物資が予想以上に集まったと聞いています。町の倉庫には物資があふれ、どこから手をつけていいのかわからないのが実情であったと思います。県、ほかの市町村でも同じことがこれは言えると思いますけれども、熊本地震後においては災害対応施設も充実してきています。今後、大規模災害が発生した場合、救援物資の配りに工夫が必要だと思います。

それでは、熊本地震の反省を踏まえ、救援物資配布の改善策についてお尋ねをしたいと思いますふうに思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

まず、熊本地震の際には次々と大量に届く救援物資を受け入れるスペースが確保できておらず、臨時的に庁用車駐車場にブルーシートを敷くなどして対応しました。

この反省から、スペースの確保などの受入れ態勢を強化するため、昨年3月に完成した光の森防災備蓄棟と今年9月に完成した役場北側の防災センターに備蓄倉庫を設け、それぞれ町の西部地区と東部地区における救援物資の集配拠点としたところです。

また、災害直後は様々な災害対応で混乱していたことや停電の影響で役場の電話が使えなかったこともあり、指定避難所や地区公民館などに何名の避難者がいるのかを把握することがすぐにはできませんでした。さらには、救援物資を食料や水、日用品など、品目ごとに仕分ける作業や必要なものを必要な数量配布する作業に苦慮しました。

この反省から、このたび建設した菊陽町防災センターでは、停電時でも電話やメールなどを使用できるようにしており、地域との情報交換が可能となっております。

また、災害時の救援物資の受入れや配布がスムーズに行えるよう、担当となる支援物資班の職員を増員し体制を強化しております。

さらには、物資集配業務の支援及び避難所等への配送などのため、現在運送業者との協定締結を検討中であり、これにより救援物資配布の安定化につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） それでは、救援物資の配布についてのマニュアルは作っていらっしゃるのでしょうか。もしできていれば、その内容について少しだけでもいいですから教えてください。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 詳細なマニュアルについては、すみません、できておりませんが、前回は役場の職員だけではなかなか配るのが難しかったという反省がありましたので、自衛隊の方であったり、そのようなお手伝いをしていただいたという経験がございます。

今回、協定の検討中であります宅配業者等とそのような避難所への物資の配布などについては支援体制を強化してまいりたいと思っております。



以上です。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 復興まちづくり事業について、ハードそれからソフト面の両面から質問しましたけれども、災害に強い町とは、施設の充実はもちろんでございますけれども、住民自らが災害に対して準備ができていて、それと防災リーダー、スペシャリストがいること、それと災害発生後の行政事務に滞りがいいことなどが言われています。菊陽町がさらに災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」として、さらに発展していくことを期待しまして、復興まちづくり事業についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 続きまして、通学路の総合点検についてお尋ねをします。

さきの9月議会で行政報告がありました菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてお尋ねをします。

平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死亡する事故が相次いで発生したことから、各小学校的通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検が実施をされ、対策内容について関係機関で協議され対策が取られてきました。また、本年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生しました。この事故現場から300メートル離れた場所でも以前にも同じような事故があり、4人が重軽傷となる事故が発生しているそうでございます。同じ通学路で事故はなぜ防げなかったのか。私たちはこの事故を教訓としなければなりません。

これらを受け、菊陽町内において、全ての小学校区において通学路の合同点検が実施をされました。学校関係者として小・中学校校長会、学務課、PTA、道路管理者として九州整備局、河川国道事務所、広域本部土木部維持管理課、それから町の土木課長と交通管理者として大津警察署、町危機管理防災課をはじめ区長、自治会長、約20名が参加をされ、危険箇所を点検されたと聞いています。この取組は、児童・生徒が安全・安心に通学するために大切なことであると思います。今回の総合点検はハード面が主であったと思いますけれども、いい機会ですのでソフト面も併せて考えてみたいというふうに思います。

今回の通学路合同点検の内容にいく前に、令和2年度の菊陽町内通学路の要対策箇所一覧表及び対策についての資料がありますが、対策が実現できたもの、今後実現に向けて進めていくものがあると思いますけれども、質問する前に確認をします。

まず、構成機関として学校関係者それから道路関係者、交通管理者、3者がありますけれども、取りまとめは学務課ということですが、よろしいでしょうか。それとまた、事業主体が決められています、警察とか広域本部とか。その質問についての回答もよろしいということですね。

それでは、令和2年度の危険箇所は、武蔵ヶ丘中学校区の危険箇所、武蔵ヶ丘小学校では4件、菊陽西小学校で5件、武蔵ヶ丘北小学校で5件、それから菊陽中学校校区の菊陽北小学

校で3件、合わせて17件の危険箇所が指摘をされています。

それでは、質問に参ります。

令和2年度菊陽町町内通学路の要対策箇所一覧及び対策とあるが、進捗状況と今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

本町では、平成24年度に通学路の安全確保に向けた取組を行うために菊陽町通学路交通安全プログラムを策定し、県広域本部や大津警察署などの関係機関と連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の合同点検を行っています。

合同点検の実施時期については、町内の小学校を菊陽中学校区及び武蔵ヶ丘中学校区の2つのグループに分け、隔年で実施しております。

令和2年度におきましては、武蔵ヶ丘中学校区の3小学校区について点検を実施しました。

進捗状況としましては、町で対応できる対策についてはカーブミラーの1面鏡から2面鏡への変更や交差点のカラー舗装工事など迅速に対応しておりますが、県の広域本部や警察が対策を行う箇所につきましては県全体の優先順位で実施されますので、年度内の対応が困難な場所もあり、未実施の場所については要望を続けているところです。

なお、今年度も既に通学路点検を実施しましたが、昨年度に対策を実施できなかったところについては今年度も危険箇所へ上げ、未実施の箇所については見守りを強化するなど、安全確保のための応急的な対策を協議したところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○1番（廣瀬英二君） 私もこれ調べましたけれども、対策済みが一応5件それから工事も含めて現在進行中というのが4件、検討中が8件となっております。2年度に8件ということは、また令和3年度にも新たに合同点検がありましたので、どんどんどんどん年度を追うごとに危険箇所というのが増えていくわけですね。これは迅速な対応方を関係者にはお願いをしたいと思います。そうしていかないと今度はもう大変です。総合点検をして回るほうも大変でしょうし、だからそこはなるべく速やかな実施をお願いをしておきます。

それと、進行中の中で光の森駅前交差点の横断歩道の設置については、この前行政報告の中で報告をいただきました。それと、原水踏切道の拡張それから歩道の設置、これは町建設課が事業主体であると思いますけれども、たしか令和3年度の予算措置もこれは確かにできてるやに私理解をしておりますけれども、ここはどうなんでしょうか、令和3年度でできるんでしょうか。もうあまり時間もあと4か月ほどしかありませんけれども。

○議長（上田茂政君） 建設課長。

○建設課長（矢野和幸君） 今、廣瀬議員の御質問は鉄砲小路踏切拡張……

（1番廣瀬英二君「原水」の声あり）

それでは、原水踏切拡幅整備の進捗状況について、私のほうから御質問にお答えいたします。

原水踏切拡幅整備については、町とＪＲとで拡幅工事についての協定を締結しており、現在ＪＲ受託工事として着手に向け進められているところであります。拡幅工事とＪＲ電気通信設備撤去まで含めての工事完了は令和４年度になる見込みであります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○１番（廣瀬英二君） そうしましたら、繰越明許費で次年度に繰り越すという説明は当然今度の３月の議会であるわけですね。分かりました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君。

○１番（廣瀬英二君） そうすると、令和３年度、この通学路合同点検の内容及び対策については、これ私ちょっと調べましたけども、今後の対策として４８件、そのうち主なものとして通学路変更が４件、横断歩道の設置が９件、ラバーポール設置が５件、交差点の色塗りが６件、防犯灯設置が２件となっております。今後この危険箇所については、事業主体で対策を検討していくということになると思いますけども、よろしく願いをしておきます。

その中で私が一番気になるのは、ガードレールの設置がここに上がってますけども、内容が転落防止の２件と、こうなってます。それはそれで必要であると思いますけども、大型車両や工事車両それから普通車の通行が増加する中、全国的にも道路脇に突っ込む事故が多発をしています。カーブになっているまたは下り坂等の危険箇所等は国道、県道、町道にかかわらずあると思っています。私はそういう箇所のガードレール設置の検討は、予算の関係もありますが必要だと思っています。千葉県の八街市に対し、同市のＰＴＡが７年前にガードレールを設置するよう要望していたけども実現できずに１回目の事故となり、そして今年６月の事故となり、再度の悲惨な事故につながっておると聞いております。

この事故を受けて総合点検が行われたと思いますけれども、ガードレール設置の件は要望としてなかったのでしょうか。過去にもカーブを曲がり切れずに多数の大学生が犠牲になった軽井沢のバス事故などがあります。その反面、最近の事故でガードレールを設置しているために救われた命もたくさんあるというふう聞いております。通勤時間帯でドライバーの様子をうかがうと、私この見守りはもうやがて足かけ６年なりますけど、見ていますと片手におにぎりそれから携帯電話、ひどいときには、私１回目にしたことあるんだけど、カップラーメンを運転台に乗せて運転していくドライバーがいらっしまった。こういう運転マナーの悪い人、そういう人たちが事故を起こす原因になると思います。ちょうど通勤時間帯と通学路というか、学童の時間帯と重なりますので、特に注意が必要であるというふうに思っています。

私の地区で新山交差点が、大きな交差点がございますけども、沖野に抜ける県道１３８号線がございます。そこにカーブ及び下り坂となっている箇所がありますけども、そこは通学路となっており、見守り活動をしておる立場からも非常に危険だと感じています。また、父兄からも

心配の声が上がっています。他の地区でもそういう箇所はないのでしょうか。ここは次回の総合点検時にぜひ御検討いただきますように、ここはよろしく、問題提起をしておきます。

先ほど指摘しました県道138号線の件についての対策は、私は急がれると思います。方法とすれば、県道を管理している広域本部に実際現地を確認してもらい、対応してもらうのが私は一番であると思います。だから、お役所仕事じゃなくして、その管理の事業主体はまず出向いでどういう状態かを現地で見ると。どういうふうな危険があるのかというのを見て、そしてその後の判断になると思います。ここは区長さんがそういう要望書を県に出すというのも一つの方法かもしれませんが、まず管理主体が実際そういうことを見て、そして対応するのが私は筋じゃないかと思いますが、ここもアプローチをぜひ県のほうにお願いをしたいというふうに思います。このあれは以上で終わります。

そうすると、5番目で家庭及び地域での児童・生徒の交通安全指導及び方向性についてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 失礼します。4番でよろしいですか。

（1番廣瀬英二君「すみません、4番です」の声あり）

3番はなしでいいですか。

（1番廣瀬英二君「はい、3番はちょっと時間がありませんので」の声あり）

御質問にお答えします。

各学校においては、日常の教育活動の中で、児童・生徒には発達段階に応じた安全指導を実施するとともに、保護者に対してはPTA総会や授業参観後の学年、学級懇談会等を通して、家庭における安全教育の啓発を実施しております。

また、地域では朝の登校指導や登下校の見守りなどを行っていただいております。その中で児童・生徒に適切な指導をいただいております。

現在、本町では全ての小・中学校にコミュニティ・スクールを導入しており、今後は地域の方も参加しておられる学校運営協議会の中で児童・生徒の交通安全教育についても協議していただくとともに、地域学校協働活動をさらに充実しながら、家庭や地域が一体となった児童・生徒の安全を守る取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二議員。

○1番（廣瀬英二君） ありがとうございます。

そうすると、これボランティア活動の充実ということで、これは御提案でございますけど、見守り活動、これが高齢化によって担い手不足が深刻化をしております。もう高齢化をしてもう足が動かんと、自分はいきたいんだけど、もう動かんで勘弁してくれという人が年々々々増えてきています。区長さんのほうから回覧板で募集をかけますけども、ほとんどゼロです。

あと、成り手になってもいいですよというようなことはほとんどいらっしゃいません。ここが私非常に心配をしておるところです。区総会時に、子どもたちを地域で育てる必要性を認識して、協力依頼を具体的にしてルール化すると。これはやっぱり地域で解決していくということが一番基本だと思いますけども。特に、当該の区においては総会時には新1年生を前に出して、そして地域の人たちに子どもたち、新1年生の顔を覚えていただいて、それから交通安全の見守りをお願いしますよという案内は毎年やっております。ただ、ここ2年ほどコロナの関係で実施できておりませんが、そういうこともやっております。しかし、なかなか広がりというのがございません。これは何とかせないかんということで、非常に心配をしておるところでございます。

最後の質問に参ります。

最後の質問は、児童・生徒自らによる交通安全推進委員会などの設置についてお尋ねをします。

校区で通学路が決められておりますけども、1列に並び路側帯からはみ出さないようにするとか、子どもたち同士で注意し合う、話し合う習慣づくりが必要です。これをぜひ学校側においては、そういう子どもたち自身で交通事故に対して考える、そういう仕組みづくりをしていただければというふうに思っております。

結びになりますけども、ハード、ソフト面の両面から交通安全事故撲滅のために、学校関係者、道路管理者、交通管理者及び地域全体で考え、菊陽町がさらに安全・安心で住みやすい町になるように取り組んでいくことが大切であると考えます。私もその手助けとなるよう精進してまいります。

これで私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（上田茂政君） 廣瀬英二君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時0分

再開 午後3時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 本日の一般質問は菊陽町特定事業主行動計画について、2番、個人の尊厳と平等の取組について、それから一般質問のその後についてを質問させていただきます。

まず初めに、菊陽町特定事業主行動計画について質問をさせていただきます。

近隣市町村議員の皆さん20名ほどで毎月勉強会をしております。その中で、私たちはこの特定事業主行動計画について、その市町村と比較検討しながら勉強会をしました。今回は菊陽町の女性管理職がゼロに対してと、あと目標、それから男性の育児休業取得の状況、それを質問

にしていこうと思いました。

それではまず初めに、共通認識として管理職の位置づけについてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

管理職の位置づけということでございますけれども、各部署において所属職員を指揮監督する立場の職員ということになろうかと思えます。具体的に申しますと、今年度では部長、次長、会計管理者、議会事務局局長、課長、図書館長それから光の森町民センター所長となります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 熊本県の職員における女性職員の管理職登用率の平均を見ますと、平成30年度が11.8%、令和元年12%、令和2年度は12.1%と微増ではありますが推移をしています。菊陽町の女性管理職の構成比率は、令和2年度、女性はお一人の方がいらっしゃいましたが、4.9%の状況でした。本年度はゼロ%となっています。女性管理職ゼロに対して、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

まず、菊陽町特定事業主行動計画について説明させていただきます。

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、国や地方公共団体、民間事業主に対し、特定事業主計画の作成が義務づけられたことを受け、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と一体的に策定しております。

全ての職員の仕事と子育ての両立及び女性職員の活躍を目的としており、あわせて仕事と生活の調和の実現を目指して、計画的かつ着実に推進するためにこの計画を策定しているところでございます。

また、この計画の推進に向けた数値目標も設定しているところであり、令和3年4月に見直しを行っています。

御質問の女性管理職については、令和3年度においてはゼロ%でございますが、課長補佐は23.1%、係長は25%でございます。今後は、管理職への登用ができるものと考えております。女性の管理職登用に向けて、人材育成を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 先ほど説明がありました事業主行動計画では、係長以上の職員に占める女性職員の割合を令和2年度までは15%以上を達成することができ、令和3年度以降の目標は25%とする数値目標となっています。

女性管理職の登用目標についてはどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） 係長以上の職員に占める女性職員の割合は、令和3年度においては16.5%という結果となっています。計画における数値目標としては、令和7年度までに係長以上の職員に占める女性職員の割合を25%以上とすとしてしております。この目標を進めていけば女性の係長が今後増えてまいりますので、女性管理職への登用も進んでいくものと考えております。

今後、目標達成に向けた取組として、女性職員の育成を図る必要があります。多様なポストへの配置であったり、外部研修に積極的に参加させるなど、係長、課長補佐、課長、部長の各段階における人材の確保に向けた育成をしっかりと行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 将来の女性管理職を見据えて、先ほどありましたが、現在の主管職、課長補佐級の割合を増やしていくことは大事だと思います。

国が示す女性活躍推進法では、潜在的な女性の能力を十二分に発揮することがこれからの社会に不可欠であるということで、国を挙げて女性を応援すると定められています。今回取り上げられた事業主行動計画は、より実効性を高めるためにつくられたものです。ぜひ、女性管理職登用については前向きに進めていくことを提案して、次の質問に入ります。

2番、3番の男性職員の育児休暇取得の状況と今後の取組についてどう考えているのかお聞きいたします。

これも事業主行動計画の中に目標を掲げてあるのですが、育児休業対象者は平成27年度は6名、令和2年は7名いましたが取得はありませんでした。このことについて答弁をいただければと思います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（矢野博則君） お答えいたします。

男性職員の育児休業取得状況については、議員が申されましたとおり、これまで実績はございませんでしたが、今年度中に1名の男性職員が取得を予定しているところでございます。

今後、男性職員の育児参加の啓発を推進し、子育て世帯の男性職員だけではなく、職場全体の男性の育児参画に対する理解を深めるなど、男性職員が取得しやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 男性の育児休業取得についてお聞きしましたが、これからは高齢化に伴い、親の介護などにより仕事を休まざるを得ない状況があり得ます。家族を大事にすることは、職場での勤労意識、他人との関わり方、価値観などの職員のキャリア形成に大いに役立つものと考えられます。

女性管理職登用について、また男性職員の育児休業についても先に進んでいないことについて、ぜひ町長のお考えをお聞かせください。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、総務課長が答えたとおり、事業主行動計画をつくって進めておりますけども、女性の登用重要にしていきたいと思ひまして、過去には女性部長級等もございましたけども、ちょうど年齢的なところで、さっき言いましたように、ちょうどそういう立場にきている人たちが少ないというところもありますけども。女性の場合、いろいろ見てみますと、結婚されて子どもさんが生まれて、そして産前産休を取って、育児休業の1年間はほとんどの方が取られているような状況でありまして、そしてそれが終わると子育てをしながら仕事といわゆる家庭生活の両立という面で、仕事のほうだけに専念するというわけにはいきませんので、いろいろ係長、課長補佐とか経験を積みながらというところを見ておりますけども、そこに来るまでにまた年数がかかるというようなこともおられますし、実態的には子どもの受験となる時間ぐらいまでは非常に厳しいんじゃないかというのが現状じゃないかと思ひますけども、そういった中でも限られた職員の中で、国のほうもそういうのを進めておりますので、その辺は非常に大事にしなければならぬということ、もう少し工夫をしながら、そして研修等も行いながら、どうやったら登用ができるかということ。過去にはちょうどこれから課長クラスになる時点で、さっきありましたように、親の介護の問題とかあってその時点で辞められる方々も大変優秀な女性職員の中にもおられましたけども、非常に難しさはありますけども、この時代の流れの中で、そして菊陽町は今非常に全庁的に大きな事業もやっておりますし、大きな波も来るとということで、職員一体的に頑張らないといけないような時期でありますけども、制度は制度の中で、そして余裕を持った仕事ができるようなところに工夫をしながらきちんと対応できるような、そういう体制を取っていきたいというふうには常々考えているところであります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今、町長のほうに答弁いただきましたけども、令和3年度まではゼロでよろしいんですけども、令和4年度、今50代の女性職員が4人いらっしゃいますけども、その方たちの管理職登用については考えていけないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 人事の件でありますので、その辺はしっかり適任者かどうかということも踏まえながら取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） すみません、言いにくいことを言わせてしまいました。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。



職員への啓発とガイドラインの策定についてはどのようになっているかについてお聞きします。

法律的、社会的に割り当てられた性別で生きていくのが普通に考えられてきました。しかし、近年では性の在り方は一般的に言われる男性、女性という二通りの性別の考え方に加え、多様性があるという考え方が広がってきています。このことを啓発するための研修は今も続けられているのか、ガイドラインの策定などはできているのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） こんにちは。よろしくお願いします。

御質問にお答えいたします。

職員への啓発とガイドラインの策定についてお答えします。

まず、職員への啓発についてになります。

LGBTなど性的マイノリティーに対する理解は、人権を守る観点からも必要であると認識しております。まずは、職員が性的マイノリティーに対する正しい認識を持つとともに、当事者が抱えている困難等についても十分理解し、寄り添った適切な対応を心がけることが必要です。

職員に対する啓発は、主に職員研修によって行っております。

本町における近年の人権問題に関する職員研修としては、部落差別問題やハンセン病問題、水俣病問題などの研修を実施しております。

LGBTに関する研修につきましては、本町においても新たな人権課題の一つとして捉え、令和元年10月に全職員を対象に、町職員として理解しておくべき性的マイノリティーに関する基礎的な知識や日常の業務における心構え等を学ぶということで、講師を招いて研修会を実施しております。

今後の研修計画としましては、コロナ禍の状況を踏まえながら、SNS等を活用した熊本県人権啓発ウェブ講座「性的マイノリティーと人権」の視聴などの研修を計画していきます。

続きまして、職員へのガイドラインについてになります。

LGBTなどの人権問題に関する個別のガイドラインは作成しておりませんが、今年3月に改定を行った菊陽町人権教育・啓発基本計画の中の性的指向・性自認に関する人権問題の今後の取組として、町民の身近な問題として関心を持ってもらうよう、職員、町民、企業を対象に当事者や支援団体等による講演会、研修会等を実施し、多様な性の在り方についての理解促進に向けて教育啓発を図りますとしており、今後ともこの計画に沿って人権教育、啓発の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 私も一度職員の方のLGBTの研修会に参加する機会があったんですが、たまたま別の会議がありまして参加できなかった。それ以降やってるかということでお聞

きしたつもりですが、今計画の中にもそのことが打ち出されてありますので、職員は毎年変わります、新しい人たちが今10人単位で入ってきてますので、ぜひそのためにも研修は毎年毎年続けていってほしいなと思っております。

それでは、2番の中のパートナーシップ制度を導入できないかということについて質問をさせていただきます。

一方または双方が性的マイノリティーである2人がお互いをパートナーシップとして相互に協力し合う関係があることを町に宣誓するものです。宣誓することによって、病院での付添いや家族に近い扱いが受けられ、公営住宅へ家族として入居ができ、生命保険の受取人、クレジットの家族カードの作成などが認められています。近隣市町では、熊本市、大津町がパートナーシップ宣誓制度を導入しています。

人権の担当者に聞きますと、そのことについて相談を受けてはいないとのことでしたが、私は町民の方から大津町が導入したということで電話がありました。潜在的にそういう方々のお気持ちがあるのだなと思いました。

熊本市は昨年、8組の方が宣誓され認められています。このパートナーシップ制度導入については、町はどう考えているのかお聞きいたします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 御質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度とは、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の観点から、同性のカップルに対して2人の関係が婚姻に相当することを自治体が公的に認める制度であります。法的な効力はございませんが、自治体がパートナーシップ関係を認め、公的な書類を交付することで、行政や多くの民間事業所で同性カップルが家族と同等の対応やサービスが受けられるようになるものと認識しております。

県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、御承知のように熊本市が令和元年4月1日から導入し、令和3年10月現在で交付件数が8組、大津町が県内2例目として今年10月からスタートしております。

令和3年第3回定例議会において、本町の導入に向けた取組としましては、令和3年3月に改定した菊陽町人権教育・啓発基本計画の中に、実施に向けて検討するとしており、熊本市や大津町の制度導入後の状況を注視しながら、近隣市町、国の法整備への動向を踏まえた上で検討してまいりますと答弁いたしました。

その後の取組として、近隣市町の状況等を注視しながら、人権教育・啓発課、町民課、総務課、関係課による制度についての検討を始めたところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 今、制度に向けて進めているところですかということとは前向きに検討されているということで、もう何人もこのことについては質問、明日は小林議員もされますし、

ぜひ導入に向けて進んでいってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、3番の一般質問のその後について質問をさせていただきます。

1番の令和3年9月の質問で、災害危険地域への戸別受信機の配布の繰越明許費としての回答とし、土砂災害警戒区域に指定された家庭への戸別受信機の設置については、110世帯を対象とし、納品があったものから順次設置していく計画であるが、戸別受信機の製造に遅れが生じており、全ての納品にももう少し期間を要するといった状況のことでしたが、その後の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

本町では、戸次地区や上津久礼、下津久礼地区などの急傾斜地に接する地域が土砂災害警戒区域に指定されており、このような区域では大雨や長雨の際に土砂崩れが発生するおそれがあります。このため、町では災害に備え、災害時や災害のおそれがある場合に町が発信する避難指示などの情報伝達を確実にを行うため、土砂災害警戒区域内にある住宅117世帯を対象に戸別受信機を無償貸与する事業を進めています。

事業の進捗状況ですが、土砂災害警戒区域に住宅がある町内10地区への説明会を6月から始め、11月4日で全地区での説明会を終えました。説明会では、対象となる世帯や区長、区役員の方に参加していただき、事業の概要、土砂災害警戒区域についての説明、戸別受信機の機能や取付けに関する説明などを行い、理解していただきました。

設置の状況ですが、戸別受信機は説明会が終了した地区から順次取付けを行っており、11月末時点で無償貸与の対象となる117世帯のうち113世帯の取付けが終了しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 私としましては、一番そのときに言ったことは、台風でも水の大雨の災害でも、戸次の地域がいつも危険にさらされているということを伝えたくんですけども、この117台がどの地区に何台設置されたのかをお聞きしたいのですが。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

今回の事業につきましては、あくまでも土砂災害警戒区域内にある住宅を対象としております。今回の117世帯の内訳につきましては、戸次が13世帯、馬場楠が2世帯、曲手が10世帯、辛川5世帯、大堀木2世帯、上津久礼26世帯、下津久礼47世帯、東ヶ丘9世帯、古閑原2世帯、入道水1世帯となっております。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） ありがとうございます。

それでは、もうこの戸別受信機に対する事業はこれで終わりなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） このたびの事業につきましては、あくまでも土砂災害警戒区域ということにしておりますので、当面、事業というか、この世帯の配布が終わりましたら終了ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） それでは、2番の保育園の受入れ状況をホームページで掲載の検討はどのようになったのかというのをお聞きします。

保育園の受入れ状況をホームページで掲載することに対する回答は、各施設の受入れ可能人数などをホームページで周知することは保護者が施設を選択する際に必要な情報を広く周知する手段として有効であると考えられます。各施設の受入れ可能人数などをホームページで周知することに当たっては、受入れ可能人数を把握する時期などについて、各施設との調整を行いながら検討をしますとのことでしたが、その後の状況はどのようになったのでしょうか。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） お答えします。

保育所の受入れ可能人数をホームページに掲載することについては、令和3年6月議会、佐々木議員の一般質問の答弁において、各施設と調整を行い検討すると答弁したところです。

各施設との調整に当たり、各施設から意見聴取をした結果、了解が得られましたので、令和4年度4月から6月分の入所申込みの2次選考分から保育所の受入れ可能人数をホームページに掲載することとしました。なお、2次選考分については令和4年1月中旬に受入れ可能人数をホームページに掲載する予定です。

また、令和4年5月以降の随時申込み分からは毎月保育所の受入れ可能人数をホームページに掲載します。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） そのことについては保育園の先生のほうから少し心配で電話があり、令和4年度から掲載するようなことをお聞きしてお電話がありました。前回聞いたとき待機児童は1名と聞いたんですが、まだまだ菊陽町、たくさんの方たちが入居され、また保育園に行きたいという人たちもいらっしゃるかと思います。随時、皆さんに広報をよろしく願いいたします。

それでは、3番の緊急医療情報キット、命のバトンについて、考えをお聞きいたします。

平成3年6月の一般質問で命のバトンを提案させていただいたとき、本町では社会福祉協議会の緊急医療情報キットに代わる取組として、ふれあいカードと緊急時あんしんカードの無料配布を実施しています。これは、高齢者、障がい者に限らず、民生委員の見守り体制を必要としている人を対象とした見守りネットワーク活動による取組であります。ふれあいカードと

は、A4サイズの厚紙の両面に緊急連絡先、かかりつけ医、担当民生委員、協力員などの情報が記載できるようになっており、これは自宅の分かりやすい場所に設置することで緊急時に活用できるようになっているとお聞きしました。自宅の分かりやすいところでは、救急車で駆けつけた隊員の方では見つけ出すのは困難だと私は思います。私が提案した命のバトンは、この緊急医療情報キットを玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを貼ることにしており、救急隊が駆けつけた場合、冷蔵庫を開ければこのキットがあり、情報を早急に確実に得ることができるものです。菊池広域連合消防本部の救急係の現場の声を聞かせていただきましたが、合志市と大津町の命のバトンは非常に助かっているとのことでした。また、菊陽のふれあいカードは見たことがないとのことでした。再度、命のバトンを提案しますが、どのように考えているか伺いたします。

○議長（上田茂政君） 介護保険課長。

○介護保険課長（渡辺博和君） 御質問にお答えします。

6月議会でもお答えしましたとおり、本町では社会福祉協議会において、高齢者、障がい者に限らず、民生委員の見守り体制を必要としている方を対象とした見守りネットワーク活動を行っており、その中で自宅に常備しておくふれあいカードと外出時に活用できる免許証サイズの緊急時あんしんカードの無料交付を行っています。

本年度は現在までに99件の申込みがあっており、これまでに交付した枚数はふれあいカードが1,690枚、緊急時あんしんカードが1,029枚となっています。

緊急時あんしんカードは、地域の方々の発案により広がった社会福祉協議会独自の非常によい取組であります。また、ふれあいカードは命のバトンと同様の取組で既に定着しておりますので、今後とも社会福祉協議会との連携を深め、しっかりと周知活動を行いながら、よりよい取組にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○7番（佐々木理美子君） 命のバトンについては、合志市、大津町が取り組んでおります。私の考えとしては、この広域で消防がありますので、全ての皆さんが同じようなことができると同じように救急隊の人たちも困らずにその方の状況が分かるのではないかとこの質問をしたところです。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時41分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和3年12月7日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和3年第4回菊陽町議会12月定例会)

令和3年12月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 廣瀬英二君   | 2番  | 矢野厚子君  |
| 3番  | 大久保輝君   | 4番  | 阪本俊浩君  |
| 5番  | 西本友春君   | 6番  | 那須真理子君 |
| 7番  | 佐々木理美子君 | 8番  | 中岡敏博君  |
| 9番  | 北山正樹君   | 10番 | 布田悟君   |
| 11番 | 坂本秀則君   | 12番 | 渡邊裕之君  |
| 13番 | 佐藤竜巳君   | 14番 | 甲斐榮治君  |
| 15番 | 岩下和高君   | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 福島知雄君   | 18番 | 上田茂政君  |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |       |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長                | 後藤三雄君 | 副 町 長           | 吉野邦宏君 |
| 教 育 長              | 上川幸俊君 | 教 育 部 長         | 平木元宏君 |
| 総 務 部 長            | 板楠健次君 | 福祉生活部長兼<br>福祉課長 | 矢野信哉君 |
| 健康保険部長兼<br>健康・保険課長 | 古賀直之君 | 経済部長兼農政課長       | 山川和徳君 |
| 土木部長兼<br>都市計画課長    | 井芹渡君  | 総 務 課 長         | 矢野博則君 |
| 危機管理防災課長           | 梅原浩司君 | 総合政策課長          | 吉本雅和君 |
| 税 務 課 長            | 村上健司君 | 人権教育・啓発課長       | 弓削浩昭君 |
| 子育て支援課長            | 和田征君  | 商工振興課長          | 今村太郎君 |
| 建 設 課 長            | 矢野和幸君 | 下水道課長           | 丸山直樹君 |
| 環境生活課長             | 鍋島二郎君 |                 |       |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（上田茂政君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 皆様、おはようございます。議席番号5番、公明党の西本友春です。

師走のお忙しい中、傍聴に来ていただいている方には感謝申し上げます。

国会では昨日から補正予算としては過去最大の35兆9,895億円の審議が始まりました。その中において、自治体の実績において可能とされていることが2点ほどあります。

1点目は、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり10万円相当を給付。まず、現金で5万円、来春までに残りの5万円を子育て関連に使い道を限定したクーポンとして配布することになっております。クーポンは、自治体の実績に応じて現金給付も可能と現在のところはされております。現金5万円を速やかに支給するため、子どもが中学生以下の場合は、児童手当の仕組みを活用し、申請不要のプッシュ型で補正予算で可決されましたら年内に支給が開始されます。高校生世代の子どもについては申請が必要となっております。

2点目は、現在驚異的なスピードで世界52か国に感染が拡大しているオミクロン株、先週全国の知事会が、政府が示している2回目の接種からおおむね8か月以上たった人に対し、6か月への期間短縮を要望しました。新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、岸田首相が6日の所信表明演説で、8か月を待たずできる限り前倒しするとの方針が言明されました。これを実施するのも自治体の取組次第となります。私たち議員も国の動向等もしっかり見ながら、自治体独自で実施できるものはしっかりと町に提案できるようにしなくてはならないと思っています。

今回の一般質問は、菊陽町においてはかなり住宅も増えてきておりますが、それに伴っているような環境問題等も発生しておりますので、環境問題について、それから多くの町民の方から様々な観点から意見を頂戴しております巡回バスと乗合タクシーについて、先ほど触れました新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

なお、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） まず、環境問題についてお伺いいたします。

行政においては、騒音、低周波音、振動、悪臭等の公害問題について苦情を受け付ける窓口を有しています。また、公害問題の発生は、企業と個人の2種類があり、解決方法も大きく分けて騒音等をなくしたり減らしたりしてもらうことと損害賠償をってもらうことの2つが考え



られます。

私も議員として活動する中で様々な方から騒音と悪臭問題の相談を受けたことがあります。個人の問題であれば、当事者間は難しい場合があるので、警察への相談や弁護士を通じた相談を進めています。また、企業等であれば行政を通じた相談をさせてもらっていますが、町内において過去に騒音、低周波音、振動、悪臭等で問題になったことはあるのか、また現在問題となっているところはあるのかお伺いをいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 皆さんおはようございます。

御質問にお答えいたします。

環境問題につきましては、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の7種類のものがあり、この7種類のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染、地盤の沈下については熊本県が、騒音、振動、悪臭については熊本県から事務権限移譲により町が相談窓口となり業務を行っているところでございます。

御質問の町内において過去に騒音で問題になったことがあるのか、現在問題になっているところがあるのかにつきましては、過去5年間の相談件数で申し上げますと、騒音関係につきましては20件、振動関係につきましては6件、悪臭関係につきましては13件となっているところでございます。

町民の皆様から騒音等の苦情、相談を受けた際は、苦情の内容を聞き取り、被害の状況を調査し、原因や実態を明らかにした上で当事者に改善のための指導や助言を行い、相互理解の下、問題の解決に当たっているところでございます。

なお、相談の内容、問題の解決の方法によりましては当事者が実施する改善策に時間を要することもありますので、その後の状況把握のため、当事者に対しまして継続して聞き取りを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） すいません。現在はあるのかどうかというのは、どこどこじゃなくてもいいけれども、あるかどうかだけ。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 個別具体はちょっと申し上げませんが、継続してその後の経過を聞き取りしている箇所がございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 何件かは分かりませんがまだ継続しているところがあるということで、課題解決にしっかりまた取り組んでいただきたい。

環境問題においては一定の基準値が設けられており、その範囲内であれば問題はないのです

が、人間は千差万別で、基準値内でもその音、振動、臭い等が気になる人は脳が過敏に反応してしまい、お互いが解決に歩み寄っても難しいケースもあると考えられます。

先ほど少し問題が残ってるということですが、問題解決に町はどのように取り組んできたのか、また今後どのように取り組むのかをお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 御質問にお答えいたします。

環境生活課では、町民の皆様の1次窓口として、環境問題の全般に係る苦情、相談を受けており、内容によっては県に引き継ぐなどの対応をしているところでございますが、苦情、相談の調整を行うには関与するための法律根拠が必要になってまいります。町に寄せられた騒音、振動、悪臭の苦情、相談につきましては、騒音規制法等の個別法と各個別法に準じた県の独自基準である「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に基づいて公害に該当するかを判断しておるところです。

具体的な苦情、相談の対応につきましては、当事者に改善のための指導や助言を行うほか、必要に応じて中立の立場で当事者間に話し合いの場を設けるなど、相談された案件の解決に努めているところでございます。

今後の取組につきましては、騒音、振動、悪臭等を含む環境問題については、これまで以上に関係各課及び関係機関との連携を図り、問題に対して迅速、適正に対応するとともに、町民の皆様へ環境問題に関する相談窓口の周知を町ホームページ等により行うこととしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後はそういう部分に触れても、町としての周知としてはホームページを利用されるということですので、ホームページ、また安心メール、そういうのもまた活用していただき、しっかりと町民に周知徹底もお願いしたいというふうに思います。

それでは、巡回バスと乗合タクシーについて質問をいたします。

昨年12月の一般質問では、11月末現在で利用登録者数は232人で、主に買物や病院への通院に利用している状況とのことでした。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、運用開始から10か月となる11月末では合計516人の利用で、月平均50人前後で推移していましたとのこと。また、廃止された3路線の前年度の月平均の利用者数は442人となっており、委託料も巡回バスの月平均約99万円に対し乗合タクシーは月平均6万円となっておりました。

乗合タクシーの利用登録者と利用数の推移と先ほどの比較検証はどのようになっているのか、1番と2番を併せて質問をいたしますので、回答は1番、2番でお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） おはようございます。

御質問にお答えします。

乗合タクシーの利用登録者数は、本年10月末現在で291人となり、去年の11月末の232人から59人増となっております。今年度4月から10月までの7か月間の新規登録者数は27人で、前年度同期間の新規登録者数より少ない状況ですが、新型コロナウイルス感染症により外出を控える人が多かったことなどが影響しているものと考えられます。

次に、利用者数ですが、今年度直近の10月の利用実績は95人で、4月から10月末までの7か月間の利用者数の月平均は82人となっており、前年度同期間の月平均55人から増えている状況であります。

次に、2番の御質問ですが、令和2年1月26日から巡回バス路線の見直しと乗合タクシーの導入を行っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により外出の自粛や施設利用の制限などが始まり、その後も影響が継続していることから、現時点で概に乗合タクシーと廃止した循環バス路線の利用状況等を比較することは難しいと考えております。そのため、あくまで参考として、廃止した北部循環線、南部循環線、東部循環線の過去の利用実績とこれまでの乗合タクシーの利用実績を御説明いたします。

廃止した3路線については、廃止前の令和元年度の利用者は月平均440人で、委託料は月平均が99万円でした。乗合タクシーについては、廃止された3路線エリアの方たちが利用された分のみで申しますと、今年度の利用者は月平均74人で、委託料が月平均で7万3,000円となっております。

本町としましては、引き続き新型コロナの影響を見極めつつ、乗合タクシーの効果を検証し、さらなる利便性の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 去年の12月の質問でも、利用者増を図るために地域での説明会等を徐々に再開し、利用啓発に努めると回答がございました。その後、説明会等の取組はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルスの影響により出前講座の依頼は少なくなっておりますが、今年度は2地区での説明会を実施しております。また、ホームページや広報6月号、7月号、10月号でも巡回バスと乗合タクシーについて利用促進に向けた周知を図っているところです。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、利用の促進につながるよう出前講座や広報等での周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 2地区での説明会ということなんですが、そのときの配付資料はどのようなものを配付されたかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 配付資料につきましては、パンフレットを作っておりますので、そちらのパンフレットを使いながら、あとパワーポイントを使って説明しております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） パンフでの説明とありましたけど、申込書があると思いますが、それも配付はされているんですか、一緒に。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） すいません。配付のほうは、必要な方について配付をさせていただいております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） できれば今後するときには全員に配付していただいて、申請書も地図は書かなくていいんで、記入していただくのはその場で逆に言うと記入していただいて、そこで加入促進を図るような形を取ったほうがよろしいと提案しますんで、今後説明会を実施されるときはそういうのも含めて、しっかりと登録していただく方を増やすということが大事になりますんで、そのような取組をしていただきたいというふうに思います。

それから、利用者数とありましたが、これはなければなしで結構なんですけども、年齢別の男女の利用状況というのも分かっていたら教えていただければ。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） すいません。年齢別の利用状況は把握しておりません。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後いろんな見直しにするのに当たって年齢別登録者数とか年齢別利用動向というのもしっかり把握をしていただいて、しっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

令和元年12月の一般質問で、乗合タクシーの平均乗車人数の成果指数の2人をどのように確保するのか聞きましたが、乗合タクシーの利用状況で1人以上で利用したケースは何件ぐらいあるかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

令和元年度は、2人で利用された方が76件中1組です。それと、令和2年度につきましては、616件中、2人で利用された方が40件と3人で利用された方が2件でございます。令和3年度につきましては、直近までの実績になりますが、517件中、2人乗り件数が44件と3人乗りの件数が6件と4人で利用された件数が1件となっております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 少しずつ2人で乗られる方が増えてきているようには感じますので、少しずつ定着しかかっているのかなというふうな思いもします。

昨年12月の一般質問で、利用可能な時間帯を現在の1日3便から9時台から19時台までの9便に変更することと指定乗降場所を増やすことを提案させてもらい、当時利用者の方から利用できる時間帯や乗り降りできる指定乗降場所を増やしてほしいとの要望をいただいております。本格運行に向けて検討していきたいとのことでした。乗合タクシーの増便と指定乗降場所の増の検討結果はどのようになったのかお伺いいたします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

乗合タクシーにつきましては、利用されている方や今後利用を考えている方から様々な御意見をいただき、利用方法のさらなる周知や利便性の向上に向けた改善の検討が必要であると考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで町民の皆様にご利用方法等について説明する機会を十分に確保できていないことや、利用実態に基づく利便性の効果の分析が難しかったことなどから、今後新型コロナの影響を見極めつつ、町民の皆様に乗合タクシーの利用方法について説明する機会を積極的に設け、御意見や御要望も伺いながら、増便や時間変更、指定乗降場所の見直しなども含め、利便性の向上につながるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ごめんなさい。去年の12月に質問しているやつです。そのときに検討をしていきますということ、今年12月、1年たちます。今後検討と言いますが、申し訳ないんですけども、いつをめどに検討してどのように行うのか、考えがあればお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） できるだけ早い時期に検討したいと思っておりますが、先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実態に基づく利便性の効果の分析が難しかったことなどから、今後新型コロナの影響を見極めつつ、利便性の向上につながるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） また後で再度聞きますけれども、前回質問したときに、乗合タクシーの増便等の部分でいきますと、民業圧迫につながるケース、いわゆる民業と同じようなサービスをしたたり便数を増やすとということ、乗合タクシーは指定場所が違うんで民間と同じサービスではないとは私も思っております。個人の家から行きたい場所までではないんで、指定乗降場所が決まっているんで、そこで民業圧迫ということで、私はならないと思ってたんですが、民業

圧迫になるというところの理由がよく分からないので、教えてもらっていいですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、国が示しておりますコミュニティーバスのガイドラインで、公的資金によって支えられているコミュニティーバスは自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入に当たっては路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要があるとなっております。路線や区域については、導入するコミュニティーバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上で路線バスと実質的に競合することがないように十分に検討すべきである。検討に当たっては、市町村が同一地域内を運行する路線バスの運行事業者を含む関係者からヒアリングをすることが望ましいとなっております。

そこで、どういう民間の圧迫をするかと言いますと、まず乗合タクシーはタクシーとなっておりますがタクシーではございません。乗合バスというかコミュニティーバスの代わりになるものです。乗合タクシーの自由度を上げるとタクシーと変わらなくなります。当然その結果、安い乗合タクシーのほうを皆さん選択されるようになります。それと、路線バスとかのルートと同じ時間帯で走ると安いタクシーのほうに乗られる。そうすると、今度は民間バスのお客さんが減って撤退にもつながります、一般の路線バスの。あと、先ほども言いましたように、時間帯がかぶるとそういうことになりますし、あと料金設定によっても通常の路線バスに乗らなくなる可能性が出てきます。そういった影響が民間を圧迫するというところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 民業圧迫は路線バスということでもいいんですかね。今の回答だとそういう回答だと思うんですが。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 路線バスと一般のタクシー事業者でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 路線バスのは説明があったんで、一般のタクシー事業者への民業圧迫が少し理解ができないんです。もう一度そこんところ、説明よろしいですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 一般の民間のタクシーは、ドア・ツー・ドアで自宅まで行かれています。例えば、巡回エリアバスの運行エリアでも、民間のタクシーを利用される場合は御自宅まで行かれて目的地まで行かれるというところですが、そういう自由度を乗合タクシーのほうで上げてしまうと何ら一般のタクシーと変わらなくなる。そうすると、やはり安いほうのタクシーを利用されるというところにつながるかと思えます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） まず2つ、今回乗合タクシーを登録できる方は、ほとんど路線バスのエリアではないというふうに私は思っています。

それから、乗合タクシーは、自由度を上げると言いますが、ドア・ツー・ドアではないんです。そうすると、民間のタクシーとは相反するというふうに私は思っておるんで、指定場所は増やすというだけの話であって、確かに自由度になるかもしれませんが、その部分については。それから、もともと民間に委託してその分の差額を払っているわけだから、民業圧迫という形にはどうしてもならないと私は思うんですが、そこのところよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） まず、巡回路線バスエリアの方も乗合タクシーは御利用できません。

それと、乗降場所や便数につきましては、これは地域公共交通会議や国のほうの陸運局のほうと協議をして、先ほどのガイドラインに抵触しないかどうかを確認しながら設定しているところでございます。

民間は、今、菊陽町では乗合タクシーの資格を持たれている事業者は1事業者でございます。ほかの事業者は持たれていないということになりますと、今うちが委託しております菊陽タクシーさんだけに支援をしてしまうという形にも結果的になってしまいますので、その影響も考えてしているところでございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） そうすると、乗合タクシーの資格を持つてんのは今菊陽タクシー、ほかにも菊陽の交通の民間企業あるんですが、その企業に対し民業圧迫にならないように、その企業も参加できるように指導すべき、または指導して導いていくべきだと考えておりますが、その他の事業者に対してのアクションは何か起こされたかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 現在のところほかのタクシー事業者さんにそういうアクションを起こしているということはございませんが、今後見直しの段階でそういったほかの事業者様にもお声がけをして御協力いただけないかは相談していきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） できるだけ早くほかの民間タクシーも参入できるように、しっかり町が主導してもらって取り組んでいただきたいというふうに思っております。

私は増便は9便というふうに提案しておりますが、乗降場所について私から一つだけ提案だけをさせてもらいますと、乗合タクシーを利用している方は多くの方が高齢で、運転免許等の返納を行った人や自身では運転して出かけたりすることができなかつたり、家族や親戚等に頼ることができない交通弱者の方が大半だと推測されます。また、多くの方が買物と病院での利用が多いとなると、そのような方々にとってより便利でより利用しやすくなる必要があります。

す。

乗降場所の増として私個人としての考えからの提案となりますが、北部エリアにおいては、仁誠会クリニック大津、通所リハビリテーション赤とんぼ、それから河野内科クリニックの2か所。南部エリアにおいては、本多内科胃腸科、菊陽中部クリニックの2か所。巡回バスエリアにおいては、現在のあさひヶ丘は買物モールとしてはかなりの広範囲にわたっており、乗降場所から目的の場所まで遠いところで200メートル以上の距離があり、お年寄りが移動するには支障があると考えられることから、HIヒロセ菊陽店とビッグ菊陽店の2か所。また、あきたクリニック、いけだ泌尿器科・内科、山本胃腸科内科は同一近隣に存在するために1つの乗降場所として設定し、合計3か所。また、現在では巡回バスの人は利用できませんが、可能となった場合、仁誠会クリニック光の森、たぶち内科循環器科、ひかりヶ丘眼科・内科医院、ロッキースーパーストア、光の森町民センターの5か所も乗降場所として検討すべきと提案し、乗降場所の増で、乗降場所別利用状況はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 乗合タクシーでエリアをまたぐ利用者数はどのようになっているのか、御質問にお答えします。

乗合タクシーは、お住まいの場所を北部エリア、巡回バス運行エリア、南部エリアに分けて、それぞれ利用方法を定めております。このうち北部エリアと南部エリアの間の移動に利用するいわゆるエリアをまたぐ利用につきましては、直近の10月は全利用者数95人中9人の約9.5%の方がエリアをまたぐ利用をされております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） エリアをまたぐ件数は分かりました。

乗降別利用場所の状況は、一応、私、総合政策課から頂いて数字を持っているんですが、北部エリア、南部エリアでそれぞれ違った数字があります。

現実的に、先ほどの増便のところでのお話なんですけど、乗降場所別利用状況を見ますと、北部エリアから、行きには296の方が利用されています。帰りには112の方が利用となっています。また、南部エリアでは、行きに利用された方が523人、帰りに利用された方が270人となっております。先ほど課長は分析をコロナ禍で今後またやっていくということだったんですが、分析は既にもう数字的には、ある程度の統計的には出ております。この中からいくと、行きは使えるけど帰りは使えないというケースが半分以上の数字となって現れてきております。

今後、乗合タクシーをできるだけ早く検討するということですが、時間帯別、どうしても私としては毎時間の9時から5時までが必要になってくると思いますので、この数字的にいくとそういうのが必要になってくるかというふうに思いますので、しっかりそのことも検討していただきたいというふうに思っております。

先ほどエリアをまたぐ利用者数の説明がありましたが、菊陽町はそんなに広い町でもない



し、乗合タクシーでほとんどが、南部エリアから北部に行くのではないんですけど、北部エリアから南部の病院を利用されているということで件数が上がっているようですので、私としては南部エリアと北部エリアを撤廃し、町内を1つのエリアとして同一料金で乗合タクシーを運行すべきと提案をし、次の質問に移ります。

私自身、巡回バス路線エリアの方とお話しする機会が何度もありますが、その中で必ず頂戴する声で、巡回バス路線で、バス停は設定されているがバス停まで片道200メートル以上もあり、そこに行くまで一苦勞するので利用していない。また、ある人は、買物をしていても重たい荷物を持って帰宅する場合は負担になるので、思うような買物ができない。家族や親戚が補ってくれるところは問題ないが、それもあまり頼めない、私たちは乗合タクシーを利用できる人が羨ましい。私たち交通弱者で買物に苦勞している人たちに対して町はどのように対処してもらえるのかという意見を頂戴しております。巡回バス運行路線エリアの方の乗合タクシー利用をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

本町では、令和元年度の巡回バス再編時に利用者数と収支率がともに低い3路線を廃止しました。乗合タクシーはこの廃止された3路線を補完するために導入したものです。巡回バス及び乗合タクシーの導入については、国土交通省の「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」の中で、先ほども言いました、公的資金によって支えられるコミュニティバスや乗合バス、乗合タクシーは自立運営を原則とする路線バスを補完し、これと当該地域のネットワークの一部を形成するものであることから、その導入に当たっては路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要があるとされています。

本町では、ガイドラインを踏まえ、菊陽町交通弱者協議会や菊陽町地域公共交通会議で検討し、運輸局と協議を行った上で巡回バス及び乗合タクシーの便数、乗降場所、運行時刻、営業区域等を定めております。そのため巡回バス運行路線エリアでは制限があり、ほかのエリアのように乗降場所も自宅ではなく指定乗降場所にせざるを得ない状況であります。なお、巡回バス運行路線エリアの巡回バスや乗合タクシー利用については利用が難しいなどの御意見があることは承知しておりますので、町としましては、広報や出前講座による利用方法等の周知をしていくとともに、便数や指定乗降場所の見直しも含め、利便性の向上につながるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） この問題はまたしっかり打合せしながら進めていきたいと思いますが、巡回バス路線は、これは町が経営しているもので、その路線内においては私は利用できるようにしたほうが、もちろん民間バスが通っているルートはありますが、それって極短いそんな大した距離でもないんですけど、その路線に注意すればほかは可能じゃないかなというふうに、これ

は私個人の考えですんで、そこを含めてしっかり検討していただきたい。

菊陽町にお住まいで巡回バスを利用される80歳以上の女性の方から、巡回バスの乗降するステップが低床化されていないので乗り降りに一苦労するので何とか解消してもらえないかとの声を頂戴しております。巡回バスの低床化の取組をどのように考えてるのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和君） 御質問にお答えします。

バスの低床化については、平成23年度に国土交通省のバリアフリー車両の開発検討会でノンステップバスに一本化することが望ましいと判断されました。

町が巡回バスとして使用している車両は、乗降口と床面に段差がないノンステップバスが2台、乗降口と床面の間に一段ステップがあるワンステップバスが1台の計3台で、いずれも委託先のバス事業者が所有する車両を使用しております。今後ワンステップバスの1台についてはノンステップバスにするよう委託先のバス事業者と協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 協議をさせていただいてるということですので、新年度からはしっかりそういう低床化になって、利用される方、特に高齢者の方に利用していただきやすいように、そのことも進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。

一般質問の打合せを行った後に町のホームページや広報紙に掲載されましたが、確認を含めてお伺いいたします。

1回目、2回目のワクチン接種完了と3回目のワクチン接種のスケジュールをどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

本町の新型コロナワクチン接種については、国の方針に基づき、令和4年2月28日までを接種期間として、満12歳以上の接種を希望する方が接種できるよう取り組んでおります。11月末時点で対象者の約87%の方が2回目接種を終えられていますが、新たに満12歳になる方に毎月接種券を送付して接種機会を提供するとともに、これまで接種が終わっていない方に1回目、2回目のワクチン接種を実施しております。

11月16日付の厚生労働大臣通知では、2回接種した場合も接種後の期間経過により感染予防効果及び重症化予防効果が低下する可能性を示唆する報告等を踏まえ、1回目、2回目の接種が完了していない方への接種を継続するとともに、2回目接種完了者全ての方に3回目の接種を実施するよう接種期間を9月30日まで延長する関係省令の改正を行い、3回目の追加接種の実施について全国の自治体に指示されました。さらに、5歳以上11歳以下の小児への接種についても早ければ来年2月から開始する可能性があることが示され、各自治体に小児への接種体

製の準備を進めるよう通知しております。

この通知を踏まえ、町では3回目の追加接種対象者約3万2,000人の方に12月から順次接種を実施する予定です。具体的には、12月に2回目接種から8か月を経過する医療従事者等の方からワクチン接種を実施する準備を進めているところです。

しかしながら、議員も申されましたように、昨日開会された臨時国会の総理大臣所信表明演説の中で、新たな変異ウイルスオミクロン株への対応として、3回目のワクチン接種について既に承認されているファイザー社製ワクチンと今後追加承認される見通しの武田／モデルナ社製のワクチンを活用し、8か月を待たずにできる限り前倒しする方針が示されました。町としての具体的な対応については、今後発出される厚生労働省通知等に基づき、国のスケジュールに沿って検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） その検討はしっかりお願いいたします。

前回はワクチン接種のできる医療機関は、当初の20から町の医療機関への働きもあり25となりました。また、図書館ホールを利用した集団接種も行うことでワクチン接種も順調に進めることができました。3回目のワクチン接種における医療機関と集団接種をどのように考えるのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

3回目のワクチン接種についても1回目、2回目と同様に医療機関での個別接種を中心とし、足りない分を集団接種で補う予定としております。ただし、国から前倒しの方針が示されたため一月に接種する対象者が大幅に増えることが予想されますので、個別接種と集団接種を並行して実施する方法を検討してまいります。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 12歳の誕生日を迎えた新たに対象になる人や療養などのために今まで接種できなかった人で接種を希望する人はお申出くださいとホームページには掲載されていますが、自身の意思で接種していない人へのワクチン接種の推進をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

新型コロナワクチンを接種していない方の理由として、今、議員も申されましたように、病氣療養中で接種できない方やアナフィラキシーなど重度な過敏症の既往歴がある方などは接種できないと言われております。また、このワクチン接種は、予防接種法に規定する臨時接種とみなし、接種対象者は接種を受ける努力義務が適用されますが、あくまでも本人の意思に基づき接種していただくこととなります。町としては、国が公表する副反応を含め、ワクチンの安全性や有効性など、正しい情報を提供することで接種の勧奨を行っております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 副反応の情報提供ということなのですが、接種していない人に何か通知みたいなものというのは考えていらっしゃるかどうかお願いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

現在のところ個別の通知等はまだ送っておりませんが、そこについてもあくまでも個人の意思が尊重されますけれども、そこはしっかりどのような方法がいいのか検討してまいりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） できるだけワクチン接種していただくのが大事かと思えますので、自分の意思等でできてない人に対しても何らかのしっかりした周知なりができるように検討を進めてもらいたいというふうに思います。

私自身、ワクチン接種の副反応で病院へ行きその後も仕事に影響があり復帰できない人の相談を受けて町にも相談をさせていただきましたが、ワクチン接種による副反応の実態と副反応が原因で障害が残ったり、医療機関での治療が必要になった場合の救済認定の対応はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

国の副反応検討部会では、国内における新型コロナワクチン接種に伴う副反応疑い報告の概要について公表しており、接種開始から10月24日までの集計期間において、ファイザー社製ワクチン接種約1億5,500万回のうち、医療機関からの副反応疑い報告が約2万5,000件で、割合にして0.02%、そのうち死亡者が1,279件と報告されております。武田/モデルナ社製ワクチン接種では、約3,000万回のうち、副反応疑いが約4,000件で、割合にして0.01%、そのうち死亡者が46件と報告されています。アストラゼネカ社製ワクチン接種では、約6万5,000回のうち、副反応の疑い報告が8件で、割合にして0.01%、死亡例はなかったと報告されています。

死亡例に関する専門家の評価としては、全ての事例においてワクチンと死亡との因果関係が評価できない、または因果関係が認められないとされています。また、アナフィラキシーの報告については若い女性に多い傾向があり、心筋炎関連事象、血栓症等の副反応についても若年者の報告頻度が高いとされています。また、現時点においては、これまでに引き続きワクチン接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないというふうにされています。

本町の副反応事例の対応としましては、予防接種法に基づき、町民の皆様からの予防接種に伴う健康被害の相談や国の救済制度給付の申請書類を受け付け、町が設置する健康被害調査委員会で必要書類等の確認を行います。調査委員会での確認を経て、町から県を通じて厚生労働省に進達し、国の疾病障害認定審査会に諮られ、予防接種との因果関係を判断する審査が行われます。審査会において接種による健康被害と認められた場合には給付が決定されるというふ

うになっております。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 今後、課題、問題点が発生したときはしっかり対応していただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（上田茂政君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時56分

再開 午前11時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 傍聴の皆様おはようございます。

このマスクはちょっと聞こえにくいかもしれませんので、自席に戻りましたら替えさせていただきます。議会の一般質問といいますのは、議員の特権でもありまして、議会活動の花というふうにも言われております。そのような中ですが、やっぱりここに上がると非常に緊張を覚えております。まず、本日の質問、議席は10番となっております、布田悟でございます。

菊陽町も都市計画マスタープランというのがございます。令和3年ですから今年の3月に新しく20年後の町の将来を見据えたまちづくり計画ということで、上位計画の菊陽町総合計画との整合性を図りながら策定されているものであります。平成12年にできまして、それから見直しが10年後にあり、また令和3年3月に見直されてスタートしたばかりであります。

この間、平成28年には熊本大地震、昨年は人吉、球磨、芦北、水俣方面を中心といたしまして、いわゆる球磨川水系の大洪水も起こりました。そのような自然災害もいつ来るか分からないわけでありまして。今年は、これはとても喜ばしいニュースではありましたが、台湾の世界的半導体メーカーが、英語の頭文字を取ってTSMCという半導体メーカーが日本に進出すると。ところが、その白羽の矢が熊本県、そして菊陽町に当たったということで、熊本県や菊陽町を中心とした、とりわけ菊池郡市地域は都市形態や土地利用計画も大きく変わろうとしております。

菊陽町におきましては、身近な問題ではありますが、原水地区の交通渋滞問題や都市計画道路計画、それからJR三里木駅から空港への空港アクセス鉄道問題など、交通インフラ整備の問題も半導体メーカーTSMCの進出で大きく一段とクローズアップされてきました。

菊陽町の総合計画、一番上位の指針となる計画でありますけど、菊陽町総合計画の前期基本計画の中には、人が豊かに育つまち、安全・安心で住みやすいまち、産業が成長し続けるまちという点、大きく3部提案されております。

生活機能と生産機能を併せ持つ都市づくり、なかなかこういう機能を持ち合わせて都市づくりができる地域、市町村は、熊本県下はもとより、日本国においてもなかなかないような町があります。そのような町ではありますけれど、いわゆる生活弱者であります子どもたち、また高齢者の方々が教育及び生活環境の中で顧みられないという現状もあります。また、偏った地域開発で取り残される地域も見られております。そのような菊陽町におきまして、土地利用計画が今後どのように進められていくのかを、具体的な観点から2点ほど本日は質問をしたいと思っております。

質問は質問席からさせていただきます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 小学校区見直しについてということで1点目は質問事項に上げておりますけど、これは今年6月の議会定例会におきまして、菊陽北小学校の校区見直しの質問に対し見直しをするという答弁がございました。どのように見直されたのかという点をお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

この件につきましては、今年6月の議会定例会におきまして、行政区全体の通学区域を変更するには、区の同意が得られ、地域住民の総意を踏まえるなど、正式な手続を経ていただくことが必要です。今回の御要望のように、区全体ではなく個別の事情による要望については、区域外就学の基準にのっとり、合理性、公平性を担保しながら個別に対応することが適当だと考えております。そこで、区域外就学基準の通学距離が小学校においては4キロメートルを小学校においては3キロメートルにすることについて現在教育委員会で検討しているところだと答弁しております。

そこで、7月の第4回定例教育委員会におきまして、「菊陽町立小、中学校就学等に関する規則」に定めてある区域外就学基準を見直し、「通学距離が小学校においては4キロメートル」を「小学校においては3キロメートル」と改正しております。なお、本年8月27日金曜日に該当する地域の住民説明会を実施したところです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 該当地域の説明会はもうされたということですが、自分の子どもがこの校区の見直しに該当する地域にあるということは、これは教育委員会のほうから連絡しないと分からない点もあろうかと思っておりますけど、その点はいかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

住民説明会の案内を鉄砲小路西部地区の中で3キロを超える世帯、中でもゼロ歳から12歳までのお子様をお持ちの32世帯に郵送で住民説明会の御案内を発送させていただきました。当日

はそのうちの17世帯が御出席いただいております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 今後は、住民説明会も済んだということで、該当をする子どもをお持ちの保護者の方があとはもう入学手続とか、あと教育委員会に対するいろんな手続をするだけということですかね。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

特に、今、年長さん、来年度小学校に入られるお子さんにつきましては、今月、12月、それから1月中には各小学校から入学通知というのが御家庭に送付されます。それを受けて、先ほどの該当する地域の中で区域外就学を申請したいという御家庭がございましたら教育委員会のほうに申請書を提出していただくということになっておりますし、そのことも住民説明会の折に説明をしております。現在もう小学校に通っているお子さんにつきましては、後期から区域外就学ということ申請され、既に西小学校校区に学校を換えているというお子さんが2人ございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） よく分かりました。

質問事項の2でありますけれど、今年6月の質問のときも私質問したんですけど、新町西区の一番西南部から通学する子どもたちにつきましても校区の見直しができないかという提案をいたしました。

ここの地域の児童たち、また入学予定者については今回の区域外就学基準というのは該当しないということになろうかと思えますけれど、私も当然こういう質問をするからには現地を歩いてみました。子どもたちの通学状況も見ております。当然保護者の方々も見守り等で通学路の安全等も確認はされておりますけれど、とりわけこの新町西区の該当地域になろうかとした児童たちにつきましては、皆さんお分かりと思えますけれど、旧国道57号線を渡り、そして狭い新町地区の歩道を歩き、そしてJR豊肥線を横切って菊陽北小学校まで行くわけです。踏切も当然ありますけれど、非常に子どもたちの通学路としては安全性が確保されなければならない通学路であります。こういう通学路が危険も伴うということである点を考えた校区の見直しといいますか、それと通学路の見直しとか、そういった点は教育委員会としては考えておられますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、行政区全体の通学区域を変更するには、区の同意が得られ、地域住民の総意を踏まえるなど、正式な手続を経てください。現在までそのよう

な手続はなされておらず、新町西区の通学区域を見直す予定はございません。なお、新町西区には通学距離が3キロメートルを超える箇所はございませんので、区域外就学の基準にも該当いたしません。

また、通学路の安全確保につきましては、本年8月3日火曜日の午後、菊陽北小学校校区の区長様や交通指導員様をはじめ、菊陽町青少年健全育成町民会議、県北広域本部、大津警察署からも御協力いただき、菊陽町通学路安全プログラムに基づく通学路合同点検を実施しております。その中で、原水駅西側踏切、通称馬場踏切付近についても協議し、原水駅東側踏切、通称原水踏切に約2.5メートルの歩道が設置されるまでの間は引き続き交通指導員及び見守り隊の方々に交通指導をお願いするとともに学校での交通安全指導を強化していくことを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 原水駅東の踏切ですね、あの踏切はもう拡幅に向けて動き出しているわけですね、あそこは。駅の西側です、馬場踏切ですか、今言われました、馬場、本村に向かっていく踏切ですけど、そこについても拡幅工事の計画というのが今進んでるということですかね。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 原水駅の西側の踏切につきましては、議員も御承知のとおり、今、菊陽空港線の延伸ということで道路の計画がございます。そのすぐ横になりますので、今のところ踏切道を拡幅するという考えはありません。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） じゃあ、子どもたちは今までどおりの通学路である原水駅東の踏切を通学するというので、その踏切は拡幅されるということでもありますね、確認です。

○議長（上田茂政君） 教育部長。

○教育部長（平木元宏君） 御質問にお答えします。

現在のところ、該当の地区の子どもたちは原水駅西側の馬場踏切を使っております。昨日もありましたが、東側の原水踏切、こちらが令和4年、来年の12月には施行完了予定ということでございますので、それまでの間は多少狭うございますけれども馬場踏切のほうをそのまま使う、その分交通指導等を強化していくと。令和4年12月に原水踏切の拡張工事が完了しましたら、通学路の変更を学校のほうで検討していただくということでお願いをしております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 分かりました。

質問事項の2に入ります。



先ほども前触れで申し上げましたけれど、菊陽町における土地利用計画の中で、現在のセミコンテクノパークの開発は着々と進み、原水工業団地、原水第二工業団地の開発も進められようとしておったところに台湾の半導体メーカーが進出すると、ソニーと合弁会社をつくってここを生産拠点とするということで、ますます原水工業団地、セミコンテクノパーク周辺の開発は進んでいくものと考えられます。

片や、白川を挟んだ南側、通称白水台地と言われております。都市計画地域という範疇からいきますと市街化調整区域でありまして、農業振興地域にもなっているかと思えます。その真ん中を熊本市から白水台地を東へ抜け、きくちのまんまがある前を通り、そして馬場楠を通り大津町の下町のほうに抜ける国道443号線があります。その国道443号線の改修計画も今進められていると思えます。白川に橋を架けて大津のほうに抜けていく、陣内線に合流するという計画であろうかと思えます。ちょっとこれ私が今頭の中で思いついて言ってることですから、間違っていたら後で部長のほうでも訂正してください。

そういう計画もありますけれど、白水台地におきましては、これは富永町長時代に計画された土地利用計画、この中でも企業の集積地、とりわけ物流生産拠点、それから製造業の生産拠点ということで計画されていた地域であります。空港に近いし熊本市も近い、道路も国道が真ん中を東西に縦貫している、将来は阿蘇地域から大分へ抜ける国道です、中九州自動車専用道路、大津からトンネルを抜けて菊池市のほうに寄る計画でありますけれど、そこから持ってくることもできると思えます。そのような交通インフラも整備されつつ、また整備されている地域でもありますので、この土地利用計画にのっとった計画の実現、これはもう20年以上も前から計画されているけど遅々として進んでないという現状があります。この利用計画が進まない原因など、その辺お答え願いたいと思えます。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

菊陽町都市計画マスタープランでは、積極的な開発計画を規制する市街化調整区域において一定の産業振興を促進するための土地利用を検討するエリアとして、白水台地、久保田台地、阿蘇くまもと空港周辺の3か所を土地利用検討ゾーンと位置づけております。

白水台地は、空港やインターチェンジに近い立地の特性を生かした製造業や物流業などの候補地としてポテンシャルが高い地域であると考えております。しかしながら、白水台地には優良農地や森林などの自然環境を保全すべき区域が広がっているため、都市計画の決定に当たっては農林漁業との健全な調和を図ることとなっており、農地法などのクリアすべき課題があります。

今後は農業振興との整合を図りながら、予想される企業からの具体的な需要に応じてしっかりと検討したいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 私も先ほど言いました白水台地を改めて通ってみました、車でですけど。事業所や建物が建っておりますけれど、これは農業関係の施設、事業所ということで農地法等はクリアしている建造物でありますけれど、一つだけわけが分からんというなのが辛川鹿本線にありました。これは行政のほうで分かると思いますけど、サンワ何とかと書いとりましたけど。おおむね農地法にのっとった利用計画がされているということでもあります。

この地域の開発に当たりましては、非常に大きなポテンシャルはあるという部長の答弁であります。進出したいという行政や企業からのそういうような要望、計画をぴっと練った要望等が上がってこない、これは幾らここを開発したい、発展させたいと思ってもそれはできないことであるというのはよく分かります。

熊本市からは、これもこの議会で再三取り上げておられましたけど、藤崎台野球場の移設の問題、それからこれは県の武道館になるんですか、武道場の建設とか、そのようなスポーツ施設の進出というの、期成会も一部できていたというように覚えておりますけれど、そのような計画、これは公の施設でありますけれど、このような公の施設の計画というのは熊本市のほうから、また熊本県のほうから今のところないということでありましょうか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 今、具体的な計画等はお聞きしておりません。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 菊陽町は、生産機能も高めなければいけない地域、また維持しなければいけない地域ということでもあります。それから、生活も、緑豊かな生活都市きくようということをうたっております。このバランスというのは非常に難しいかもしれません。

白水台地は、そのような交通インフラ整備もされており、非常にこれからの事業所、企業、それからいろんな公の施設の進出というものも考えてこられると思いますけれど、現在は蒲島知事が打ち出されましたJR三里木駅から運動公園、パークドームを經由して、そして熊本県の免許センターも經由する、そして道明のほうに抜けていって、空港の西側から坂を登って空港ターミナルビルにつなぐという空港アクセス鉄道が計画されておりました。おりましたといいますが、もうこれはかれこれ3年もたったと思いますけれど、その当時は10年計画ということでしたので、いろんな用地の調査とかも進んでいるということで、予算も使われているわけでありまして、今度のTSMCの進出ということで、蒲島知事は、大きな地域的な、菊陽町も含めた、それから隣接市町村、それから熊本県としても大きなスパンでこの地域、白水台地など、菊陽町を中心とする地域を再考すると、考え直すような発言をされておりました。

蒲島知事ももういずれ去っていかれる方でありましょうし、川辺川ダムにつきましても、自分がもうダムは造らないというのを、大洪水があったからまたじゃあ造ろうと、それも穴あきダムというような思いつきだけで残りの2年間ぐらいの県政のかじ取りをやられるということでは、私としては個人的にどうかなという思いがするわけでありまして。

ですから、菊陽町としても熊本県の主導による、それも県知事がこうしたいと、そこには、

県知事は県政与党であります自民党のバックがあるから言わざるを得ないとか、腹の中とは違うことを言われているかもしれません。しかし、菊陽町としては、白水台地が大いに関係してくる空港アクセス鉄道についても独自の考え、整備計画等を持たなくてはならないというふうに思っております。

余談ではありませんけれど、大津町の、菊池郡から出ておられる田代県議会議員が自民党を離党されました。一般質問の中でもちょっと取り上げておられましたけれど、大津町は大津町の地域の発展というのがあるかと思しますので、この空港アクセス鉄道は当初は大津も手を挙げたわけでありまして、いろんな観点から菊陽三里木からのルートに決定したということでもあります。ところが、T SMCというまた化け物企業が出てきたということで、これはまた大津も変わるまいということで、自民党案との駆け引きとか、何か自分の思いを貫き通すために離党されたというふうに私は思っております。真実かどうかは分かりません。ただ、一種立派な決断だったなと私は思っております。

そのように、県政の中でも動きがある問題ということになっております、T SMCの進出というのは。今まで菊陽町を起点とした空港アクセス鉄道も3年を過ぎて計画されていたところが、ちょっと待ったというふうな蒲島知事の発言があっているわけでありまして。また、今回の県議会の一般質問などでも質問がされると思っておりますけれど、注視しなければならない問題だと思っております。

そこで、2番に入りますけれど、空港周辺をアメリカ版シリコンバレーということで蒲島知事は当初のアクセス鉄道計画を打ち上げられたときから申されておりますけれど、ここもシリコンバレー、いわゆる半導体とかいろんなIT関係の産業ゾーンということになるんでしょうけど、それとT SMCが今度来る原水工業団地側です。その辺の兼ね合いもありますし、この白水台地も産業ゾーンということで土地利用計画は立ててあります。

菊陽町としての土地利用計画をどのように県と整合性を持つとか、菊陽町はこういうふうにご考えているとか、その辺の調和も含めてどのような地域構想を持っておられるかをお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今、布田議員がおっしゃったように、11月30日に県知事は三里木駅ルート以外のほかのルートについても再検討するというので発言されておりますけれども、たとえどのルートになりましたとしても、白水台地につきましては、先ほど述べましたように、空港、インターチェンジに近く、そのポテンシャルの高い地域であるということは変わらないというふうに考えております。

それと、先ほど議員の発言の中で、上位計画、第6期総合計画がございますけれども、昨日も述べましたけれども、菊陽町都市計画マスタープランの上位に熊本県都市計画区域マスタープランというものがございます。そちらとも整合を図った計画でございますので、今後いろいろ

ろな大きな社会情勢の変化が訪れておりますので、いろいろな計画の見直しとかという点につきましては、そちらの上位計画との整合、これが取れない、バッティングしている部分についてはそちらについても変えていただかなければうちの計画は変えられませんので、そのような点も含めて前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） まちづくり、特に都市計画はまずは道路だと思います。それと、菊陽は白川がありますから橋、道路と橋をいかに整備して、これは将来の菊陽町のまちづくりの構想を前提にした上でありますけれど、どのような道路を整備するか、または新設していくか、そこが菊陽町に課された課題だと思います。

T SMCの進出ということで、今、菊陽空港線は整備されるということで、これもピッチを上げなくていけないということで、セミコンテクノパークにつなげるための都市計画道路でありますけれど、これはもうT SMCの開業に合わせて間に合わせるということでもあります。

それと、東側にセミコンテクノパークから真つすぐ下りてきて、菊陽北小学校の東側です、柳集落の入り口のところにちょうど下りてきて、信号がある。あれを南下しますとJ R豊肥線をまたいで菊陽バイパスにぶつかります。あそこで止まっております。あの道路も、将来的にはといたしますか、もう急がなくちゃいけないと。これは、T SMCがどういった形で製品を搬出、輸送するかまだ私は分かりませんが、恐らくまずは空港に持っていくにしても道路、貨物のトラックとか走る道路であります。

それから、T SMCはまずは1,500人の新規雇用者が出るということでもありますけれど、これは台湾のほうから来られる専門技術職の方もおられると思いますけれど、T SMCの工場などに通勤する方々の通勤路にもなりますし、菊陽空港線ができたとしても、これでは不足するというふうに予測されます。予測している、これは国会議員の方ですけど、熊本関係の参議院の方ですけど、おられます。そうなってきますと、今度は柳水集落それから菊陽バイパスを挟んだ南側にある南方地区の南部台地です、通称久保田台地というところで、そこへ抜けていく道路、それからその地域の久保田台地の開発等も当然視野に入れなくてはならないというふうに思っております。

盛りだくさんの地域の利用計画がこれから進んでいくと思いますけれど、この点のところを町長としてはどのように、何でも結構です、お考えがあればお答えを願いたいと思います。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、菊陽空港線の延伸を、令和8年度末の完成のところをT SMCが稼働する令和6年の時期までに、これは県のほうと一緒にやる事業ですけれども、それを間に合わせたいというのが一番の思いであります。

また、それをずっと白水台地のほうへ上っていきますと、今の第一空港線です、突き当たりからいわゆる空港の南側についてはいろんな道路ができていますけども、第一空港線が一番に

できたんですけども、あれがまだ4車線になってないということで、これは県のほうにも言ってますけども、そこを4車線化することによって空港のほうに行くのも利便性が出てきますので、ここはもう今回の空港線の延伸の中でそちらも併せて要望のほうを、これは県道でありますので、県のほうにやっていただきたいということはしっかりと申し上げながら実現したいというふうに考えているところであります。

それと、白水台地の開発といいますか、そちらのほうについては、実は、これも御存じだと思いますけども、熊本空港ができるときにいわゆる農地開発をされて、畑地総合整備事業で出来上がっておりますけども、深迫ダムの方から水を引いてきて、いろんな畑地総合整備事業でやった事業でありますけども、40年以上たっても今あちこちで送水管のほうで破裂をして非常に苦慮しておるといことで、これについて、これは県営事業のほうで既にもう進めておりますけども、その改修整備をするということで既に改修のための事業も進んでおりますので、いわゆる農業振興地域、特にこれは農水省のほうからの評価では非常に優良農地であるということですので、そういう地元の方々の要望も取りまとめながら、いわゆる農地集積をしないとその制度事業にも乗った中で農家の負担も出てくるものですから、集積率を上げれば上げた分だけ補助金のほうにプラスアルファのほうが出てきますので、それを、農家負担が減るようなところで今取組を始めておりますので、そちらについては、また菊陽町がいわゆる純農村から出発した町でありますけども、いわゆるこの都市と農村の調和を取っていくというのは非常に重要でありますので、その辺は守るべき農地といいますか、農家の方々も同意をされて、できるだけ集積率を上げることによって農家負担が減少するというようなところでありますので、それに、今、県と一緒に取り組んでいるような状況でありますので、その辺も十分御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 最後になります。

今、町長が申されましたように、菊陽町は都市化されている光の森を中心とした西部地域、それから原水地区、それから白川右岸、左岸の地域、そして久保田台地等もあります。それから、セミコンテクノパークが今展開している地域にも優良な農地が圃場整備をされて展開しております。

菊陽町のことをよく、菊陽町は大企業も進出して光の森もできてすばらしい町である、羨ましいなどよく言われます。しかしながら、やはり農業といいますのも大事な、第1次産業ということで農業というのは絶対になくなりません。私が議員以外の生活の糧としてなりわいとしております仕事がいわゆるサービス業で第3次産業、こういうものはいずれなくなります。しかしながら、第1次産業はなくなりません。これだけ大事な日本の農業を支えている地域でもあります。

菊陽町において都市計画、土地利用計画を進めていることは非常に難しいかと思っておりますけれど、その地域に生活する人々の生活する上での安全、また安心して生活されるということが大

事であります。子どもたちが学校に通学する上でも身の危険を感じないような通学路の整備等も大事であります。子どもの事故、事件等が起きたら、どんな町の計画よりも発展してる事業計画よりも子どもの事件、事故というのがクローズアップされて、もっとそっちに集中せざるを得ない行政のかじ取りがそこに展開されるわけであります。

T SMCも出てきますけれど、まずは生活の弱者である高齢者、それからこの地域、そして日本国の将来のかじ取りになる大事な役目を担って育つ子どもたちの教育上、それから生活上の安全も考えた都市計画、土地の利用計画、それから整備も進めていただきたいと思います。

以上、要望も述べまして、私の与えられた時間を終わりたいと思います。

○議長（上田茂政君） 布田悟君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩を取ります。

午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） こんにちは。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

今日の質問の1番目のT SMCについては一番最後に行いますので、よろしく願いいたします。

今朝の熊日の新生面には、富永町長のことが記載されていました。

町長を7期務めて、早い時期からインフラ整備を重視をしてこられたということで、運転免許センター、県立技術短大、国体道路、光の森ニュータウン等々先駆けてこられたということが載っていました。私も、10年間ぐらい議会で一緒させていただきましたけれども、私はそのときは、菊陽町は県内でも一番土木費が高くて、民生費をもっと増やすべきではないかということとずっと取り組んできたということを思い出しながら読んだところです。この熊日には、最後のほうは新しい風が吹いて未来がどうなるかわくわくするというふうに書いてありますけれども、そのほかにも4面には空港アクセス鉄道について、また別の面では昨日の同僚議員の質問が2人とも紹介をされていました。

そういう意味では、本当に菊陽町の状況が、今県内からも、また国内でも注目されているということだと思います。私自身も、町民の皆さんの御意見をしっかりと聞きし、また行政にもしっかりと提案をしていきたいと、改めて決意しています。

1つ目は、第1にコロナ対策と生活支援についてです。

質問では、コロナ対策の進捗状況と生活支援の進捗状況はどうなっているかとしています。

新型コロナのオミクロン株への不安が広がっています。この変異株についてはまだ分かっていないことも多いのですが、最悪の事態も想定して、検査、医療体制の強化などを図っておかなければなりません。

3回目のワクチン接種についても、2回目の接種の8か月後の接種ではなく、前倒しで実施すべきではないかと思います。岸田首相も、前倒しで実施をということは述べられていました。今まで取り組んできた感染対策につきましては、事前に資料をいただきましたので、今後ワクチンも含めてどのように取り組んでいくかをお聞きします。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

コロナ対策の進捗状況について、まず申し上げたいと思います。

本町では、昨年2月に菊陽町新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染防止対策を進めてまいりましたが、これまでに385人の感染者が確認されております。この間、国、県においては、様々な感染防止対策や感染者への対応が行われております。

町においては、町民の皆様にマスク着用や手洗い等の基本的な感染防止の徹底や、重症化が懸念される高齢者への感染防止対策として、高齢者施設内の陰圧装置設置や衛生用品、検査キットの購入などを、国、県の補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して支援しております。

一方、町内で感染者が発生した際には、町関係課や保健所等の関係機関と緊密な連携を図り、感染拡大を最小限に抑えるよう取り組んでおります。さらに、治療薬が確立されていない現在において最も有効な感染防止対策とされているワクチン接種を、町内医療機関の御協力をいただき、おおむね11月末までに希望する町民全員の方に2回目接種を完了しているところで

す。現在、県内の感染者数は非常に少ない状況ですが、本町においても今後予想される第6波に備え、引き続き基本的な感染防止対策を徹底していただくよう町民に周知してまいります。さらに、3回目の追加ワクチン接種についても、12月から実施する予定であります。また、国の指示により、5歳から11歳までの小児への接種に向けて準備を進めております。こういったことで、町としてさらなる感染防止対策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長兼福祉課長（矢野信哉君） こんにちは。

次に、生活支援の進捗状況についてお答えさせていただきます。

初めに、個人向けの生活支援として令和2年度に実施しました特別定額給付金事業についてです。

1人当たり10万円を給付しました特別定額給付金事業につきましては、全住民の約99.8%に当たる4万2,600人、世帯数では1万7,884世帯から申請があり、給付額は42億6,000万円でした。

次に、菊陽町社会福祉協議会で申請を受け付けて、熊本県社会福祉協議会が貸付けを行っている特例貸付についてです。

特例貸付の1つ目は緊急小口資金で、対象者は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯で、10月末時点で308件、5,620万円の貸付けを行っております。

2つ目は、総合支援資金で、対象者は収入の減や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯で、10月末時点で248件、1億3,714万円の貸付けを行っております。

そのほか、給付事業として、緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯や、再貸付けについて不承認とされた世帯に対しての新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金があり、10月末時点で1件の支給がなされております。

また、社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に生活困窮に陥った世帯に対する食料支援をするフードバンク事業を実施しており、10月末時点で45件の支援を実施しました。

続きまして、子育て世帯に対する支援の状況について説明させていただきます。

子育て世帯への生活支援としては、町独自の菊陽町ひとり親世帯応援給付金事業、菊陽町子育て世帯生活応援給付金事業の2回分を含め、国、県の給付金事業との合計で計8回を実施しました。

給付金額等の合計は2億3,099万円、延べ世帯数で7,056世帯であり、内訳は、町の給付金事業の3,354万円、999世帯、国の給付金事業の1億8,917万円、5,643世帯、県の給付金事業の828万円、414世帯となっております。

また、これに加えて、18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し、現金5万円の給付を年内に開始する国の事業、子育て世帯への臨時特別給付金を予定しており、その給付金額の合計は4億4,500万円を超える見込みです。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 傍聴者に申し上げます。

マスクは正確に、鼻の上までお願いしときます。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） ありがとうございます。

まず、コロナ対策のワクチンですけれども、先ほど西本議員のときの答弁で、ワクチン接種については12月から接種をすると、医療従事者から始めるということで、ファイザー、モデルナということで3回目を実施していくということでした。8か月を待たずに前倒しすべきではないかと思いますが、この点についてどうかを、まずお尋ねをします。

2つ目ですけれども、生活支援のほうで、これは12月議会の初日の補正予算のところでも質問をしました。18歳以下の給付金をめぐり、今言われた臨時特別給付金ですが、給付の在り方に批判の声が上がっています。現金とクーポンに分けて給付することで、国全体で見ますと事



務経費が967億円にも上るといことです。それだけ事務経費に使うのであれば、もっと非正規の方とか、18歳以上でも生活が厳しい方に支援をするべきではないかというふうに思います。そもそも給付方法による税金の無駄遣い以前の問題として、そういう必要な人に必要な給付が届かないという問題があるのではないかと思います。

初日のときは、自治体の判断は、まだ国から来ていないのでよく分からないという答弁でしたけれども、いろんなSNSなどで見ますと、もう自治体の判断で、2回目のクーポンではなくて、2回目を現金給付をするという、市とかの市長さんがもう既にそういうふうにするとう表明されていますので、2回とも現金給付を行うという自治体も出てきています。町でも、そのように現金で給付をすれば事務経費がかからないと提案をしますが、その点については担当課並びに町長のほうで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 健康・保険課のほうからは、ワクチン接種についてお答えしたいと思います。

午前中の西本議員の御質問でも答えさせていただきましたように、岸田首相のほうが、8か月を置かずにできるだけ前倒しをするというふうな方針を打ち出されました。午前中の答弁でも言わせていただきましたが、国からまだ正式な通知等が来ておりませんので、12月から本町においても医療従事者の3回目接種を実施する予定でございます。

モデルナワクチンにつきましては、現在まだ3回目接種の承認が下りておりません。国がこの承認を出して、ワクチンの供給がどのようになってくるのかということも、国としては考えているのではないかというふうに現時点では思っております。ですから、町としましては、国のスケジュール等が示されることを前提に、今後準備等を進めていくというふうな考えでおります。

○議長（上田茂政君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田 征君） 残り5万円を現金給付かクーポン券の発行か、いずれかというところの御質問に答えさせていただきます。

12月2日の議会初日にもお答えさせていただいたとおり、今国会でこれ審議中の事項でございます。今入っている情報だと、今議員がおっしゃったとおり、市町村の事情によっては現金給付も可能というふうな情報は得ておりますけれども、市町村の事情というのをどの程度国が見てくれるのかということが判断できませんので、詳細な情報を得た上で、どうするかというところの判断はしたいと思っておりますのでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） やはりクーポンだと使い勝手が悪いというのもありますので、国の通達等もあるのかと思いますが、ぜひ現金給付での支払いを検討していただきたいということを提案して、次に移ります。

次は、パートナーシップの問題についてです。

同性カップルを認証するパートナーシップの制度については、熊本市や大津町が導入をされています。その後も、最近の合志市の議会、また昨日の菊池市の議会でもこの問題が取り上げられています。

町では、令和元年10月に職員研修を行ったということでした。お隣の大津町がこの制度を導入するというので、担当課としてはそういう研修を受けたり、また基本計画で検討しているという答弁でしたが、今どのような検討が行われているのか、このことについてお尋ねをします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 御質問にお答えします。

パートナーシップ制度とは、昨日の佐々木議員の一般質問で答弁しましたように、法的な効力はございませんが、自治体がパートナーシップ関係を認め公的な書類を交付することで、行政や多くの民間事業所で同性カップルが家族と同等の対応やサービスが受けられるようになるものと認識しております。

県内におけるパートナーシップ制度の導入自治体は、御承知のように、熊本市が令和元年4月1日から導入し、令和3年10月現在で交付件数が8組、大津町が県内2例目として今年10月からスタートしております。

令和3年第3回定例議会において、本町の導入に向けた取組としましては、令和3年3月に改定した菊陽町人権教育・啓発基本計画の中に実施に向けて検討するとしており、熊本市や大津町の制度導入後の状況を注視しながら、近隣市町、国の法整備への動向を踏まえた上で検討してまいりますと答弁いたしました。

その後の取組として、近隣市町の状況等を注視しながら、人権教育・啓発課、町民課、総務課、関係各課による制度についての検討を始めたところです。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今、検討を始めたところということでしたけれども、この自治体、県内は2か所ということで、国全体では同性カップルを認証するパートナーシップをどの程度の自治体が持っているのかというのが分かりますでしょうか。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 全国で市町村が大体1,700ちょっとございますけども、その中で今制度を導入しているのが130団体というふうに承知しております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） そうですね、1,700のうちの130団体なんですけど、人口でいえば、結構都会のほうがやはりパートナーシップ制度を導入しているのだと思いますが、大体総人口の

40%をもう既にカバーしてるというふうに言われています。

私がなぜこの問題を取り上げたのかといいますと、1つは日本は各国の男女平等の達成度を示すジェンダー・ギャップ指数が、2021年で156か国中120位となっていて、先進国では異常に低い位置です。また、この間、NHK等でも何度か性的マイノリティーの問題とか、いろんな当事者の体験談とか、かなり集中的に報道されていました。

また、当事者の体験を書いた本などに触れますと、私も非常にびっくりするくらい、もう既に内容的にも、えっ、ここまで進んでるというか、こういうふうに今の流れがなっているんだというのを、私は非常に自分の人権感覚といいますか、遅れているというのを感じまして、いろいろ調べて今学んだりしているところなんですけれども。

皆さんもよく御存じの「家の光」って、私も小さい頃は実家でよく取っていましたが、これの2019年9月号に、「多様性がムラを元気に！LGBTを考えよう」という特集がされていて、私は「家の光」でもこういう特集がされているんだというのにまず驚きました。それで、この特集の中では、要するにパートナーシップ制度を導入するというのをどうするかって考えるときに、これを契機に私たち自身がしっかり学んで、こういうことを知っていこうということが一番大事だというふうに思います。

この2019年の「家の光」では、最近よく耳にするLGBT、性的マイノリティーという言葉、知っているようでよく分からないという人もいるかもしれません。ここではLGBTについての疑問をQ&Aで解説をされてるんですけど、農業を営むゲイカップルによる当事者の声というのが紹介されています。人ごとではないこの問題、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため、身近なこととして学んでいきたいと思いますということで、かなりの確にLGBTの基本、身近にそういう方がいない、LGBTの人がいないので実感が湧かないのですがとかという質問があったり、質問項目も9項目ほどあっています。LGBTの人を支援したい、私たちにはどうことができるのかとかという質問もありまして、必ずしも何か大きな行動を起こさなくても、身の回りにそのような人たちがいるという前提で生活をしていくことが非常に大事なのかなというのを思いました。これは三重県伊賀市の紹介で、そういうゲイのカップルの方がこの三重県伊賀市に移住をされてきて、そこで農業をされてるということでした。

私はなぜこのことを紹介したかといいますと、移住促進窓口に電話をかけて、同性パートナーと移住したい旨を伝えたら、その行政の方が大歓迎ですということで生活をするようになったということで、行政の方がそういうふうに、そういう対応ができるというのはすごいなというふうに思ったところです。

それで、特に性的マイノリティーだけではなくて、高齢者、障がいがある人、ここでは農業を通じていろんな人が自分らしく生きる、そういうふうが続いていますので、よかったらぜひ参考にしてもらいたいというふうに思っています。

この制度は、行政としては特に予算をつける必要もありませんし、民間のサービスが受けやすくなる、そして行政のステータスとして、そういう懐が深いというか、人権をしっかり大事

にするという行政の姿勢を示すことができるのではないかと思います、そういう内容について担当課としてはどのように今感じておられるのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭君） 小林議員がおっしゃったように、いろんな人権問題がございますけども、多様性、性的マイノリティーの人権を守るための人権教育、啓発活動というのは大変必要なものだと思っておりますので、今後も教育、啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 後藤町長、この問題についてはどのようにお考えかお願いします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議会の中でも最近一般質問でもよく捉えていただいておりますけども、この件につきましては、国の法整備の動向というのが、国のほうではなかなか進んでいないというか、そういうところもあるようで、どういう状況になっているか、その辺もはっきりまずは勉強してみたいと思いますし。本町の中でも、関係する人権教育・啓発課、町民課、総務課あたりでもいろんな制度の検討もさせておりますので、その辺をもう少ししっかりと勉強しながら、近隣市町村の状況等もいろいろ情報を取らせて、その辺から検討をするということで今の段階では考えているところであります、国のほうでの法整備の動向、そういうところをまず勉強したいと思います。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 国は、なかなかやっぱり法整備とかしらないですね。なぜかという、これはLGBTではないんですけど、選択的夫婦別姓の問題がありますけれども、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけで、結婚時に女性が改姓する例が96%ですね。同性婚を認める国、地域は約30なんですけど、日本は自治体はそういうふうに広がっているんですが、国ではなかなかしてないと。

ただ、朝日新聞の世論調査で、今年の3月の調査では、同性婚を認めるべきというのが、18歳から29歳の人たちに聞くと86%ということだそうです。だから、私たちが思っている以上に、若い人はそういうところにしっかりと多様性を持って考えているというのが分かると思いますので。国の動向を待っていると、なかなか簡単にいかないと思いますが、やはり自治体からしっかりと声を上げていくと。

佐賀県では、県全体でこのLGBTのパートナーシップ制度をつくるとか、あとつい最近では鹿児島市が、来年の4月からだったと思いますけれども、そういう制度をつくるということなども、しっかりと近隣の状況も調べていただいて、菊陽町、何でも先進的に、みんなの期待も高まっていますから、こういう問題もお隣の熊本市や大津町に遅れることなく、しっかりとこういう人権の問題も取り組んでいくんだということを進めていただきたいことを要望して、次

に移ります。

次は、国保の子どもの均等割についてです。

来年4月から国の制度として、未就学児の均等割が5割軽減されることになりました。この問題は、以前も一度議会で取り上げたかと思えますけれども、町が上乘せして均等割を廃止できないかという質問ですが、担当課のほう、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 健康保険部長。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 質問にお答えします。

国は令和3年6月に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども、子育て支援の拡充を図るため、令和4年4月1日から国民健康保険加入の未就学児均等割保険料について、5割を軽減することとしました。これを踏まえ、本定例会において国民健康保険税条例の一部改正を上程しておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

これまで本町の国保制度保険料は、保険税として御負担していただいておりますが、関係法令及び熊本県国民健康保険運営方針に定める各市町村における標準保険料算定方法等に基づき、均等割、世帯割の応益割と所得割の応能割の合計により、保険税を決定しております。

現行制度においても地方税法等の規定に基づき、一定の所得以下の世帯については、均等割、世帯割を7割、5割、2割を軽減する措置が講じられており、今回の改正を含めると、7割から2割までの軽減した後に、さらに未就学児の均等割を5割軽減する措置となります。

今回の改正に伴う国の見解としては、国民健康保険では、全ての被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、子どもであっても応分の保険料を世帯で負担していただく必要がある。その上で、未就学児における医療費の自己負担額が2割負担であり、現行の低所得者軽減措置においても一定割合を負担していただいていることなども考慮して、未就学児均等割を半額に軽減する措置となっています。さらに、町独自の施策として、子ども医療費助成の対象者拡充を図り、子育て世帯への経済的な支援を実施する予定としております。

なお、今回の法律改正に伴い、令和3年6月3日に参議院厚生労働委員会の附帯決議がなされ、未就学児の均等割保険料減額措置について、市町村、都道府県の財政状況を勘案しながら、減額対象者や減額幅のさらなる拡充を引き続き検討することとされておりますので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 国保税については、毎回私は非常に負担が高いということで引下げを求めてきました。今の参議院の附帯決議にもあるように、それぞれの自治体や広域連合等で検討してほしいということだと思いますので、今後とも廃止ということで、また求めていきたいと思えます。

それでは、最後のTSMCの進出について質問をします。

企業の進出により、町民の関心の高さとともに、交通渋滞、それから地下水、工業用水の間

題、雇用問題など、懸念する問題もあります。町民への丁寧な説明など、今後どう進めていくのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、ただいまの御質問についてお答えします。

本町で平成30年度より進めておりました第二原水工業団地において、TSMCとソニーグループが新会社を設立され、共同で工場を建設することについて、報道でも連日大きく取り上げられ、国内外から大変注目されていると認識しております。

また、町民の皆様も、このような国家的プロジェクトが本町で進められることに高い関心があると考えており、早速先月末に発行した12月号広報でも、まずは一報として現在の状況をお知らせしたところです。

御質問にあるような交通渋滞、地下水、雇用問題など、今後町として対応する内容も出てくる可能性があります。その内容次第となりますが、町として柔軟に対応するとともに、所管する組織も異なってきますので、必要に応じて熊本県をはじめとする関係機関と情報の共有、連携していきたいと考えています。

また、行政報告や、昨日の福島議員の答弁で町長が申し上げましたが、町では情報共有と必要な施策について、全庁的にスピード感を持って判断することを目的に、庁内を横断する組織として、町長が本部長となる菊陽町半導体産業企業誘致推進本部と、副町長がリーダーとなる菊陽町半導体産業企業誘致推進プロジェクトチームをそれぞれ設置しており、そちらで必要な施策や対応を総合的に議論していく予定としております。

今回の国家的プロジェクトが町の将来の発展だけでなく、国の経済安全保障への貢献や、熊本県、九州全体への経済波及効果なども含めて、多くのことを町民の皆様にご正確に知っていただくことが必要です。広報紙やホームページ、また今月予定している住民懇談会など、様々な手段を用いて町民の皆様とも情報を共有しまして、本事業についての理解を得るとともに、その機運を醸成し、課題の解決も含めて、町全体での受入れ態勢を構築してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 今答弁をもらいましたが、昨日同僚議員から交通渋滞への対策の質問がありました。町民の方からも、今までもセミコンへの通勤や退勤時にかなり渋滞があり、生活道路への進入も多く、本当に不安だという声も寄せられています。私も、実際ソニーの現場、またセミコンの近隣の状況も見て回ったんですけど、やはり東京エレクトロンさんとかもありますし、かなり企業が集中している中で、本当に交通渋滞の問題等、今後も出てくるのではないかとこのように思っています。

特に、この間、ソニーや富士フイルム等の企業進出がありました。地下水の問題も私は懸念してまして、何度かソニーとか企業でどの程度工業用水として使っているのかという質問な

どもさせていただきましても、行政はほとんど答えてもらえませんでした。今後、そういう質問とかをした場合に、しっかり町民にも説明していただけるのか懸念をしていますが、その点についてどうかを1つはお尋ねをしたいと思います。

また、一番懸念するのは、これは町との関係ではないので、町長に後でお尋ねをしたいと思います。やはり経済安全保障という名の下に、当初の設備投資額約8,000億円のうち、そのうち半額の4,000億円が政府から会社に出資金ではなくて補助金として支出をされるというのが今度の計画ですよ。

それで、また法律もできるということで聞いていますけれども、これは単年度のお金だけではなくて、複数年度にわたる支援が計画をされています。新しい資本主義実現会議が11月8日に出した緊急提言には、台湾の半導体企業の日本進出を後押しする文言が盛り込まれています。

スマートフォンなどのカメラに使われる画像処理センサーで最大手のソニーグループのソニーセミコンダクタソリューションズも出資をして、出資比率が20%未満、22年に着工し、24年末までの生産開始を目指すということでお聞きをしています。

製造をするのは自動車などに使われる回路線、22から28ナノメートル、ナノは10億分の1だそうですけれども、専門的なことは私も分かりませんが、ロジック半導体で、月間生産能力が300ミリウエハー換算で4万5,000枚を計画しているということで、どんなふうに出荷したりするのかというのも、またおいおいお聞きしていきたいと思いますが、ここで生産されるのは世界の最先端の半導体ではないということも聞いてるんですけど、できればそういう中身は、どの程度まで説明できるかというのはありますが、そういうこともお知らせしていただきたいというふうに思っています。

町長には、補助金については、これは国会を含め国レベルで検討されることですが、町長としては現段階ではそういうのをどういうふうに捉えておられるのか、この点の見解もお聞きしたいと思います。

2点ですね、以上です。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、私のほうからは、地下水の件についてちょっと御説明を申し上げたいと思います。

地下水の採取につきましては、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び工業用水法により、特定の地域について、地下水の水源の保全及び地盤沈下を防ぐことを目的として、地下水の採取について必要な事項を規制しております。

熊本県におきましては、これらの法律による指定はされていないものの、県独自の熊本県地下水保全条例により、地下水の保全や過度な採取による地盤沈下の防止などを目的として、地下水の採取についての制限を行っております。

地下水の採取につきましては、本条例により許可基準が定められており、本町においては重

点地区に指定され、採取基準がより厳格になっております。具体的には、許可申請の際、揚水試験が行われ、地下水の影響がある限界採取量が設定され、吐出口が125センチを超える計画では、揚水試験に加え、地下水の水質及び水量への影響調査を行うこととされております。また、正確な採取量を監視するため、採取量の報告を義務づけるなどの措置が講じられ、採取量の1割に相当する涵養が割り当てられています。

ちなみに、ソニーセミコンダクタにおきましては、その涵養は今現在10割を超えております。また、熊本の地下水は第一帯水層と第二帯水層がありまして、第二帯水層がより深く、地下水を多く採取する場合はその帯水層から採取をしているということでございます。これらのことを勘案しますと、地下水の採取利用に地盤沈下や、そういった事故の発生確率は低く、事前に防止されていると考えているところでございます。

また、御質問がありましたとおり、この部分は報告が求められております。町のほうにも、報告が環境生活課のほうに上がりますので、この開示につきましては適正な方法で開示されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いわゆる今回のTSMCと、それからソニーによる合弁会社ができるということで、国家戦略の中での経済安全保障の中で、国がこの8,000億円の投資があると聞いてますが、そのうちの半額程度、半額というと大体4,000億円程度かなと思いますけども。具体的にはまだ、この予算が通って、また新しい法令もできるということではありますが、その中も見ながら明らかになってくるかと思っております。

1990年代頃はこの半導体の世界の中での日本のシェアというのは60%ぐらい持ったというのが、現在は10%ぐらいになっておるといところがあって、非常に国内の中で生産をしないと、今いろいろ聞きますと、車あたりでも新車を買いたいということで契約しても、半年ぐらいはなかなか入らないというのが現状だそうです。

ソニーさんが作っておられる半導体に、TSMCが作っておられる半導体を一つにくっつけてまして、製品として出来上がるというようなことも聞いておりますけれども、そういう意味からしまして、これだけのものを国の半導体の経済安全保障という意味から、今回新しい制度として、民間の会社でありますけども、そこに補助金を出す、そういう制度が今回。今、国のほうの補正予算が決まる中で、法律のほうも決まってくると思っておりますので、その辺の中でそういうことが出てくるというように認識しているところであります。

そういうものが我が町の今、平成30年から用地取得を始めてつくっておりました第二原水工業団地に立地するというので、一方では交通渋滞をどうするか、それから住まいですね、菊陽町の中にできるだけ定住していただきたいという思いもありますけども、そういう受皿もつくらなければならない、用意しなければならないということで、原水駅周辺のいわゆる市街化区域の編入というところも予定しておりまして、あのあたりに住まわれるようなところの住宅



地が出来上がってきますと、非常に近い位置になりますので、この交通渋滞の緩和にも。今も、原水駅からセミコン通勤バスを出しておりますが、それをさらに充実させるようなことなんかも必要じゃないかと思っているところではありますが。

とにかく、さっき課長のほうからも言いましたように、この推進本部、それからプロジェクトチームも立ち上げておりますので、その辺でしっかりと、将来の展望も開けてくるところでありますけども、課題等の整理、取組についてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 地下水について、また工業用水についてはいろんな決まりがあるし、報告もされてるということなので、今後ともしっかりと教えていただきたいというふうに思っています。

あと、雇用の問題は、恐らくまた今後の課題になるかと思えますけれども、雇用も専門家なのか、技術者なのか、正規なのか、非正規なのかとか、いろいろまた問題が出てくるかなと思えますので、そのことも注視して、また取り上げていきたいというふうに思っています。

私自身は、このTSMCの本社は結構もう最先端で、さっき言いました22とか28のレベルではなくて、もう10ナノメートルとか、5とか、すごい進化してるところを扱ってる会社だというふうに理解しています。ただ、世界の市場はそういうところではなくて、22から28ぐらいの市場が一番今多いので、そこの生産を急いでるというふうに理解しています。

それで、そういう問題はどこまで議論するかという問題があるかと思えますけれども、やはり私たちの税金がこの1社に4,000億円投入されることは、今後決まるんですけど、今国会で決まると思いますが、事実なわけで、やっぱりそういう視点で、もちろん交通渋滞とかそういう問題も含めて、そういう税金を投入する企業に対して、私たちはどういうふうに注視していくのかということも私たちに求められているって私は理解していますので、今後ともそういう問題を、分からないところはしっかり担当課や、また町長にもお聞きして考えていきたいということをして、私の質問を終わります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時49分

再開 午後2時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（上田茂政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。本日は、師走の大変お忙しい中、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

私は、町民の声、要望を町政に届けるかけ橋となるということをモットーに、政治活動を行っております。今回もその活動で私に寄せられた声、要望を基に、質問事項に沿って、質問者席で質問を行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） まずは、第二原水工業団地、地元の状況ですが、TSMC進出にしましては皆様歓迎されておられます。そんな中ですが、新型コロナ感染の減少の影響か、また団地内造成工事の影響か分かりませんが、県道大津植木線をはじめ、周辺町道などでは徐々に交通量も増え、特に県道では朝夕の交通渋滞がひどくなっております。県道への進入もままにならない状況です。また、町道の廃止に伴って、町道を利用していた農家さん及び通勤、通学者から、不便になったよとの声も届いております。町からTSMC進出など、今後の第二原水工業団地の姿について説明会は開かないのかとの質問、要望も届いております。

今回の質問は、その点を踏まえ、質問いたします。

まず、質問事項1、第二原水工業団地周辺環境整備について、(1)8月20日の地元で出た要望のうち、①の里道及び町道の拡幅についてのみ、協議の結果と対応を質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） それでは、御質問にお答えします。

御質問の件につきましては、第二原水工業団地に近接する柳水、入道水、そして古閑原の3地区への説明会を実施した折に、御質問の3つの事項、この場合、通告があつてますのが3つの事項でございますので、その件について要望があつたということでございます。

まず、一番初めの部分で、里道、町道、その件についてでございますけれども、第二原水工業団地に取り込まれたため、路線を変更した中尾護川線ほか3つの町道の代替道路の整備に関する要望であつたというふうに認識しているところでございます。

代替道路につきましては、現在工事が進められている第二原水工業団地内の緩衝帯に計画しております幅員4メートル道路をもって考えておつたところでございますけれども、まず2つ目の要望事項でもあります、ちょっと御質問ありませんけれども、団地内道路の見通しについてというもう一つの要望がございました。これは団地内の緩衝帯の中に計画道路を計画しておりますけれども、これがクランク状になっております。クランク状でありますので、見通しがきかないんで危ないと。これを直線的な道路に変えられないかというふうな要望がございました。そういった要望の中で求められたところでございます。

まず、団地内の道路を含む本工業団地につきましては、都市計画法に基づく開発許可案件であり、現在工事が進められている状況の中では計画変更は困難であります。工業団地造成工事の完了を待って、その利用状況等を勘案し検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それとあわせて、また工業団地の東側に合志市地内の日向川下大谷橋に接続する町道古閑原西護川線につきまして、こういった町道がございまして、この町道は幅員が狭く、離

合ができない箇所が多くあります。今後、土木部と連携をしながら、通行量等の調査を行いながら、離合箇所を設けるなどの対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最後のほうの里道ですね、通行量の調査って、あそこ農道ですので、そんな通行量はないわけですね。通行量を勘案して土木部と協議しても、これから考えればもうとても工事着工なんか見通し立たんと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 一応、通行量の調査というものは職員間でもできますし、ある程度のことは可能かと思えます。ただ、通ってみまして、道路状況は舗装してありまして良好な状況にあるんですけども、幅員が狭いということで、非常に離合ができない箇所がございます。こういった部分を適宜、どういった間隔で離合箇所を設けたらいいのかというふうな部分を検討してまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 地元、入道水、古閑原もそうなんですが、あそこ日向川がちょうど谷のところにありますが、団地の北側ですね、その先のほうにも畑等を所有される方もおられますので、もうぜひともあそこは拡幅工事をやっていただきたいと思えます。

続きまして、下水道についてですが、下水道については、令和5年8月完成に向けて、新たな管を設置する、県での事業となりました。町内、設備、土木関係事業者からは、我々に仕事は回ってくるのだろうか、第二工業団地の造成工事もなくなり、下水道工事も町内業者が受注できないなら、町のお金を使っても町内事業者育成などできないじゃないかと不安の声が届いております。ぜひ今回の事業については、町内事業者が大部分を受注できるよう要望いたします。

それと、工事に際しては、対象の地元には丁寧な説明をお願いいたします。下水道に関しましては、県の事業ですので要望にとどめておきますが、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、先ほど部長がクランクの件、団地内の道路の見直し、②に移りますが、先に答弁されましたけど。

現在の計画では、先ほど部長が申したとおり、北側に3か所のクランクがあり、交通安全上、防犯、防災上も問題だと思います。さらには、団地内にあった町道が廃止され、北側に農地がある農家の方や通勤、通学者も利用すると予測されます。もう一度、その点を踏まえてどうするのか、答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 先ほども申しましたとおり、今工事が進められておりま

す。今の段階で計画変更というのは困難ということでございます。これは大変申し訳ございませんが、御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

また、出来上がった完了を待って、先ほど申しました隣の町道と併せて、通行に支障がないように。これは廃止する前の状況には、当然変えれないわけでございます。そういった部分を含めて、御迷惑は承知の上で、最善策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 部長に伺いますが、あのクランクはどう思いますか。3か所もあってですよ。あれ、問題じゃないですか。先ほども言ったとおり、北側に農地を所有されている方もあります。ここはぜひとも改善しなければ、本当不便になると思いますが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） クランクにつきましては、確かに今の状況は芝を全体に植えるといいますか、そういった上で、例えば見通しは今のところは芝の状態ですんで、そう悪くはないのかなというふうな気はしているところです。ただ、管理状況によっては、やはり見通しが悪くなったりする可能性もございます。

確かに、クランクにつきましては、よいとは言い難いんですけども、できる部分の交通に支障がないような対応をしてまいりたいというふうに思っております。まずは完了を待って、その状況、出来上がりを見たところで検討してまいりたいと。それまでは大変申し訳ございませんが、御了承いただきたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最終的にはあのクランクの道はどうなるんですか。町道になるんですか、どうなるんですか。どこが管理するのか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） この緩衝帯そのものを、今の流的には一端はお譲りしていくわけですね。しかしながら、その部分をまた帰属させていただくというところで、最終的には町の管理というふうなところを考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最終的には町道になるということですよ。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 町道という分よりも、町の管理する道路というふうなところでございます。町道認定という部分は、ちょっと今のところ考えておりません。町が管理する道路という形になると思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 管理道路ならば、町がどう改修しようが、もう協議は必要ないというこ

とかな。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） すいません、ここは開発案件でございます。開発に関する道路ということになるものですから、変更する場合においてはやはり手順に沿って変更していくことが必要になってくると思いますし、操業される企業との関連性も出てきますので、今のところはちょっと調整、検討というふうな部分でとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） では、最終的には緩やかなカーブとかにする見通し、検討はしていくということでしょうか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） この管理道路、それと併せて例えば迂回道路という手もあるかと思います。そういった部分を含めたところで、相対的に考えていきたいというふうに思っているところです。まずは、今の状況が整備されて、その状況をまず見ていきたいというのが今の現状でございます。よろしくをお願いします。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今後、経済がどうなるか分かりませんが、順調にTSMCないしソニーとの合弁会社が伸びていけば、東側の古閑原のほうにまた用地拡張ということも考えられますよね。今後ですよ、そういうことも考えられると思いますので、地元の要望は要望としてしっかりと聞いて対応していただきたいと思います。

次も要望になりますが、③の県道大津植木線の信号機設置ですが、今現在、大津町室の県道325号線交差点から南方大人足線の信号まで、南側から県道へ進入するための信号機がなく、さきに申しましたとおり、町道から県道への進入がままなりません。この区間に信号機設置は絶対的に必要だと考えますが、協議と対応はどうなったか質問します。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、3つ目の要望でございまして、この要望につきましては、県道大津植木線を通行する車両がさらに多くなると、今まで以上に横断ができなくなるという懸念から、信号機を設置してほしいとの要望であったというふうに思っております。

行政としましても、信号機設置の必要性を認識しております。関係部等と連携し、設置位置を検討するとともに、熊本県警への要望を行ってまいりたいというふうに思っているところです。まず、設置位置が重要かと思っておりますので、そういう点について検討してまいりたいということです。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ぜひとも、よい協議の結果を期待しております。

続きまして、(2)の工場操業に伴い、周辺で何らかの事故や災害が発生した場合、町の対応

はどうするかについてですが、以前、第二原水工業団地内及び柳水の大人足付近の畑で、陥没事故が起きました。以前の議員連絡会で質問した際には、因果関係があれば対応するとのことでしたが、事故、災害が起きたときから因果関係の調査への協力等も含め、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 御質問にお答えします。

これは一般的な陥没のみならず、事故が発生した場合を想定したところの回答でございます。

企業は一般的に企業活動を行う上で、想定できる自然災害や火災等の緊急事態が発生した場合を想定しまして、損害を最小限にとどめ、事業の継続、早期復旧を可能とするため、事業継続計画や想定し得る事故等を防ぐための行動マニュアル等を策定されているものと考えております。

今回、立地するJASMも、これらに備えることは事業を継続していく上で当然のことであり、特に環境や地域に十分配慮された対応がなされるものと思っております。その上で、工場周辺で事故等が発生した場合、行政としましては、事故の規模及び様態にもよりますが、地域住民の安全を最優先に考え対応したいと考えております。

また、企業活動と事故との因果関係の調査につきましては当事者が行うものと考えておりますが、町としましては、その状況を勘案しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 事故が発生した当事者が行う、町が何とおっしゃいましたかね。その辺、ちょっと具体的に。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 事故が発生した場合、当然我々としてはその事故原因が分からないわけで、そういった部分に対処したときに、例えば刑事事件だとかそういった分になるかと思いますので、原因究明については当事者が、あるいはその関係、事故の状況によって、第三者が行う可能性があるというふうに思っております。

ただ、事故の規模あるいはその様態、こういった状況で、こういった災害が発生してるのかという状況によっては、やっぱりもちろん対応していく必要性もあるというふうに思っておりますので、その状況を勘案しながら対応していきたいというところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、以前起きた陥没事故ですが、これは個人の所有者、地権者の方がもう自分で対応して直されましたが、今後、もしも起きるとしますよ、陥没事故が、先ほどの答弁じゃあ、それは当事者が行うということは、その地権者が行うということでしょう。なら、そういう経済力があればいいんですが、やっぱり因果関係を調査するには多少のお金は

必要ですよね。そういうときの町の協力と対応、その点を聞きたいんですが。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まず、事故が発生した場合に、これはもう地域住民の安全、これを最優先に考えて対応していきたいというふうには、もちろん行政ですから思っとなるわけでございます。そういった中で、その事故がどういった状況かという部分を十分見極めた上で対応しなければならないというふうに考えているところです。

以前、陥没事故があった、そういった状況の中で、そういった事故もまた多々あるかもしれませんが。そういったことも踏まえたところで、まずその事故の状況を見たいと。見てからの判断ということになると思いますので、大変申し訳ございませんが、今の段階ではそういった答弁になります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） その事故を見た、そして判断する。いや、これはもう全然町は関係ないけん、打ち合わんと、そうなる可能性もあるということですか。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） ケース・バイ・ケースです。ケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っております。もちろん広範囲に広がるのであれば、当然町が対応して、やっぱり町民の住民の安全を最優先ということです。小さい事故であっても、それが起因するであろうと思われる場合には、もちろん行政も調査に入ることになると思いますので、まずはその現況、状況を整理して対応していきたいということでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 因果関係の調査にも、先ほども申しましたが、多少のお金がないと調査もできませんので、なるべくそういうときには対応、協力していただきたいと思えます。

それでは、質問事項2番、町内の交通渋滞緩和に向けてに移ります。

(1)の県道大津植木線の4車線化に向けて。

町長の答弁では、今後議会も含めて、国、県に実現に向けて要望活動をしていくと、そのような答弁でしたが、早期着工に向けて促進期成会等を設置する考えはないか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 今の御質問にお答えいたします。

T SMCの進出ということになりますけれども、現在でも交通渋滞が続いておりますので、本町においては、4月30日に合志市、大津町とともに県に対しまして、菊池南部地域の交通渋滞の解消に向けた協議会をつくってくださいということで要望を行いました。その後、7月に入り、合志市、大津町、本町と県を事務局とした菊池南部総合交通研究会というものが立ち上がっておりますので、その研究会の中で、現在企業と従業員に向けましてアンケート調査を実

施しているところでございます。その研究会の中でしっかりと発言をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 研究会の中でしっかりと発言していく。研究会は、国、県も主な人が参加されてるんですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 研究会の中で、要望を含めてしっかりと発言したいということです。研究会には、国の方は含まれておりません。県は入っております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 議会の中にも、このTSMC進出に関していろんな不安とか、これから生じる問題とかがたくさんあるだろうということで、検討委員会を設けたらどうかという意見もあります。早期実現のために、研究会での発言がどのくらい通るか分かりませんが、議会も今ほとんどが受け身状態で情報をいただいておりますが、こちらから促進期成会とかをつくって行動したいって、そういうことを町長、どうですか。早期実現に向けて効果あると思うんですが、いかがですか。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今土木部長が申しましたように、熊本県も入られて、それと合志市と大津町、菊陽町で、菊池南部の交通渋滞ということでもありますけども。その中で、午前中も質問がありましたように、大津植木線というのは、これはもう4車線化はぜひ必要だということで、我が町からも、これはもうあとの合志市も大津も同じような考えだと思いますけれども、その辺で十分意見を出し合いながら、県もメンバーに入っておられますので、まずはそこでしっかりと打合せをしながら。

国のほうにも要望に行ったときも、国のほうもいろんな面でこの交通渋滞を緩和するというのは非常に大事なことだということで捉えていただいておりますので、そちらのほうも県が事業主体として取り組むことになってもらわんといかんわけですけども、そういう動きが出だしたら、国のほうの事業の最たるものにはなるというふうに、私としてはそういう思いでもありますし、事業のほうも進んでいくのではないかとこのように考えております。

それで、期成会等を今の段階からつくるよりも、まずそこで協議の場、そして対策を立てていこうというのが出来上がっておりますので、そちらのほうでしっかりと頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 県道大津植木線の4車線化を早急に実現する、できますように、要望活動また協議など、しっかりとっていただきたいと思います。

(2)の都市計画道路下原堀川線を県道大津植木線まで延伸の考えはあるのかについてに移りますが、昨日の答弁では県道大津植木線4車線化後になるとの答弁でした。町内交通渋滞緩和



のためにも、縦の南北ルートが増えれば、町長は県道大津植木線がどん詰まりで、縦の南北線つくっても意味がなかろうと、今のところ、じゃなくて、縦のルートは多ければ多いほど私はいいと思うんですが。そういう答弁でしたが、町内交通渋滞緩和のためにも、菊陽空港線延伸後、県道大津植木線の4車線化を待たずに延伸に取り組むことはできないのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ、昨日も申し上げましたように、大津植木線のほうが4車線化して東西の流れがよくなないと、まず菊陽空港線を先にやりますけども、あそこを先に開けたら、今でもあの道路というのは菊陽町の東部のほうと西部地域のほうを結ぶ重要な道路として整備してバイパスまでつないでおりますけども、そういう中で、上のほうができておらないと、あそこを開けて持っていったら、やはりその中に入ってくるのがどンドンいますと、今の状態の中でもかなり車が、そこにつかえてくるような時間帯もありますけども、それが一層ひどくなるということで。あそこをするためにも、まず県道のほうの大津植木線に早く取りかかるような、そういうことが大事だと思っておりますので。

それと、またこっちのほうの菊陽空港線の延伸、これも相当短期間の中で集中的にやっっていかなければならないということで、職員体制のほうもありますし、ほかにも大型事業をしとるということで、そういう面からしましてもまずは菊陽空港線の延伸、それから大津植木線の4車線化、そしてそういうことができた後に下原堀川線のほうの上のほうに、これは合志市のほうと。合志市のほうからは、もうかなり前の時代にあそこを開けてくれんかということがありましたけども、そのときもやはりあそこの中で開けたら、今鉄砲小路から、この合志線を高架で越えていっておりますけども、その中かなり渋滞が出るということになりますと、東西の行き来が非常に支障を来すというふうに、私としてはそういう思いのところでありますんで。

何度も繰り返しますけども、大津植木線のほうが動き出した後に、そして菊陽空港線のほうが、この工事のほうも順調に進むような時期を見てそちらのほうに入っていくべきだと考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、菊陽空港線延伸、また県道大津植木線4車線化が実現したら取り組むということよろしいですか。はい、分かりました。

(3)に移ります。

交通渋滞緩和のため、原水工業団地立地企業従業員向けの社宅等を周辺に設置できるよう、国、県、企業へ働きかけはできないかについて質問いたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

菊陽町都市計画マスタープランでは、町内に複数ある鉄道駅周辺に都市機能を誘導する多核連携型の都市像を掲げております。従業員の定住促進や渋滞緩和の対策として、原水駅周辺地

域の市街化区域編入に向けて、県との協議を重ねているところであります。

議員お尋ねの原水工業団地の周辺は市街化調整区域であり、現行法令では社宅等を建築することはできませんが、立地企業からの具体的な相談があった場合には、規制緩和を含め、必要に応じて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 企業から要請されたら必要に応じて検討していくということは、都市計画マスタープランですか、先ほどの質問の中で、上位法の熊本都市計画マスタープランとの整合性を取りながら、前向きに今後の都市計画を考えていくということでした。

町内で働き、町内で住んでもらうことが、町税の税収アップにもつながると思います。一人でも多くの従業員の方が町内に住んでもらえるよう、原水駅周辺はもとより、久保田台地、白水台地、西小学校周辺等の区画整理も含めた、先輩議員が昨日また今日と、同僚議員もそうですが、この見直しを訴えておられました。私も今後のマスタープランとか都市計画については見直し、熊本県都市計画区域マスタープランの上位法があるとは思いますが、その整合性を取りながら、部長は前向きに検討していくということでしたので、今後の町の施策、対応を強く望みますが。

企業から、社宅をこの辺に建てたいって言ったら検討するということですが、そういうことも含めて、都市計画の見直しですか、先ほども申しましたが、上位法との整合性を取りながら前向きにということでしたが、その辺もうちょっと具体的に、部長、説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えします。

まずは、原則論は現在ある計画、現在ある法令、これに基づいて動くべきだというふうに考えております。しかし、今回の国策としての社会情勢の変化、これには一定の規制緩和も含めたものが必要になってくるだろうというふうに考えているところでございまして、今回の議会においても、あれもこれも、何もできませんというようなことではなく、町としても前向きにいろいろ考えていくということございまして、そういう中で、具体的なこととは、原水駅周辺を市街化区域に編入させたいということで、繰り返し何度も申し上げてますが、そういうことで協議を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それじゃ、周辺に社宅建設ができないということじゃないということですよ。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 実は、地区計画制度で工場立地をする場合には社宅を

その地区計画の内側でつくることはできますけれども、議員も御承知のとおり、セミコンテクノパーク、原水工業団地、社宅はありませんよね。そういうことで、今後立地企業のほうからそういう求めがあった場合は、うちのほうも当然検討する課題になってくるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 交通渋滞緩和には、車を使わなければ、それが一番効果あるんですよ。もう近くに社宅があって、会社に歩いて、工場に歩いて行けばいいことで。

質問は、国、県、企業等に働きかけはできないかなんですが、そこはどうですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 何度もちょっとお答えしますが、立地企業から具体的なそういう提案があった場合は、国、県への働きかけも含めて検討します。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 交通渋滞が菊陽町ひどいんですよって、もう社宅でも造らんですかって、そういうことはしないということですね。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） まずは企業側とのコミュニケーションだと思っております。企業側と十分協議して、今の企業誘致担当も企業とのコミュニケーション、非常にいい環境をつくっております。そういった中からいろんな意見が出てくる、いろんな要望が出てくる、それに対して一つ一つひもときながら、県に要望あるいは計画をしていくというのが流れになってくるだろうと思いますので。

我々からという部分の一方的な部分ではなくて、そういった中でも状況も話しながら、そういったところで要望をいただく、あるいは要望をせんですかとか、そういった部分も出てくるかもしれません。そういったところで理解をいただきたいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町長も先ほどの答弁で、やっぱりもう住宅地、いや住まいは受皿でちゃんと確保しとかんと、造ってやらんといかんとという答弁もありました。夫婦で来られるか、単身で来られるかは知りませんが、私は社宅が近くにあれば、大勢の方の住まいを確保できると思うんですが。もうこちらからは働きかけはしないという、コミュニケーションが取れてるから、はい。

○議長（上田茂政君） 経済部長。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 十分課題はおっしゃってらっしゃるように渋滞だとか、そういった部分、イの一番にあるわけですね。そういった部分を含めながら、やっぱり企業側とコミュニケーションを取っていくと。こちらが例えば、一番の問題あたりももちろん知っていただくし、その中で何が必要かということを見いだしていくと。必要があれば、提案があった

場合に県に対して働きかけていくというような流れでございます。よろしゅうございますか。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回の社宅に関しても、菊陽町の有効な土地活用ですね。久保田台地、白水台地、南小学校周辺の土地を含めて、今後の町の施策や対応を有効利用できるよう強く望み、次の質問に移ります。

質問事項3、柳水湧水公園整備について質問いたします。

柳水湧水公園の水確保と公園整備計画の協議の結果及び今後の対応はどうするのか質問いたします。

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

柳水湧水公園でありますけども、これは古くから柳の堤ということで呼ばれておりますけども、私どもが子どものときは、隣の地区でありましたけども、この柳の堤に行って、いろんな、あそこでフナを釣ったり、堤の中に入ってカラスガイというんですか、大きな貝を捕ったりしながら、柳や入道からも来ておられたと思いますけども、水があつて一見危険なようなことがありましたけども、そういう事故もなく本当に楽しくあそこで遊んだ思い出がありました。あそこで泳いだ後は、何かドジョウひげというてから、あれがついたのを横のほうできれいな上井手のほうの水で洗ってから帰って、そういう遊びをした思い出がありまして、古い時代から原水地区の中でも柳の堤というのは本当に大事な場所であったというふうに、ため池として使われておりました。特に、水田等の水が足りないときにはあその水を出されて、水田用にも使っておられたというようなことも聞いておりました。あそこで水が湧いとったということで、近くの個人の持ち主のところの竹山か何かがあったと思います。そこにも池というかあつて、そこにイモリといいますか、通称、アカハラといった、あれがかなりおつて、非常に自然があるところであったと思いますけども。

その後、用水路の整備や土砂等が流入しまして、ため池としての機能が薄れてきて、陸地化が進んできたために、貴重なこのため池を再生し保存していくために、平成13年におおきく地域農村振興基本計画書の策定をしまして、その後自然との触れ合いや水辺環境を楽しく学べる公園として整備し、平成22年に供用開始したところであります。

柳水地区の方には、区長さんをはじめ、いろいろ管理をやっていただいているところでありますけども、熊本地震後には、ため池の湧水量が減少しまして、現在は枯渇した状態となっております。親水公園としての活用が十分果たされていない状況であります。

そのため、令和2年、昨年11月には、柳水地区から公園の再生整備を求める陳情が上がっておりまして、町のほうでは本年度中にボーリングによる湧水調査を実施し、湧水の復元に向けた計画の策定を行うということにしております。

今後は、ボーリングの調査結果を踏まえ、地元との協議を重ねながら、対策工事等の検討を行う予定にしているところであります。

また、この公園は、ふれあいの森公園もありますけども、そこから子どもたちがいろんな勉強をして、柳のこの湧水公園まで来て、いろんな水辺の学習もしていただく、そういう役割も果たせる公園として見ておりますので、ぜひそういう。

繰り返しますけども、ボーリング調査結果を踏まえて地元と協議を重ねながら、対策工事等の検討を行っていききたいと、そういう予定に入れているところであります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 町長、答弁ありがとうございました。

ちょっと技術的なことをお聞きします。土木部長でございます。

本年度中、ボーリング調査の結果を踏まえて、地元と協議しながら、工事内容とかどういった方法でやる、しゅんせつするのかしないのか、井戸を何本掘るのかを決められると思います。それがよろしいですか。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） お答えいたします。

実は、昨日から現場のほうにボーリングのやぐらを組んだところでございます。そして、年内には、ボーリングが現場のほうは終わると。その後、調査結果に基づきまして、対策案の検討、一定のコンサルまではボーリング会社でできますので、そういう案をつくっていただきまして、地元としっかりと協議をしたいと。

当初から、地元のほうからは湧水の復元を目指してほしいということでお聞きしてしますので、当然ボーリング調査によりまして、水脈だとか水量だとか、いろいろなものが分からないと次の工程に進むことができませんので、ボーリング調査の結果を見た上で検討したいということ考えているところでございます。

以上になります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 水脈とか、それは分かりましたが、しゅんせつも、やっぱりボーリング調査で、するかしないかを判断するということですかね。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） 池の中のしゅんせつのことだろうと思いますけれども、そこも下流のほう、地元のほうにお願いしておりますので、地元の意見をしっかりと聞きたいというふう考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 着工するのは、大体でもいいんですけど、どのくらいになるか、またタイムスケジュールです。もう無限に予算がつくわけじゃないでしょうから、ですね、だけん、もうボーリング調査で、いや、これはしゅんせつ3メートルぐらいせないかんですよとか出た場合、大体どのくらいの規模を予定されているのかお聞きします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） まずもっては、ボーリング調査の結果が出ないことには、その規模あたりも分かりませんので、結果を見てからということでお答えしたいと思いますが、できるだけ早くというのは考えているところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 分かりました。

なるだけ地元の要望に沿うような形の公園になるよう祈念申します。

続きまして、質問事項4番に移ります。

質問事項4の災害に強いまちづくりについて。

(1)の災害対策基本条例を設置すべきではないかについてですが、本町では、2か所の防災センターの設置や備蓄倉庫等、災害対応の拠点が完成しました。及び災害発生後の対応要綱等は設けてありますが、条例はまだ設置されていない状況です。

今年の7月20日の町村議会常任委員長、議会運営委員長研修で、各地方自治体での災害対策基本条例の設置の必要を語られ、その中で、これからは災害対策はもとより、防災にも企業、学校、施設、住民の参画が絶対必要で、そのためにも防災を含めた災害対策の基本条例の設置は欠かせないとのことでしたが、それを踏まえて条例設置について質問いたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） お答えをいたします。

既に制定された自治体の防災対策基本条例を見てみますと、それぞれの地域で発生した大災害をきっかけに策定をされております。町民、事業者、町が相互に連携して、防災・減災対策に取り組み、災害に強い地域社会を構築することを目的に、災害対策についての自治体の基本理念や基本方針、自治体、町民、事業者等の役割、責務、施策などを定めたものとなっております。

全国では、このような条例を制定されている自治体が約70程度ございます。熊本県内においては、上天草市が平成28年4月施行、あさぎり町が平成31年4月施行、益城町が令和3年3月施行と、3市町が条例を制定しております。熊本市でも、制定に向けた第1回検討委員会が11月9日に開催されておるような状況でございます。

本町の地域防災計画にも、熊本地震後の平成30年度以降、災害対策についての基本理念や基本方針、それぞれの役割など、同様の内容を定めているところではございます。御質問のありました災害対策基本条例の制定についても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 検討しているということは、もう制定に向けて検討して、前向きな検討でよろしいんですか。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（板楠健次君） 先ほど議員も申し上げられましたとおり、防災拠点となる光の森防災

広場、それから防災センターも完成をして、今もう供用開始しておりますし、また防災機能を有する総合体育館の整備を今現在進めておりまして、かなり防災の拠点の整備は完了してきます。そうなりますと、その施設をどのように災害時に生かしていくか、これが非常に重要となってきます。そのあたりで、町民の防災への意識、これも高める必要があるというふうに思っておりますので、この条例の制定に向けて、前向きに検討しているというところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ぜひ条例制定できるようによろしく願いいたします。

続きまして、(2)消防団員数が減少しているが、町としてはどのような対策を考えているか、質問いたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

全国の消防団員数は、令和2年4月1日時点で約81万人となっておりますが、2年連続で1万人以上の減少が続いている状況です。本町においては、ここ数年400人前後で推移しております。

団員数の減少は全国的な傾向であり、就業形態の変化や人口の減少、地域コミュニティーの希薄化などによる若者の消防団離れといった側面が原因ではないかと考えております。

しかしながら、消防団は地域消防を担う大事な組織であり、常備消防と協力しながら、地域の安全と安心を支える存在です。さらに、近年では多様化、複雑化する自然災害などへの対応を迫られ、消防団員の役割は年々大きくなってきております。

そのような重責を担う消防団員に応えるため、町では国から示された基準に基づき、令和4年度からの団員報酬の引上げと出動報酬の創設に向けた検討を進めております。

具体的には、同じ菊池広域連合消防本部の管轄である菊池市、合志市、大津町と協議を行い、一般団員の年額報酬をこれまでの2万円から3万6,500円に引き上げ、さらに火災などでの出動時間に応じて、出動報酬として2,000円から8,000円を支給することなどについて検討しております。

また、消防団協力事業所表示制度の導入も進めてまいります。

消防団においても、積極的な入団勧誘が続けられており、現在は398名の団員数となっております。引き続き、町と消防団が連携し、入団勧誘に力を入れ、団員を確保してまいります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 消防団員の報酬引上げは、私も現役消防団員ですが、喜ばしいことで、ありがたいことではございますが、現状は、各消防団の班ごと、またそこに行政区の役員さんが同伴して勧誘活動をなされているのが実態だと思います。

団員確保のために、先進地事例とか、何か新たにこんなことをやって団員確保をしますよ

というものの研修とか、情報収集とかはなされていますか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） この消防団員の減少については、全国的な傾向でございます。先ほど申しました消防団協力事業所表示制度についてだったり、消防活動のある部分に特化した機能別消防団員制度、そういったことも先進地の事例などを参考にしながら、今研究しているところでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） すいません、その機能別消防団員、ちょっと分からないので、そこを具体的に説明をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 機能別消防団といいますのが、ある部分に特化した消防団でございまして、例えば女性の消防団であったり、音楽隊の消防団であったり、もしくは消防団OBによる消防団であったりと、なかなか常日頃から消防活動には専念できない方も消防活動として御協力いただけるような人たちを消防団として採用するというか、消防団として活動していただくような制度になっております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 時間もありませんが。町として消防団員確保のため、何か新しい試みとか、そういうのは考えていらっしゃいませんか。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（梅原浩司君） 今お答えしたような制度に向けて、積極的に研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 消防団員数は年々減少してますので、もうぜひとも増加に転じるというか、今の団員数を維持するように、いろんな試みを試してみたいと確保していただきたいと思っております。

最後に、(3)の自衛消防団を通常消防団へ積極的に格上げをすべきではないかについてですが、現状として、町消防団は既存集落で設立された消防団で、役場本部機動隊を含めて26班、5分団で編成されていますが、大津町では新興住宅の美咲野で、美咲野地区町内を越えた全体で、ポンプ積載車、各器具等を備えた新規消防団が発足しました。詰所においては、今建設中だとのことでした。

菊陽町でも、自衛消防団をポンプ積載車、各種器具を備えた消防団に格上げすべきだと考えますが、その点に関して質問いたします。

最後に、町長、このままでの体制でずっと消防団を維持していくのか、これでいいのか、最後に町長からも答弁をお願いします。

○議長（上田茂政君） 危機管理防災課長。



○危機管理防災課長（梅原浩司君） お答えします。

以前は、地元消防班がない地域において自衛消防団が組織され、消火訓練などをされているところでしたが、現在はそのほとんどが地域の自主防災組織としての活動に移行されております。

また、議員から提案がありました自衛消防団の通常消防団への移行や新たな消防班の立ち上げについては、その地域において、消防班の設置に向けての機運の高まりや協力体制の確立など、地元の意向が大変重要であり、必要なことだと考えております。

町としても、消防団として活動していただくことは大変ありがたいことでもありますので、そのような意向があるかなどを確認し、希望がありましたら積極的に支援してまいりたいと考えております。

（11番坂本秀則君「町長、このままの消防団の体制でいいのか、最後、答弁を」の声あり）

○議長（上田茂政君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 消防団の団員数については、やはり400人ということで、本町が一番人が増えておる、またいろんなところできとる割には低いですので、充実させる必要があるとは思いますが。1つは、新入団があると、上の先輩たちが抜けていくという、そういう流れになってるようなところもありますので、ぜひ踏ん張っていただいて、残っていただくとかそういうことも必要じゃないかということで、その辺をまた消防団のほうと団長あたりの意見もよく聞いてみたいと思います。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 本日は、年末、師走の大変お忙しい中、傍聴いただきまして誠にありがとうございます。

今後も、住民の声、また要望を町に届けるかけ橋となるをモットーに、議員活動を邁進してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時59分

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

令和3年12月8日（水）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

令和3年12月9日（木）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第4回菊陽町議会12月定例会会議録

令和3年12月13日（月）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和3年第4回菊陽町議会12月定例会）

令和3年12月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第49号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第50号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第51号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第54号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第55号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第56号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第57号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第58号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第59号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第60号 財産の処分について
- 日程第12 委員長報告
- 日程第13 発議第9号 北朝鮮による日本人拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書（案）
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 議案第62号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 廣 瀬 英 二 君 | 2番  | 矢 野 厚 子 君   |
| 3番  | 大久保 輝 君   | 4番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 5番  | 西 本 友 春 君 | 6番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 7番  | 佐々木 理美子 君 | 8番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 布 田 悟 君     |
| 11番 | 坂 本 秀 則 君 | 12番 | 渡 邊 裕 之 君   |
| 13番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 14番 | 甲 斐 榮 治 君   |
| 15番 | 岩 下 和 高 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |

17番 福島知雄君

18番 上田茂政君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 東 桂一郎 君

書記 吉本香奈君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教 育 長 上川幸俊君

総務部長 板楠健次君

健康保険部長兼  
健康・保険課長 古賀直之君

土木部長兼  
都市計画課長 井芹渡君

総務課長 矢野博則君

税務課長 村上健司君

商工振興課長 今村太郎君

環境生活課長 鍋島二郎君

副町長 吉野邦宏君

教育部長 平木元宏君

福祉生活部長兼  
福祉課長 矢野信哉君

経済部長兼農政課長 山川和徳君

会計管理者兼  
会計課長 川上一弘君

財政課長 澤田一臣君

介護保険課長 渡辺博和君

下水道課長 丸山直樹君

総務課総務法制係長 小泉秀和君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（上田茂政君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第49号 菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（上田茂政君） 日程第1、議案第49号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） おはようございます。

議案第49号菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の助成対象年齢の拡大に伴い、菊陽町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の最終ページ、新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第2条第1号に定める子どもの対象年齢を15歳から18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者に改めるものであります。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、この条例は令和4年4月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行の日前に受けた診療分についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第50号 菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、議案第50号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 皆さんおはようございます。

議案第50号菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
御説明いたします。

提案理由は、町が委託した者以外の者がごみ一時保管所に搬出された家庭系廃棄物のうち、  
再資源化等の対象としている資源物等を収集運搬する行為を禁止しているが、この禁止行為に  
対する抑止力を高めるに当たり、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでござ  
います。

改正の内容につきましては、2ページめくっていただきまして、参考資料の新旧対照表で御  
説明させていただきます。

右側が改正後の案になります。

本則に次の2条を加えるものでございます。罰則として、第34条「第24条第2項の規定によ  
る命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。」、両罰規定として、第35条「法人の代  
表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、  
前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条に規定する  
罰金刑を科する。」を加えるものでございます。

参考といたしまして、一番最終ページ、一番後ろに、持ち去りの発見から罰則規定までの簡  
単なものがイメージを示しておりますので、御覧ください。

罰則確定までのイメージにつきましては、1の「持ち去り確認」、2の「持ち去り禁止を指  
導」、この指導に従う場合は、3には移行するものではございません。指導に従わない場合  
は、3の「持ち去り行為を行った者への禁止命令を行い」、禁止命令書を交付するものでござ  
います。これは先ほどの新旧対照表第34条にあります第24条第2項の規定に伴うものでござ  
います。それでも持ち去り行為を継続的に実施した場合は4の「警察に告発」となり、以降は警  
察もしくは検察による対応となってまいります。

なお、条例の一部改正に伴う協議を熊本検察庁と令和3年6月14日に行い、同年7月29日に  
「罰則規定は、条例改正案のとおりで問題ない」との回答を得ているものでございます。

また、パブリックコメントを令和3年9月21日から10月20日までの期間で行いましたが、特



に意見があるものではございませんでした。

最初のページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 最後の罰則確定までのイメージについて質問しますが、私は以前持ち去りについて環境生活課に数度報告したんですが、この持ち去りの確認ができた後、誰がやってるのかというのが結局分からないんです。私は、軽トラ3台で枠をつけて資源ごみを持ち去っていくのを確認して、ナンバープレートも控えて報告したんですが、この持ち去りの確認の後に禁止の指導をする間に、車のナンバープレートは分かっているけど、誰の所有かという照会とかはできるんですか。ここがないなら、誰がやっているか、誰に指導していいかできないでしょう。そこんとこ、ちゃんとできてますか。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 今現在、町の収集地区についてはA、B、C、Dの4地区ございます。月に4回の資源物、特に缶、瓶の持ち去りが多いですので、朝から職員が出て、今現在は危機管理防災課の松本管理監にお手伝いしていただきながらパトロールを行っているところでございます。持ち去り行為の確認、ナンバープレート等は、実際現場を押さえたときはナンバープレート等を写真に収めてやってるところですけど、そのナンバープレートの照会まではまだ行ってないところでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 朝、子どもを見守るときに区長さんはじめ、何人か我々見てるんです。

そこができないなら、結局指導できないでしょ、そこを詰めとかんと。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） できないことはなくて、軽自動車協会とかございますので、そういったところに照会等はできると思われれます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それでは、私がナンバープレートを控えています、それを報告します。したらもう、環境生活課で所在が分かるということですね。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） そういったところも行っていくべきだと思っておりますし、まず

はこの条例の目的につきましては、捕まえることが目的ではなくてこれによって抑止力を高めることを目的としておりますので、まずはパトロール等の強化を行っていきたいと考えておるところでございます。

(11番坂本秀則君「4回目駄目でしょう」の声あり)

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

布田悟君。

○10番（布田 悟君） 抑止力の強化を図るという件ですけれど、抑止力の表し方、これは条例改正で一般町民あたりは、町の広報とそれから議会だよりも遅れて出しますから、知ろうと思えば知ることができます。しかし、こういう町内外に及ぶような持ち去り犯、これは私は軽犯罪法に違反するんじゃないかと思えますけど、どっか。そういう行為をする、やからという言葉でいいと思えます、そういうやからに対して抑止力を発揮するには、この資源物を収集する場所があります、置くところが。そこに立て看板等の設置、こういうのをしないと、私は抑止力は絵に描いた餅に終わると思えますけど、その点いかがでしょう。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 議員おっしゃるとおりだと思います。本条例が施行された——仮定の話ですけど——後にはスポット的なパトロール等の強化はもちろんのこと、ごみ収集所に持ち去り行為に対する罰則規定がありますよという看板もつけるところでございます。あわせて、広報、ホームページ等で周知を行いまして、4月1日からの施行としておりますので、それまでに十分な周知、また施行後も周知の傍らパトロール等を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 内容に何の異議もないんですが、今皆さんおっしゃってるとおり一番最後のイメージ図の指導というのはいわゆる行政指導なのかなと思います。ただ、行政指導は罰則もなく、言わば何もそうですけど、行政指導というのは従わなくても何のおとがめもないものです。だから、これを知ってる人は恐らく3番に入ります。これの禁止命令書を受け取っても、多分やられるでしょう。それが継続的とありますけど、今町内の広報物等で告知をするということですけども、恐らく業者さんって町内の方じゃないです、町内の方に限ってないのでそういったものは御覧にならないし、こういうものは熊本市でも逮捕されたという事例を報道でも見ましたけども、やっぱりいろんなところを転々と、収集日というのを把握しておってされると思いますし、同じとこだけを狙わないと思いますので、いわゆる継続的に実施したというのが把握できるかどうか。断続的にされると思いますんで、ここも抜け穴になって警察への告発というのがなかなかできないというふうになると思います。

なので、2番目の禁止を指導ではなくて、ここで命令を出して1つ段階を上げるぐらいしないと、ここまでは大丈夫というふうになってしまいやせんかというふうに思います。先ほどこ

れは、罰することよりも律するというか抑止ということであるならば、行政がより厳しい態度を取らないと。大体条例の内容やこのイメージ図が分かれば、そこの抜け穴、抜け道を通るかなと思いますので、この辺は少し厳しくされたほうがいいかなと思います。

以上です。

ごめんなさい、質問は、行政指導は要するに効果がないということです。だから、これをしこの順番でやっても抜け穴を通るので、もう少しこの段階を厳しくしたほうがいいんじゃないかということです。警察への告発までの部分です。今坂本議員からありましたとおり、町民から報告があつてナンバーを報告しても、なかなかそれを照会までしないということであれば、町民から注意されても一向に町からおとがめが来ない、全然大丈夫じゃないかと。要するに抑止力にならないということになるんです。

だから、環境生活課の職員とかパトロールとかで、なかなか町内の集積所全部を回るのは難しいと思いますので、地域の区長さんや美化委員さんというようなところでの協力というのは大事だと思います。だから、そこから報告を受けたらすぐ対処できるような策を持たないと。まずそこでナンバー等が分かれば、取りましたね、今度見つけたら警察に告発しますよというぐらいの段階を踏まない。これだとうまいこと1か月に1回ぐるぐる回れば、継続的とみなされずに警察に告発をされないということになろうかと思いますので、要はこの流れをもう少し厳しくやることと、町民の協力体制というのをしっかりやるべきじゃないかということです。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 町民の方々から通報等多数あります。たまには、写真つきでナンバープレートも付随してメールが送られてくることもございますので、そういった番号等を控えること、また誰が持ち主なのか照会することで誰か特定できるものがあると思いますので、そこはちゃんとやっていきたいと思っておりますし、あとはパトロールを強化するものでございますので、そこで強く罰則規定があるということでその対象者に伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 経済部長、何かありませんか。

○経済部長兼農政課長（山川和徳君） 経済部の所管ではございませんけども、そういった意味で悪いことは悪いという部分で、きちっと対応していかなければならんというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

中岡敏博君。

○8番（中岡敏博君） 私人逮捕というものがございますが、これは現行犯のみ許されるものですが、この条例において私人逮捕の範囲内であるのか、それ以外であるのかお尋ねいたします。

○議長（上田茂政君） 環境生活課長。

○環境生活課長（鍋島二郎君） 一応、廃棄物については無主物というところで考えております。

そこに所有権があるならば窃盗等になるかと思われまので、これは廃掃法の適正な処理をするべきものの持ち去り行為を行っていることでございますので、そこは注意とかになるのかなと思われま。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めま。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めま。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されま。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第51号 菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第3、議案第51号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としま。

健康保険部長、説明を求めま。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第51号菊陽町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金の額が「40万4,000円」から「40万8,000円」に改正されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案の最終ページ、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第7条第1項に定める出産一時金の額「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものであります。

議案の最初のページを御覧ください。

附則で、この条例は令和4年1月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行の日前の出産に係る出産育児一時金についてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第52号 菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田茂政君） 日程第4、議案第52号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（村上健司君） おはようございます。

議案第52号菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

最初に、提案理由を御説明いたします。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については令和4年4月1日から施行されることに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の主な内容について御説明いたします。

国民健康保険税における未就学児に係る均等割の5割を軽減するものです。なお、この減額は低所得者世帯に係る国民健康保険税の軽減賦課の所得基準に従い、7割、5割及び2割を軽減するものとした場合にあっては、その減額後の均等割額を5割減額するものです。

それでは、4枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。

右側が改正後になっております。

なお、改正には関係法令等の字句の改めに伴う所要の改正が多くありますので、主なものについて御説明させていただきます。

1枚めくっていただき、新旧対照表の2ページをお開きください。

第23条は、国民健康保険税の減額に関する規定であります。

この第23条第1項の第1号は7割軽減について、1枚めくっていただき、4ページの第2号は5割減額について、また1枚めくっていただき、6ページの第3号は2割減額について、それぞれ定めているものです。

7ページを御覧ください。

第2項、こちらが今回の一部改正に伴い、未就学児がある場合における未就学児の均等割額の減額する額を定めたものになります。

第1号は医療保険分で、現在の均等割基礎課税額は1人2万8,000円になっております。第1号のアは7割を減額した世帯区分になります。7割減額の額が1万9,600円になります。今回の改正は、その減額後の均等割額を5割減額するものですので、その残額8,400円の5割の金額4,200円が減額する額となりますので、4,200円と定めております。イは5割を減額した世帯区分、ウは2割を減額した世帯区分、1枚めくっていただき、8ページのエはそれ以外の世帯区分となり、それぞれ減額後の残額の5割の金額を定めたものです。

第2号は後期高齢者支援金分で、現在の均等割基礎課税額は1人8,000円になっております。先ほどの第1号同様、減額世帯区分ごとに減額する額をそれぞれ定めているものです。

最初にお戻りいただきまして、2枚めくっていただき、改正分附則を御覧ください。

附則第1項で、「この条例は公布の日から施行する。」としております。ただし、「ただし書で規定しています改正規定及び時効の規定は、令和4年4月1日から施行する。」としております。

第2項では、前項ただし書に規定する改正規定に限る部分の「この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。」としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第54号 令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第5、議案第54号令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣君） おはようございます。

議案第54号令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から2,600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,188万5,000円と定めるものです。

次に、第2条で詳細の補正を計上しているところです。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、1の変更で、公共用地先行取得事業について、限度額を1億1,090万円へと変更するものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について、主なものを御説明いたします。

款の4町債、項の1町債、目の1総務債は、実績により2,600万円減額しています。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出になります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の1土地取得費は、先行取得した土地の管理に係る造成工事の実績により、2,600万円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第55号 令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第55号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） おはようございます。

議案第55号令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

早速ですが、議案書をめくっていただき、令和3年度菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）をお開きください。

ページ番号は、1ページとなります。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から936万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,663万9,000円と定めるものです。

次の2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正であります。ここでの説明は省略させていただきます。内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明させていただきます。

それでは、説明書の中、8ページをお開きください。

明細書の2の歳入につきまして御説明申し上げます。

款の3繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和2年度からの繰越金で936万1,000円を減額し、計を2億663万9,000円とするものです。

下段の9ページを御覧ください。

3の歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

款の1事業費、項の1事業費、目の1工業団地造成事業費は、節区分16公有財産購入費で、第二原水工業団地整備事業の土地購入費を1,077万7,000円を減額しております。これは、町で行う用地買収が完了したことにより支出額が確定しましたので、その金額に合わせて減額したところです。

そのほか、業務に必要な経費を計上しております。

款の3予備費につきましては、歳入と歳出の調整のため86万1,000円を増額し、計を171万9,000円としております。

以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。



○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 第二工業団地についてはもう造成がかなり進んできていますが、売買に関して最終的に完了するのはいつ頃になるんですか。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） 売買というのは、私ども町から譲渡するということによろしいですか。

（11番坂本秀則君「それが全て完了するのは」の声あり）

今現在、議会の議決をいただきまして、ソニーさんのほうに無償賃貸ということで、年内で一応今契約をさせていただいているところです。土地の譲渡につきましては、年内に新しい会社が設立されましたら仮契約を結ぶということを想定しておりまして、また改めて仮契約も結びましたら、議決が必要なるかなというふうに思っております。

今御質問いただいた内容のお答えとしては、12月いっぱい、年内に土地譲渡契約を目指して進めているところです。

以上となります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 譲渡契約は年内に、でも最終的に全て入金も終わるのはいつ頃になるの。

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） ただいまいただきました御質問についてお答えします。

入金につきましては、今のところ1月中に入金いただくところで調整しております。

以上となります。

（11番坂本秀則君「全額」の声あり）

○議長（上田茂政君） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎君） もちろん全額です、はい。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第56号 令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第56号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第56号令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に75万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,482万7,000円と定めるものであります。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明いたします。

款の6 県支出金、項の1 県補助金、目の1 保険給付費等交付金は、国民健康保険事務処理標準システム導入に伴う県からの交付金増額分として、75万6,000円計上しております。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の2 連合会負担金は、国保事務処理標準システム導入に伴う国保連合会への負担金として、歳入の県補助金と同額の75万6,000円を計上しております。

款の9 諸支出金、項の1 償還金及び還付加算金、目の1 一般被保険者保険税還付金は、本年10月以降の課税更正処理等で発生見込みの過年度分の還付金を148万円計上しています。

10ページをお開きください。

款の10 予備費は、調整のため208万円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第57号 令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第57号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題をとします。

健康保険部長、説明を求めます。

○健康保険部長兼健康・保険課長（古賀直之君） 議案第57号令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和3年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に23万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,428万1,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について御説明申し上げます。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1事務費繰入金を22万8,000円計上していません。

下の9ページを御覧ください。

3の歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を22万8,000円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第58号 令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（上田茂政君） 日程第9、議案第58号令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（渡辺博和君） おはようございます。

議案第58号令和3年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,946万9,000円と定めるものです。

次に、2、3ページをお開きください。

第1表の歳入歳出予算補正になります。

歳入は、繰入金を増額し、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費を増額、予備費を減額しております。

次に、8、9ページをお開きください。

まず、歳入については、款の9繰入金を52万7,000円増額しております。

次に、歳出について、主なものを御説明します。

上から2段目になりますけども、款の1総務費、項の4趣旨普及費、目の1趣旨普及費で6万3,000円を増額しておりますが、これは介護保険制度の改正に伴う啓発用パンフレットの購入のための費用になります。

また、款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス費事業で18万9,000円を増額しておりますが、これは会計年度任用職員報酬の不足分になります。

最後に、次のページ、10ページになりますけども、款の9予備費は、予算調整のため18万9,000円を減額しております。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第59号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（上田茂政君） 日程第10、議案第59号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） おはようございます。

議案第59号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細については、この後補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款事業収益を634万1,000円増額し、13億9,398万4,000円としております。また、下段の支出の第1款事業費用を292万8,000円増額し、13億6,151万9,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、下段の支出の第1款資本的支出を341万3,000円増額し、20億3,852万2,000円としております。

御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し3億9,308万1,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、予算第9条に定めた職員給与費を201万2,000円増額し、5,572万7,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは付属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、水道企業団委託徴収分で、人口増等により汚水量が増加しておりますので634万1,000円増額し、8億5,435万7,000円とするものであります。

次の7ページの支出で、項の1 営業費用、目の1 管渠費の備考欄の委託料118万円につきましては、管路等補修業務委託費で、上半期の実績により年度末までの予算が不足する見込みであるため、増額するものです。また、負担金のマイナス140万1,000円は、合志市で管理しています合志市の幾久富にある杉並台汚水中継ポンプ場の施設改修等のための負担金であることから、資本的支出に予算を組み替えるため、減額するものです。管渠費の合計で22万1,000円を減額し、4億796万円とするものであります。

次に、下段の目の5 総係費の備考欄の工事請負費307万4,000円につきましては、地下水を利用している事業所等の使用料算定のためのメーターの交換費用を増額するものです。そのほか、印刷製本費の7万5,000円を増額と合わせた314万9,000円を増額し、6,594万5,000円とするものであります。

次に、9ページをお開きください。

資本的支出の項の1 建設改良費、目の1 施設費で備考欄の公共下水道事業の内訳は、先ほど収益的支出で説明いたしました杉並台ポンプ場の施設改修等に対する負担につきまして、予算を組み替えるため140万1,000円を増額するものです。また、10月の人事異動に伴い、職員給料費等を201万2,000円増額するものです。施設費の合計で341万3,000円を増額し、14億5,602万円とするものであります。

次の10ページから補正後の令和3年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第60号 財産の処分について

○議長（上田茂政君） 日程第11、議案第60号財産の処分についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎君） それでは、議案第60号財産処分について御説明申し上げます。

原水工業団地第2街区第2画地の分譲売払いのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

内容を御説明いたします。

今回、ナカヤマ精密株式会社と既存の原水工業団地の用地分譲について協議が調いましたので、御提案させていただいてるものです。

ナカヤマ精密株式会社は、今回譲渡する第2街区第2画地に隣接する原水工業団地の用地において平成25年度から操業されている企業で、高い技術力により超合金を主とする精密金具工具類の設計、開発、製造を行われています。このたび、さらなる設備投資を決定され、新たな工場棟を建設及び研究開発設備の導入を目的として、用地拡張が必要となったものです。また、本件は令和3年4月22日にナカヤマ精密株式会社と菊陽町が締結した工場増設に伴う協定に基づく投資となります。

それでは、参考資料の次のページ、議案の3枚目を御覧ください。

原水工業団地の全景と該当箇所を拡大した航空写真となり、今回売払いする箇所を分譲区画として赤枠で囲んでいます。また、下段の航空写真では、既に稼働している隣接地の工場棟、研究棟も含めて位置関係が御確認いただけたと思います。

なお、今回の分譲で既存の原水工業団地は完売となります。

それでは、議案の最初にお戻りください。

最後に、議案内容について申し上げます。

議案内容は、1、財産、土地1万1,984.97平方メートル。2、所在地、菊陽町大字原水字上大谷3802番14。3、処分価格、1億7,566万905円。4、処分方法、随意契約。5、相手方、大阪府大阪市淀川区西宮原2-7-38、ナカヤマ精密株式会社、代表取締役社長中山慎一。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 委員長報告

○議長（上田茂政君） 日程第12、委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託しました案件について、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件について報告いたします。

請願第2号町道新山武蔵ヶ丘線における交通安全対策について審議を行いました。

審議内容を報告します。

12月8日、危機管理防災課の案内で、合志市市内に設置してありますハンプ設置箇所と今回請願されました町道新山武蔵ヶ丘線の現地調査を行いました。

次に、紹介議員の渡邊議員に出席していただき、請願内容の確認をしました。請願内容について地域などから要望が出ているか、建設課と危機管理防災課に確認したところ、提出はされていないと確認しました。

請願項目1の武蔵ヶ丘中、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター向かい側の路側帯部を武蔵ヶ丘団地20号線のスクールゾーン入り口までカラー塗装することにつきましては、カラー塗装をしなくてもラバーポールがあるので必要がないとの意見が出ました。また、ラバーポールの破損箇所がありましたが、通学路緊急合同点検における緊急改善箇所の対策として修理される計画であると確認しました。

請願項目2の武蔵ヶ丘コミュニティーセンター駐車場下段の空き地横のカーブ部分付近にハンプを設置につきましては、子どもたちの安全を考えてハンプを設置することでしたが、大型車の振動や二輪車の転倒の危険がある、交通事故を誘発するなど、慎重にすべきだと意見がありました。

請願項目3の熊本市に隣接する当該道路を中心とする変則五差路状況部分を青色塗装で囲むなどにつきましては、この場所はS字カーブで、青色塗装に気づいたとしても交差点がすぐ目の前に迫っていることから、交通安全対策の効果があるのか、費用対効果としてどうかという意見がありました。

以上が調査の経過でございます。

なお、請願第2号につきまして採決を行いました結果、不採択となりました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審査の経過と結果の御報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。



○議長（上田茂政君） 総務常任委員長の報告を終わります。

請願第2号町道新山武蔵ヶ丘線における交通安全対策についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 私は請願はしっかり受け止めるべきだと思うんですけども、今日の委員長の報告では不採択ということでしたが、もう少し出されている請願者の方と色々な協議を、執行部といたしますか、もっと重ねていかれたらどうかというふうに思うんですが、そういう意見は出なかったんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 先ほどの内容にもありましたが、私どもとしては、まずは町に対してそういう請願があるかということをお聞きしました。それはまずないということで、それから地域の皆さん、区の役員の皆さんとか学校側から何かありますかと紹介者の渡邊議員とも話しましたが、それもないということで、請願された方がすごく一生懸命見守りをしてくださって、その上での御意見だったと思いますが、ひとまず私どもとしましては、全ての3つの項目についてはいろいろと意見も重ねましたが、不採択となりました。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 例えば継続審議にして、その間学校とか自治会のほかの方とかに協議をしてもらうような提案というのはできるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） すみません、3つともに考えておりましたが、私どもの委員会のほうでは不採択という結果になりました。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） ただいまの小林議員の質問で佐々木委員長が答弁されました、ひとまずは不採択ってどういう意味ですか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 申し訳ありません、ひとまずという言葉は私の言葉のあやでございまして、まず不採択というのが私どもの結果でございまして。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 請願の扱いについては小林議員と同意見を持つ者ですけれども、それとは別に第2項目の2、ランプです。私の理解ではこのランプというのは道路を横断して、凸部分を造るという、そういうものだというふうに思いますが、道全体にこれを設置するという意味ですか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） こちらの請願の中では、コミュニティーセンター下段のほ

うにハンプをつけてくれという御意見でした。多分全体ではなくてそこと書いてありますので、上り部分、下り部分のことかなと私どもは認知しました。それとを渡邊議員からの説明でお聞きしました。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） このハンプです、これはいつも議論になります。非常に便利だという意味とまた別に、非常に危険だという意見もよく出てきますが、これは県道ですよ、生活道路じゃなくて県道部分じゃないんですか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 何年とかは分かりませんが、県のほうから町のほうに移管したということをお聞きしています。町道になっております。

○議長（上田茂政君） 甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 最後です。

ハンプについてはいろいろ議論のあるところというのは理解しております。ただ、この青色塗装、これについては、ここの7町内の方たちはいつもあそこに立って、そして子どもたちの安全のために毎朝というふうに私は理解しております、毎朝立っていらっしゃるといふふうです。その方たちから意見が出ましたので、もう少し精密に精査するということはできなかったんですか。

○議長（上田茂政君） 佐々木理美子さん。

○総務常任委員長（佐々木理美子君） 甲斐議員がおっしゃられたのは、1の通学路にカラー舗装をというところかと思いますが、そちらのほうには見守りの方が確かにいらっしゃいます。カラー塗装、青色塗装というのは市内とのはざまとこの道路の交差点ですので、こちらのほうは通学路になっていないと思いますので、そちらのほうのカラー塗装のほうはそういう不採択という結論に達しました。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号町道新山武蔵ヶ丘線における交通安全対策について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 賛成少数です。したがって、請願第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第9号 北朝鮮による日本人拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書  
(案)

○議長（上田茂政君） 日程第13、発議第9号北朝鮮による日本人拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、布田悟君外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田悟君、趣旨の説明をお願いします。

○10番（布田 悟君） 配付のとおり賛成者を得まして、私が提出者ということで説明をいたします。

昨日の日曜、熊日新聞にも報道をされておりましたように、12月11日土曜日の2時から熊本県庁地下第2会議室で、全国横断的に催されております北朝鮮に拉致された拉致被害者を救出するための啓発を進めようという啓発週間にのっとり、熊本県でもその大会が行われました。

主たる講師に、2002年に帰国されました政府認定の拉致被害者17名のうち5名が帰ってきておりますけれど、その中の一人、蓮池薫さんに登壇していただき、拉致問題の生々しいその当時の経過と現状についてお話をいただきました。

家族会といたしまして、熊本県には当町にお住まいの斉藤文代さん、九州学院出身の松木薫さんのお姉さんであります。それから、お隣の鹿児島県吹上浜から拉致されました増元るみ子さんと市川修一さん。増元るみ子さんのお姉さんであります平野フミ子さん、この方は熊本県八代市日奈久に在住されておりますので、この方も出席されました。ただし、斉藤文代さんは当日東京におきましてこの拉致問題の国際シンポジウムがあつておきまして、そちらに参加されており、その弟さんであります松木信宏さんが出席されております。

そのような中で、この大会は熊本県それから熊本県教育委員会が主催ということで行われましたけれど、熊本県下各地から、各自治体から、担当行政の職員の方それから学校関係の先生方、それと一般県民の方が参加されて行われたわけでありまして、このような地方における全国規模の大会というのは、年に1度ほどあつております。それから、私が属しております北朝鮮へ拉致された被害者を救出する、救う会というのがあります。全国ではありませんけれど、34県にわたって組織されております。その会も共催いたしまして、執り行つております。

そういう中で日本国政府の動きが、歴代首相の拉致問題は最優先に考える最重要課題であるというにもかかわらず、非常に遅々として進んでおります。

（「意見書の説明をしなければ」の声あり）

はい、分かりました。

そのような状況の中でこの意見書（案）を提出いたしますけど、提案理由といたしましては、現在も進行中の問題である北朝鮮による日本人拉致被害者全員を、国家戦略として国家、

国民が全力を挙げ一丸となった活動により拉致問題が解決するように提案しますということで、意見書（案）を読み上げます。

拉致は現在進行形の問題である。

北朝鮮による日本人拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書（案）。

北朝鮮による日本人拉致問題は、日本国の主権及び日本人の人権に対する重大な侵害である。北朝鮮の国家戦略により、日本人であるがゆえに不運にも拉致された方々の救出が日本国の最重要問題と歴代首相が言い続けてきたが、国として何らの動きが見えない現状には残念な思いが募るばかりである。

横田めぐみさんは、1977年11月15日に13歳で拉致され、44年が過ぎた。熊本県関係では、松木薫さんが1980年に、鹿児島県関係では増元み子さんと市川修一さんが1978年に拉致されている。

日本国政府が認定した拉致被害者は17名であるが、2002年に5名が帰国したのみである。さらに、拉致の可能性が排除できない日本人は900名近くおられるという調査、報告もされている。

拉致被害者の家族は、親の代はほとんどがお亡くなりになり、今やそのきょうだい、子の代になっている。家族が健康で元気なうちに被害者の帰国がかなわなければ、拉致問題の解決とはならない。

よって、現政権による国家戦略として、国家、国民が全力を挙げ一丸となったさらなる活動により、拉致被害者全員の救出、帰国の実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和3年12月13日。熊本県菊陽町議会議員上田茂政、衆議院議員細田博之様、参議院議員山東昭子様、内閣総理大臣岸田文雄様、法務大臣古川禎久様、外務大臣林芳正様、拉致問題担当大臣松野博一様。

以上であります。議員皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（上田茂政君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 拉致の解決については、国民が全力を挙げ拉致被害者全員の救出、帰国の実現を強く求めるということは賛成です。

で、質問なんですけど、「よって、現政権による国家戦略」というふうに書いてありますが、最重要課題として国民も協力して実現を求めているところまでは理解できるんですけど、国家戦略というのはどういう内容なんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 布田悟君。

○10番（布田 悟君） 国家戦略といいますのは、国家を代表する国民の代表として国会がございます。それを構成する衆議院、参議院がございます。国民は、その国家の構成機関でもあり

ます、個人個人が一人ずつです。この問題は、国民一人一人がこの意識を持つと、まだ拉致されてる被害者が北朝鮮にいるという、この現状の認識を持つという意味が必要であります。そのためには、国が国家を挙げてこういう問題はまだ現に進行中であると、現在進行中であるということを知らしめるためにも、11月に行われました拉致問題を考えるシンポジウム、これは東京でありましたけれど、ここの中においても岸田首相が申されております。全国の都道府県知事はもちろん、それから地方議会議員の方々たちもこのブルーバッジ、ブルーリボン、拉致問題を早く解決するという象徴であります、これをつけてくださいということも言っております。これも国家戦略の一つであります。

それから、マスコミが報道していただくというのが、国民にこの問題を啓発し、認識していただく一番の近道であります。そういった意味で、国を挙げてこの問題は考えよう。国家戦略でありますから、アメリカの力も必要であるかもしれませんが、それはアメリカの核問題と一緒にあって取り組んでいては日本における拉致問題解決しないということで、日本は日本独自の戦略でやってもいいんじゃないかと、その一つが私が言ってる国家戦略という意味であります。

○議長（上田茂政君） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子君） 別に反対ではないんですけど、国民一人一人は現状認識を十分持っていると思います。そしてまた、そのバッジをつけるかつかないが国家戦略と言われても、それは自由だと思います。

そしたら、今までの安倍政権は結構長い長期政権だったわけで、もっといろんな行動ができたのではないかなと思うんですけども。長期だったですよ、安倍政権は9年間もあったわけで、いろんなことができる時間は十分あったわけで、そういうのはどういふふうにご考えておられるのですか、私はそこはよく分からないので、教えていただきたいと思っております。

○議長（上田茂政君） 布田悟君に申し上げます。

簡単に分かりやすく教えてくれませんか、お願いします。

○10番（布田 悟君） 小林議員が言われるのももっともだと思います。私たち救う会もそうですが、家族の皆さん方は特にそうであります。一年一年が勝負ということでやってきておられますので、安倍政権は9年ありましたけれど——9年というのは前期、後期合わせてですよ——そのときも取り組んでおられましたけれど、なかなかこちらが思うようには事が運ばなかった。何しろ相手が何を考えてるか分からない、北朝鮮のあのキンマサクモでありますから、金正恩です。そういったこともありまして、断腸の思いで待っていたけど解決の動きはなかったということでもあります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（上田茂政君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

1月から3月にかけて議員派遣が生じたとき、議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（上田茂政君） 日程第15、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（上田茂政君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が1件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には、12月2日から本日までの12日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、御承認等いただき厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追加提案させていただきますのは、議案1件であります。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第62号は、令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、第二原水工業団地に伴う下水道整備に係る交付金が、熊本県による支援措置と国の経済対策等の補正予算により、本年度施行分から交付されることになりましたので、追加議案として提案させていただくものであります。

内容は、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入を5億1,120万円増額し、21億5,664万1,000円と定め、資本的支出を5億4,769万5,000円増額し、25億8,621万7,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第62号 令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（上田茂政君） 追加日程第1、議案第62号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹君） 議案第62号令和3年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第4号）に

ついて御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、先ほど議案第59号の下水道事業会計補正予算（第3号）を議決いただいたところですが、第二原水工業団地に伴う下水道整備に係る交付金が、熊本県の支援分と国の経済対策等の令和4年度の前倒し事業分の補正予算により、本年度施行分から事業費の2分の1が交付されることから、追加議案として提案させていただいたものであります。

今回の補正により、令和3年度分の第二原水工業団地に係る事業費としては、約10億8,800万円から約16億3,600万円に増額しております。また、これまで事業費の全額を町負担の起債で予定していたものが、事業費に対して約2分の1の7億9,400万円の交付金が受けられる見込みであります。このことにより、第二原水工業団地に係る起債の額は、事業費全額の約10億5,500万円から、増額後の事業費約16億円の2分の1の7億7,300万円を負担することになり、約2億8,200万円を減額しております。

それでは、第2条資本的収入及び支出の補正につきまして、上段の収入を御覧ください。

収入につきましては、交付金を増額し企業債を減額する、財源を組み替えた内容となっております。

第1款資本的収入、第1項企業債は、国からの交付金が見込まれるため2億8,280万円を減額し、10億9,320万円としております。

第5項交付金は、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金で、第二原水工業団地に係る令和4年度の前倒し事業分等で7億9,400万円を増額し、8億5,000万円としております。

次に、下段の支出を御覧ください。

支出につきましては、第二原水工業団地に係る令和4年度に予定した事業を前倒しで実施するための予算を増額しております。

第1款資本的支出、第1項建設改良費を5億4,769万5,000円増額し、20億371万5,000円としております。

続いて、2ページを御覧ください。

第3条債務負担行為の補正につきましては、先ほど資本的支出で御説明いたしました令和4年度の前倒し事業分を本年度予算に計上するため、限度額を19億1,200万円から13億6,400万円に減額しております。

次に、第4条企業債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業分で先ほど資本的収入で御説明いたしました第二原水工業団地に係る企業債分を2億8,280万円減額し、9億5,930万円とするものであります。今後も町負担を軽減するため、交付金の確保に努めてまいります。

次の3ページから、付属書類で下水道事業会計補正予算実施計画等の関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。



○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 質問いたします。

国から2分の1の交付金が出るようになったということは喜ばしいことですが、それでこれは県の事業になったから、県からの補助金というのはないということなんですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 先ほど熊本県からの支援という話を申しましたが、支援については熊本県の令和3年度分で、県下の社会資本総合交付金の予定事業の不用額を集めた形で、菊陽町にその分を流用するというので、その流用についても実際は国費になりますので、実際県からのお金の分は支援はありません。国からの交付金になります。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 残りの事業に対しても交付金を得られるように努力するということが、その見通しはどうですか。

○議長（上田茂政君） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹君） 今回の補正予算につきましては国の経済対策、これの中で今菊陽町の事業というのは国にとっても重要な事業であるということで、この事業に対して国のほうもそういった認識がありますし、まず令和3年度分で当初交付金0円であったのを、半額つけるというところまでつけていただいておりますので、今後もそういった状況は最後まで取れる見込みであります。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） じゃあ、事業総額が三十数億円だったなら、もうその半額になると思っ  
とっていいんでしょうか。土木部長にお願いします。

○議長（上田茂政君） 土木部長。

○土木部長兼都市計画課長（井芹 渡君） すいません、じゃあ私のほうから、御指名ですのでお答えいたします。

今、下水道課長が申し上げたように、国のほうも国策としてしっかりと応援するというような言葉をいただいておりますけれども、町としてもこれまで同様、国に対してしっかりと要望していきたいというふうに考えておまして、できれば30億円の約半分については交付金の対象としていただきたいということで、今後も要望してまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、そのほかの整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和3年第4回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時35分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 福 島 知 雄

菊陽町議会会議録  
令和3年第4回12月定例会

令和3年12月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田 茂 政  
編集人 菊陽町議会事務局長 東 桂一郎  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919